

平成 21 年度

厚生労働省 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

厚生労働省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

| | |
|---------------------------------|----|
| 貸借対照表 | 1 |
| 業務費用計算書 | 2 |
| 資産・負債差額増減計算書 | 3 |
| 区分別収支計算書 | 4 |
| 注記 | 6 |
| 附属明細書 | 20 |
| 参考情報 | 74 |
| 1. 厚生労働省の所掌する業務の概要 | |
| 2. 厚生労働省の組織及び定員 | |
| 3. 厚生労働省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ | |
| 4. 平成21年度歳入歳出決算の概要 | |
| 5. 公債関連情報 | |

厚生労働省 省庁別連結財務書類

| | |
|----------------|----|
| 連結貸借対照表 | 82 |
| 連結業務費用計算書 | 83 |
| 連結資産・負債差額増減計算書 | 84 |
| 連結区分別収支計算書 | 85 |
| 注記 | 87 |
| 附属明細書 | 95 |

厚生労働省 一般会計省庁別財務書類

| | |
|---------------------------------|-----|
| 貸借対照表 | 117 |
| 業務費用計算書 | 118 |
| 資産・負債差額増減計算書 | 119 |
| 区分別収支計算書 | 120 |
| 注記 | 121 |
| 附属明細書 | 129 |
| 参考情報 | 156 |
| 1. 厚生労働省の所掌する業務の概要 | |
| 2. 厚生労働省の組織及び定員 | |
| 3. 厚生労働省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ | |
| 4. 平成21年度一般会計の歳入歳出決算の概要 | |
| 5. 公債関連情報 | |

貸借対照表

(単位：百万円)

| | 前会計年度 (平成21年 3月31日) | 本会計年度 (平成22年 3月31日) | | 前会計年度 (平成21年 3月31日) | 本会計年度 (平成22年 3月31日) |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | ＜ 資 産 の 部 ＞ | | | | ＜ 負 債 の 部 ＞ |
| 現金・預金 | 25,994,888 | 22,849,632 | 未払金 | 7,139,885 | 7,200,785 |
| たな卸資産 | 1,797 | 28,221 | 支払備金 | 378,920 | 396,136 |
| 未収金 | 587,857 | 644,873 | 未経過保険料 | 20,361 | 15,960 |
| 未収収益 | 59,208 | 50,239 | 賞与引当金 | 24,776 | 19,144 |
| 未収保険料 | 4,590,329 | 4,797,964 | 責任準備金 | 7,977,520 | 8,124,915 |
| 前払金 | 1 | - | 公的年金預り金 | 136,265,089 | 130,434,429 |
| 前払費用 | 52 | 31 | 借入金 | 1,655,768 | 1,652,048 |
| 運用寄託金 | 124,983,924 | 121,401,135 | 退職給付引当金 | 619,071 | 473,325 |
| 貸付金 | 158,391 | 160,223 | その他の債務等 | 611 | 777 |
| その他の債権等 | 370 | 485 | | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,201,885 | △ 2,307,646 | | | |
| 有形固定資産 | 1,151,739 | 1,038,748 | | | |
| 国有財産（公共用 財産を除く） | 1,094,426 | 968,826 | | | |
| 土地 | 578,532 | 519,279 | | | |
| 立木竹 | 1,620 | 1,500 | | | |
| 建物 | 324,888 | 275,498 | | | |
| 工作物 | 161,386 | 140,661 | | | |
| 船舶 | 213 | 184 | | | |
| 建設仮勘定 | 27,784 | 31,703 | | | |
| 物品 | 57,313 | 69,921 | | | |
| 無形固定資産 | 58,270 | 65,183 | | | |
| 出資金 | 4,769,514 | 4,382,596 | | | |
| 資 産 合 計 | 160,154,460 | 153,111,689 | 負 債 合 計 | 154,082,005 | 148,317,524 |
| | | | ＜ 資 産 ・ 負 債 差 額 の 部 ＞ | | |
| | | | 資産・負債差額 | 6,072,454 | 4,794,164 |
| 資 産 及 び 負 債 差 額 合 計 | 160,154,460 | 153,111,689 | 負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計 | 160,154,460 | 153,111,689 |

業務費用計算書

(単位：百万円)

| | 前会計年度 | 本会計年度 |
|------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | (自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月31日) | (自 平成21年 4月 1日) (至 平成22年 3月31日) |
| 人件費 | 381,971 | 356,959 |
| 賞与引当金繰入額 | 24,776 | 19,159 |
| 退職給付引当金繰入額 | 32,537 | - |
| 退職給付引当金戻入額 | - | △ 90,765 |
| 労災保険給付費 | 769,551 | 745,928 |
| 労災援護給付費 | 114,847 | 111,635 |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | 37,574 | 29,996 |
| 年金保険給付費 | 4,465 | 3,445 |
| 失業保険給付費 | 1,681 | 1,757 |
| 福祉事業給付金 | 2,303 | 2,018 |
| 介護納付金 | 298,875 | 2,399 |
| 基礎年金給付費 | 15,585,076 | 16,559,692 |
| 国民年金給付費 | 1,566,799 | 1,446,802 |
| 厚生年金給付費 | 22,771,292 | 23,712,404 |
| 福祉年金給付費 | 8,701 | 7,204 |
| 保険給付費及保険者納付金 | 3,465,769 | - |
| 保険料等交付金 | 3,291,610 | 6,352,125 |
| 病床転換支援金 | 418 | 4 |
| 失業等給付費 | 1,411,838 | 2,001,969 |
| 雇用安定等給付費 | 49,775 | 714,780 |
| 保険料返還金 | 50,585 | 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | 8,571 | 9,436 |
| 補助金等 | 14,800,957 | 17,895,080 |
| 委託費等 | 708,125 | 667,889 |
| 独立行政法人運営費交付金 | 181,529 | 249,910 |
| 支払調整金繰入 | 1,574 | 1,894 |
| 庁費等 | 472,247 | 544,448 |
| その他の経費 | 271,382 | 272,999 |
| 減価償却費 | 57,882 | 48,446 |
| 貸倒引当金繰入額 | 994,509 | 1,040,857 |
| 責任準備金繰入額 | 17,013 | 147,394 |
| 支払利息 | 19,775 | 15,083 |
| 資産処分損益 | 17,473 | 6,144 |
| 出資金評価損 | 43,455 | 184,251 |
| 本年度業務費用合計 | 67,464,951 | 73,110,682 |

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

| | 前会計年度 | 本会計年度 |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日) | (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日) |
| I 前年度末資産・負債差額 | 5,817,349 | 6,072,454 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 67,464,951 | △ 73,110,682 |
| III 財 源 | 63,704,142 | 66,086,528 |
| 主管の財源 | 208,187 | 282,481 |
| 配賦財源 | 22,713,124 | 28,617,011 |
| 自己収入 | 40,782,728 | 37,186,950 |
| 他会計からの受入 | 101 | 85 |
| IV 無償所管換等 | 282 | △ 43,842 |
| V 資産評価差額 | △ 194,155 | △ 59,712 |
| VI 公的年金預り金の変動に伴う増減 | 4,319,930 | 5,830,660 |
| VII その他資産・負債差額の増減 | △ 110,143 | 18,758 |
| VIII 本年度末資産・負債差額 | 6,072,454 | 4,794,164 |

区分別収支計算書

(単位：百万円)

| I 業務収支 | 前会計年度 | 本会計年度 |
|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | (自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月31日) | (自 平成21年 4月 1日) (至 平成22年 3月31日) |
| 1 財源 | | |
| 主管の収納済歳入額 | 211,109 | 283,274 |
| 配賦財源 | 22,713,124 | 28,617,011 |
| 自己収入 | 37,739,774 | 35,852,145 |
| 他会計からの受入 | 96 | 62 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人 からの納付金収入 | 1,793,589 | - |
| 独立行政法人年金・健康保険福祉 施設整理機構からの納付金収入 | 40,319 | 48,580 |
| 独立行政法人福祉医療機構 からの納付金収入 | 677,624 | 415,483 |
| 前年度剰余金受入 | 2,019,394 | 2,075,527 |
| 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 3,840,229 | 6,060,633 |
| 財源合計 | 69,035,263 | 73,352,718 |
| 2 業務支出 | | |
| (1) 業務支出(施設整備支出を除く) | | |
| 人件費 | △ 465,817 | △ 442,192 |
| 労災保険給付費 | △ 770,673 | △ 749,647 |
| 労災援護給付費 | △ 115,357 | △ 112,243 |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | △ 37,575 | △ 26,340 |
| 年金保険給付費 | △ 4,436 | △ 3,665 |
| 失業保険給付費 | △ 1,681 | △ 1,760 |
| 福祉事業給付金 | △ 2,303 | △ 1,869 |
| 介護納付金 | △ 249,515 | △ 2,133 |
| 基礎年金給付費 | △ 15,445,794 | △ 16,426,879 |
| 国民年金給付費 | △ 1,577,937 | △ 1,477,278 |
| 厚生年金給付費 | △ 22,596,111 | △ 23,750,018 |
| 福祉年金給付費 | △ 9,367 | △ 7,646 |
| 保険給付費及保険者納付金 | △ 3,062,968 | - |
| 保険料等交付金 | △ 3,291,610 | △ 6,352,125 |
| 病床転換支援金 | △ 319 | △ 3 |
| 失業等給付費 | △ 1,349,592 | △ 1,980,506 |
| 雇用安定等給付費 | △ 49,793 | △ 714,796 |
| 保険料返還金 | △ 50,585 | △ 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | △ 7,226 | △ 9,124 |
| 補助金等 | △ 14,797,066 | △ 17,891,360 |
| 委託費等 | △ 713,235 | △ 673,428 |

| | | |
|--|---------------|---------------|
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 181,529 | △ 249,910 |
| 支払調整金繰入 | △ 1,574 | △ 1,894 |
| 貸付けによる支出 | △ 3,667 | △ 4,406 |
| 出資による支出 | △ 44 | △ 52,805 |
| 庁費等の支出 | △ 503,997 | △ 617,872 |
| その他の支出 | △ 272,151 | △ 274,685 |
| 業務支出（施設整備支出を除く）合計 | △ 65,561,934 | △ 71,873,923 |
| (2) 施設整備支出 | | |
| 土地に係る支出 | △ 557 | △ 308 |
| 立木竹に係る支出 | △ 2 | △ 1 |
| 建物に係る支出 | △ 5,352 | △ 3,269 |
| 工作物に係る支出 | △ 7,900 | △ 3,314 |
| 建設仮勘定に係る支出 | △ 17,798 | △ 6,876 |
| 施設整備支出合計 | △ 31,611 | △ 13,771 |
| 業務支出合計 | △ 65,593,546 | △ 71,887,695 |
| 業務収支 | 3,441,716 | 1,465,023 |
| II 財務収支 | | |
| 借入による収入 | 1,488,025 | 1,488,613 |
| 借入金の返済による支出 | △ 1,492,213 | △ 1,492,332 |
| 利息の支払額 | △ 19,818 | △ 15,123 |
| 財務収支 | △ 24,007 | △ 18,843 |
| 本年度収支 | 3,417,709 | 1,446,179 |
| 資金からの受入(決算処理によるもの) | 461,827 | 1,337,247 |
| 資金への繰入（決算処理によるもの） | △ 1,211,375 | △ 376,152 |
| 全国健康保険協会への承継による支出 | △ 592,633 | △ 31,183 |
| 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第2条各号に規定する独立行政法人に承継する額 | - | △ 38,662 |
| 翌年度一般会計への繰入 | - | △ 2,166 |
| 翌年度歳入繰入 | 2,075,527 | 2,335,261 |
| 資金本年度末残高 | 148,903,285 | 141,874,677 |
| その他歳計外現金・預金本年度末残高 | △ 124,983,924 | △ 121,360,306 |
| 本年度末現金・預金残高 | 25,994,888 | 22,849,632 |

注 記

1 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

なお、物品を用途毎に分類し、分類したグループ毎に統一の耐用年数を使用している。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金、貸付金等のうち一般債権については、過去3年ないし5年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。履行期限到来債権等の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

恩給に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて計算した額を計上している。

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

・平均給与上昇率 : 2.5%

(平成21年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率による)

・割引率 : 4.1%

(平成21年財政検証で用いられている長期的な運用利回りによる)

③ 公的年金預り金

「公的年金預り金」については、財政検証における財政見直し上の積立金の額については、少なくとも5年に1回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を負債計上する方法によっている。

併せて、公的年金預り金の毎年度の変動額については、合算資産・負債差額増減計算書において「公的年金預り金の変動に伴う増減」として計上する方法によっている。

また、公的年金に係る未収保険料、他会計繰入未収金及び他会計繰入未済金を合算貸借対照表に計上又は未払金から独立掲記している。

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|------------------------|-------|-------------------------------------|--|
| C型肝炎訴訟 | 7,370 | 仙台地裁 平成20年(ワ) 第157号 他137件 | 出産時の止血目的などに使用された血液製剤によりC型肝炎ウイルスに感染したとして損害賠償を請求したもの。 (※金額は国全額負担の場合。支払いは(独)医薬品医療機器総合機構の基金より。) |
| 東京建設アスベスト訴訟 | 6,622 | 東京地裁 平成20年(ワ) 第13069号 | 本件訴訟は、建設作業で石綿を含む建材を使用して、肺ガンや中皮腫などに罹患し、労災や石綿救済法上の認定を受けた被災者及びその遺族らが、石綿の発がん性が昭和30年ころから指摘され、世界保健機関(WHO)なども1970年代に発がん性を指摘していたにもかかわらず、国及び建材メーカーは対策を放置したとして、慰謝料を求め、東京地方裁判所に提訴したものである。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件 (集団訴訟) | 4,752 | 福岡地裁 平成20年(ワ) 第1978号 その他8件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、133名の原告が国に損害賠償を請求したもの。 |
| 各損害賠償等、合祀絶止等請求 上告事件 | 3,132 | 最高裁 平成21年(ネ) 第841号 | 国が靖国神社と一体となって合祀をしたとして、民族的・宗教的人格権が侵害され、また、憲法上の政教分離原則に違反すること等を理由とする慰謝料支払及び謝罪文交付を請求している。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件 (集団訴訟) | 2,238 | 大阪地裁 平成20年(ワ) 第9760号 その他7件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、67名の原告が国に損害賠償を請求したもの。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件 (集団訴訟) | 1,958 | 札幌地裁 平成20年(ワ) 第809号 その他9件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、62名の原告が国に損害賠償を請求したもの。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件 (集団訴訟) | 1,936 | 広島地裁 平成20年(ワ) 第943号 その他8件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、57名の原告が国に損害賠償を請求したもの。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件 (集団訴訟) | 1,650 | 東京地裁 平成20年(ワ) 第21040号他7件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、49名の原告が国に損害賠償を請求したもの。 |
| 横浜建設アスベスト訴訟 | 1,540 | 横浜地裁 平成20年(ワ) 第2586号 | 本件訴訟は、原告らが、1960年ころには石綿のがん原性の指摘があり、さらに、1970年代には世界保健機関(WHO)などが発がん性を指摘していたにもかかわらず、国は石綿を建築材料に指定し、あるいはその指定を解除しなかったほか、2006年まで使用等を禁止しなかったなどと主張し、「国とメーカーは危険性を知りながら、経済性を優先させて労働者の生命と健康を犠牲にした」として、国及び建材メーカー46社を被告とし、横浜地方裁判所に提訴したものである。 |

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|----------------------|------|--------------------------------------|--|
| 大阪アスベスト訴訟（第1陣） | 946 | 大阪地裁 平成18年（ワ） 第5235号 その他6件 | 本件訴訟は、アスベスト作業に従事していた元労働者、近隣住民らが、石綿肺等に罹患した責任は国にあるとして、損害賠償を求め、大阪地方裁判所に提訴したものである。 平成22年5月19日に一審判決が言い渡され（国一部敗訴）、原告被告の双方が控訴。 |
| 前橋中国人強制連行訴訟 | 635 | 平成19年（ネ） 第5051号 | 平成22年2月9日高裁にて控訴棄却、現在最高裁上告中（判決日未定） |
| シベリア抑留訴訟 | 605 | 大阪高裁 平成21年（ネ） 第2965号 | 日本軍兵士に対する安全配慮義務違反及び早期帰国実現義務違反の不作为について国に対し損害賠償を請求したものの。なお、一審は国側勝訴。 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 528 | 甲府地裁 平14（ワ）312 | 手術後の障害に係る損害賠償請求 |
| B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟） | 440 | 新潟地裁 平成20年（ワ） 第1050号 その他3件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、16名の原告が国に損害賠償を請求したものの。 |
| 富山不二越訴訟 | 416 | 平成19年（ネ） 第150号 | 平成22年3月8日高裁にて控訴棄却、現在最高裁上告中（判決日未定） |
| 大阪アスベスト訴訟（第2陣） | 390 | 大阪地裁 平成21年（ワ） 第14616号 その他1件 | 本件訴訟は、アスベスト作業に従事していた元労働者、近隣住民らが、石綿肺等に罹患した責任は国にあるとして、損害賠償を求め、大阪地方裁判所に提訴したものである。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟） | 374 | 静岡地裁 平成19年（ワ） 第374号 その他3件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、14名の原告が国に損害賠償を請求したものの。 |
| B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟） | 258 | 鳥取地裁 平成20年（ワ） 第249号 その他2件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、8名の原告が国に損害賠償を請求したものの。 |
| 石綿国家賠償請求事件（第一次） | 244 | 大阪地裁 平18（ワ） 第5235号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟） | 243 | 金沢地裁 平成21年（ワ） 第356号 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、7名の原告が国に損害賠償を請求したものの。 |
| 石綿国家賠償請求事件（第二次） | 239 | 大阪地裁 平18（ワ） 第10633号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| 第二次大戦戦没犠牲者合祀絶止等請求事件 | 238 | 東京地裁 平成19年（ワ） 第4657号 | 戦没者に関する情報の告知の撤回、原告に対する損害賠償及び謝罪文の交付等を請求している。また、戦没者の戦死の事実の報告、その懈怠による損害賠償を請求している。 |
| 石綿国家賠償請求事件（第八次） | 225 | 大阪地裁 （事件番号不明） | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| 長野強制連行訴訟 | 218 | 平成18年（ネ） 第1936号 | 平成21年9月17日高裁にて控訴棄却、現在最高裁上告中（判決日未定） |
| 石綿国家賠償請求事件（第三次） | 206 | 大阪地裁 平19（ワ） 第4423号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| B型肝炎損害賠償請求事件（集団訴訟） | 203 | 松江地裁 平成20年（ワ） 第324号 その他2件 | 集団予防接種を受け、B型肝炎ウイルスに感染・発症したことに対して、6名の原告が国に損害賠償を請求したものの。 |
| イレッサ訴訟 | 181 | 東京地裁 平成16年（ワ） 第25016号 その他7件 | 肺癌治療薬「イレッサ錠250」の副作用により間質性肺炎を発症又は死亡したとして損害賠償を請求したものの。 （※金額は国全額負担の場合） |
| 石綿国家賠償請求事件（第九次） | 165 | 大阪地裁 （事件番号不明） | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|------------------------|------|--|---|
| 在日コリアン無年金高齢者国家賠償事件 | 153 | 福岡地方裁判所 平成19年(ワ) 第3281号 | ○次に記した立法行為ないし立法不作為が、憲法第14条第1項及び国際人権規約に反し違法であるとして国に対して国家賠償を求めた事件。 ・国民年金創設時、その被保険者資格に国籍要件を定めたこと ・昭和57年に国籍要件が撤廃された際、過去に加入できなかった在日外国人について十分な経過措置を講じなかったこと ・昭和60年改正においても、過去に加入できなかった在日外国人について十分な経過措置を講じなかったこと ○平成22年9月8日判決予定 |
| 神戸アスベスト訴訟（第1陣） | 152 | 神戸地裁 平成19年(ワ) 第1159号 その他1件 | 本件訴訟は、アスベスト含有製品製造事業場の近隣住民が胸膜中皮腫に罹患した責任は、国と株式会社クボタにあるとして、損害賠償を求め、神戸地方裁判所に提訴したものである。 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 132 | 東京地裁 平17(ワ)18088 | 手術後の障害に係る損害賠償請求 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 120 | 東京地裁 平21(ワ)20669 | 手術後の障害に係る損害賠償請求 |
| 神戸アスベスト訴訟（第2陣） | 113 | 神戸地裁 平成21年(ワ) 第2229号 | 本件訴訟は、アスベスト作業に従事していた元労働者が、肺がんに罹患した責任は、国と株式会社クボタにあるとして、損害賠償を求め、神戸地方裁判所に提訴したものである。 |
| 日野防空壕訴訟 | 105 | 東京地裁立川支部 平成17年(ワ) 第2677号 | 陥没災害の事故により原告らの住居が損壊したのは、旧陸軍立川航空工廠の地下壕が原因であるとして、国家賠償法第2条第1項、民法第717条第1項等に基づき、国に対して損害賠償を請求したものである。平成22年11月29日判決言い渡し予定。 |
| 予防接種損害賠償請求事件 | 104 | 仙台高裁 平成20年(ネ) 第233号 | 種痘の予防接種を受け、障害になったことに対して、国、都、市に損害賠償を請求したものに係る控訴審。 |
| 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件 | 102 | 札幌地裁 平成16年(行ワ) 第6号 その他33件 | 原爆症認定申請却下処分の取消及び損害賠償を請求したものである。現在の偶発債務見込金額の他、利息については未確定。 |
| 損害賠償請求事件 | 101 | 東京地裁 平成21年(ワ) 第47903号 | 国立伊東重度障害者センター元利用者が死亡した事例について、注意義務違反により誤嚥事故を起こしたこと等が原因との理由で、国側に損害賠償を求めるとの訴訟。 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 100 | 東京地裁 平19(ワ)20483 | 手術後の障害に係る損害賠償請求 |
| C J D 訴訟 | 98 | 東京地裁 平成13年(ワ) 第23774号 その他4件 | ヒト乾燥硬膜の移植を受けて、クワイフェルト・ヤコブ病に罹患したとして損害賠償を請求したものである。平成14年3月25日基本和解合意。 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 80 | 千葉地裁 平18(ワ)2737 東京高裁 平22(ネ)1263 | 処置後の死亡に係る損害賠償請求 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 73 | 東京地裁 平20(ワ)8008 | 手術後の死亡に係る損害賠償請求 |
| 石綿国家賠償請求事件（第四次） | 66 | 大阪地裁 平19(ワ) 第8279号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 (現在、係争中であり、今後の予定は未定) |
| H I V 訴訟 | 55 | 大阪地裁 平成16年(ワ) 第7841号 その他2件 | 血友病治療薬である血液凝固因子製剤の使用によりヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染したとして損害賠償を請求したものである。平成8年3月29日基本和解合意。 |
| 原爆症認定義務付け等請求事件 | 50 | 大阪事件 平成21年(行ワ) 第62号 その他21件 | 厚生労働大臣が処分をしないことの違法確認、原爆症認定をすべき旨を命ずる義務付け、及び、損害賠償を請求したものである。現在の偶発債務見込金額の他、利息については未確定。 |
| 国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟 | 50 | 水戸地裁 平20(ワ)134 | 契約解除に係る損害賠償請求 |

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|--|------|---------------------------------|---|
| 石綿国家賠償請求事件（第六次） | 38 | 大阪地裁 平20（ワ） 第6162号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| 損害賠償請求控訴事件（たばこ訴訟） | 37 | 東京高裁 平成22年（ネ） 第2176号 | たばこによる健康被害について、国及びたばこ販売社等が適切な処置を怠ったとして損害賠償を請求したものの。 |
| 石綿国家賠償請求事件（第五次） | 33 | 大阪地裁 平19（ワ） 第16301号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| 石綿国家賠償請求事件（第七次） | 33 | 大阪地裁 平20（ワ） 第11001号 | 規制制定・監督権限の不行使による損害賠償の請求 （現在、係争中であり、今後の予定は未定） |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 30 | 東京地裁 平21（ワ）37834 | 問診不備に係る損害賠償請求 |
| 国立高度専門医療センターにおける医療訴訟 | 13 | さいたま地裁川越支部 平21（ワ）1048 | 検査不実施に係る損害賠償請求 |
| 損害賠償請求事件 | 12 | 神戸地裁伊丹支部 平成20年（ワ） 第645号 | 歯科治療において、歯科用水銀「アマalgam」の充填を受けたことにより、健康被害等を受けた等として、国家賠償法に基づく損害賠償法を請求するもの。 （※金額は国全額負担の場合） |
| 戦没者等の妻に対する特別給付金に係る損害賠償請求事件 | 11 | 大阪地裁 平成21年（ワ） 第4064号 | 受給権を有していながら国等からの個別案内等の不備により、支給を受けることができなかったとし、時効により消滅した給付金の賠償を請求したものの。（平成22年秋判決予定） |
| 霊壙簿からの氏名抹消等請求控訴事件 | 9 | 大阪高裁 平成21年（ネ） 第792号 | 靖国神社の合祀に対し、国は、積極的に個人情報を提供し続け、靖国神社による人格権侵害に加功したとして、また、政教分離の原則に反するとして、国家賠償法1条1項の違法である旨主張し、慰謝料を請求している。 |
| 損害賠償請求事件（谷本事件） | 6 | 東京高裁 平成21年（ネ） 第6013号 | 中国において軍務に服したにもかかわらず5年6月の給料が支給されていないのは、身分権利の侵害であるとして、600万円の支払いを求めている。平成22年3月25日結審、4月27日判決（原告の請求は棄却） |
| ・保険医登録取消処分取消等請求 ・損害賠償請求本訴（国家賠償） ・同反訴控訴事件 | 5 | 平成22年（行ワ） 第14号 | ・22年1月8日 大阪地裁判決（勝訴） ・22年1月20日 大阪高裁へ控訴 ・22年8月27日 大阪高裁判決予定 |
| 国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟 | 5 | 横浜地裁 平21（ワ）2425 | 児童相談所への通告に係る損害賠償請求 |
| 生活保護に係る損害賠償請求控訴事件 | 3 | 平成22年（ネ） 第624号 | 平成11年12月から平成12年2月までの検査入院期間中における、他人介護料相当分減額に対する損害賠償を請求したものの。平成22年1月29日、一審で原告が敗訴したため大阪高裁へ控訴。 |
| 介護福祉士国家試験受験申込拒否処分取消等請求事件 | 3 | 高松地裁 平成21年（行ワ） 第17号 | 第21回介護福祉士国家試験の受験申込に際し、財団法人社会福祉振興・試験センターが、個人の使用者による実務経験証明書では、実務経験の証明にはならないことを理由に申込を拒否したことに對し、処分の取消を求める請求をするもの。 平成22年9月8日結審予定。 |
| 慰謝料等請求事件（京都局京都上署） | 2 | 京都地裁 平成21年（ワ） 第2721号 | 申告した事案に対する監督権限の不適切な行使に対する慰謝料等請求事件。 |
| 合祀取消及び損害賠償請求事件 | 2 | 那覇地裁 平成20年（ワ） 第395号 | 国が行った靖国神社への合祀事務の援助協力は、公権力の行使であり本件戦没者に関する氏名等の個人情報を国費を以て提供したことは、政教分離違反として国家賠償法1条1項の違法である旨主張し、慰謝料を請求している。平成22年10月26日判決予定。 |
| 慰謝料等請求事件（香川局丸亀署） | 1 | 高松地裁丸亀支部 平成21年（ワ） 第10号 14 | 申告した事案に対する監督権限の不適切な行使に対する慰謝料等請求事件。 |

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
|--------------------------|------|---------------------------------|--|
| 損害賠償請求事件（茨城局水戸署） | 1 | 東京高裁 | 申告処理において訴外労働者に使用者たる原告の名誉を毀損する言葉を発したとして慰謝料を請求するもの。 |
| 生活保護に係る損害賠償請求事件 | 1 | 平成20年（ワ）第606号 | 原告は自動車の保有を理由として保護を廃止された。その際の精神的苦痛について被告自治体に対して損害賠償を請求するとともに、保護費の4分の3は国庫であることを理由として、国に対しても損害賠償請求を行ったもの。 |
| 損害賠償請求事件 | 1 | 平成22年（ワ）第83号 | ①事件の説明 要旨、「監督署職員が調査に関して、原告の名誉を毀損した。」 ②今後の予定（現在） 22.6.29判決「棄却」。その後、原告が控訴した旨の情報あり。（22.7.13情報） |
| 損害賠償請求事件 | 1 | 東京地裁 平21(ワ)12066 | タクシー運転手である原告が勤務中に他の車に追突され受傷したため、労働基準監督署へ労災申請をしたところ、国が①7か月以上たっても何ら処分をしないこと、②雇用主及び加害者の代理人（保険会社）に適切な指導をしないこと等により原告が損害を被ったとして提起された |
| 労働保険処分取消請求上告・受理事件及びその他2件 | 0 | 平成22年（行ツ）第231号・平成22年（行ヒ）第235号 | 雇用保険法の基本手当を支給しない旨の処分の取り消しを求め提訴に及んだもの等 |
| 保険医登録取消処分取消等請求 | - | 平成21年（行ウ）第102号 | ・21年5月29日 大阪地裁へ提訴 ・22年8月30日 最終口頭弁論（予定） ・今後、判決言渡し見込み（時期未定） |
| 保険医登録取消処分取消請求 | - | 平成21年（行カ）第92号 平成21年（行リ）第106号 | ・21年1月14日 奈良地裁判決（勝訴） ・21年11月26日 大阪高裁判決（勝訴） ・21年12月10日 最高裁へ上告及び上告受理申立 |
| 保険医の登録の取消処分の取消請求控訴事件 | - | 平成22年（行コ）第2号 | 保険医の登録取消処分の取消訴訟の控訴審 平成22年10月14日判決言い渡し |
| 保険医登録取消処分取消請求事件 | - | 平成19年（行ウ）第531号 | 保険医の登録取消処分の取消訴訟 平成22年度中結審の可能性あり |
| 保険医登録不登録処分取消等請求事件 | - | 平成21年（行ウ）第1号 | 保険医登録拒否処分の取消訴訟 平成22年9月29日第8回口頭弁論期日予定 |

（注1） 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成22年3月31日現在の請求金額を記載している。

（注2） 金額欄は、国が敗訴した場合に、国が支払う（見込み）額とし、金額が不明な場合は「-」を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 71,143 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 241,395 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・年金特別会計（基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定、業務勘定）
- ・労働保険特別会計（労災勘定、雇用勘定、徴収勘定）
- ・船員保険特別会計
- ・国立高度専門医療センター特別会計

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 責任準備金の計上方法

労働保険特別会計労災勘定では、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出した額を責任準備金に繰入。

$$\text{翌年度以降各年度の年金受給者} \times \text{労災年金単価} \times \text{スライド率} \times (1 / \text{現価率})$$

(4) 財政法第 44 条の資金

| 所属会計 | 資金名 | 根拠法令 | 内容 |
|------------------|--------|---|---|
| 年金特別会計基礎年金勘定 | 積立金 | 「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 38 条の 2 | 将来の基礎年金の給付に要する費用に充てるために設置している。 |
| 年金特別会計国民年金勘定 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」第 115 条 | 国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために設置している。 |
| 年金特別会計厚生年金勘定 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」第 116 条 | 厚生年金保険事業の保険給付及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために設置している。 |
| 年金特別会計児童手当勘定 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」第 118 条 | 児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために設置している。 |
| 労働保険特別会計労災勘定 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」第 103 条第 1 項 | 労災年金債務の履行に要する責任準備金の財源とするために設置している。 |
| 労働保険特別会計雇用勘定 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」第 103 条第 3 項 | 失業等給付に要する財源とするために設置している。 |
| 労働保険特別会計雇用勘定 | 雇用安定資金 | 「特別会計に関する法律」第 104 条 | 雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置している。 |
| 国立高度専門医療センター特別会計 | 積立金 | 「特別会計に関する法律」附則第 187 条 | 決算上の剰余金のうち、国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額を積み立てるために設置している。 |

(注 1) 財政法第 44 条の資金とは、一会計年度内に消費し尽くすことを予定せず、一般の現金と区分して保有、運用され、主として歳計外で経理される金銭である。

(注 2) 根拠法令については、平成 22 年 3 月 31 日現在のものを記載している。

(5) 公的年金預り金の会計処理

① 負債計上の考え方

厚生年金及び国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国（特別会計）に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付原価自体を負債として計上するという考え方がある。

しかしながら、社会保障制度としての厚生年金及び国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式（その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式）を基本とした制度となっていることや、財政検証における財政見通し上の積立金の額については、少なくとも 5 年に 1 回、実績を踏まえた見直しが行われること等を勘案し、将来の年金給付財源に充てるために保有しているものとして明確である資産から、未払金相当額を控除した金額を、「公的年金預り金」の科目で負債計上することとする。

② 公的年金預り金に対応する資産等の内訳

$$\text{公的年金預り金 (E)} = \text{積立金 (A)} + \text{未収金等 (B)} + \text{出資金の一部 (C)} - \text{未払金 (D)}$$

(単位：百万円)

| | | 本年度末残高 | 考え方 |
|---|----------|-------------|---------------------------------------|
| A | 現金・預金 | 5,556,265 | 積立金 |
| | 運用寄託金 | 121,401,135 | |
| B | 未収金 | 50,201 | 積立金と同様に、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産として計上 |
| | 未収収益 | 134 | |
| | 未収保険料 | 4,018,040 | |
| | 他会計繰入未収金 | 5,986,019 | |

| | | | |
|---|----------|-------------|--|
| | △貸倒引当金 | △2,038,832 | |
| C | 出資金 | 2,575,387 | 出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分を計上 |
| D | (控除) | | 発生主義の考え方にに基づき、積立金の一部を負債計上しているため、控除する |
| | 前受金 | 0 | |
| | 未払金 | 4,026,758 | |
| | 他会計繰入未済金 | 3,087,164 | |
| E | 公的年金預り金 | 130,434,429 | |

(6) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、当年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と財政融資資金に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・「たな卸資産」には、主に検定検査標準品、医薬品を計上している。
- ・「未収金」には、年金返納金等を計上している。
- ・「未収収益」には、預金利子等に係る当年度経過分の利子を計上している。
- ・「未収保険料」には、当年度末における当年度分及び過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「前払金」には、業務取扱費の前払額を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料の次年度以降の期間に属する額を計上している。
- ・「運用寄託金」には、年金特別会計における年金積立金管理運用独立行政法人の寄託金額を計上している。
- ・「貸付金」には、母子寡婦福祉貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価格、償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価格で計上している。
- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地等、土地の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「立木竹」には、緑化施設や樹木等、立木竹の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等、建物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、建物に対する構築物等、工作物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所所有の船舶等、船舶の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度末現在未完成の工事に係る工事代金支出額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額 50 万円以上（労働保険特別会計においては取得価額 5 万円以上）の機械器具等の重要物品について、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェア等に係る資産を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等に対する出資金を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、年金給付の未払金等を計上している。
- ・「支払備金」には、当年度末における受給資格者に対して、支給することが見込まれる失業保険金の額等を計上している。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。

- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「責任準備金」には、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、厚生年金及び国民年金に係る現金・預金及び運用寄託金（いわゆる積立金）並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。
- ・「借入金」には、年金特別会計における昭和48年度末歳入不足補填債務借入金、旧日雇健康勘定に係る歳入不足補てん債務借入金、及び国立高度専門医療センター特別会計における財政融資資金に対する借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）に係る退職給付のうち、本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債務、及び健康保険に係る前納保険料等を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金戻入額」には、退職給付引当金からの戻入額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災援護給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金のため支出した額を計上している。
- ・「疾病保険給付費及保険者納付金」には、「船員保険法」の規定による疾病保険給付のため支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の規定による保険者納付金を計上している。
- ・「年金保険給付費」には、「船員保険法」の規定による年金保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「失業保険給付費」には、「船員保険法」の規定による失業保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉事業給付金」には、「船員保険法」の規定による福祉事業のため支出した額を計上している。
- ・「介護納付金」には、「介護保険法」の規定による介護納付金を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「厚生年金給付費」には、「厚生年金保険法」の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、「国民年金法」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。

- ・「保険給付費及保険者納付金」には、「健康保険法」に基づく被保険者・被保険者であった者等に対する保険給付のために支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法」に基づく保険者納付金を計上している。
 - ・「保険料等交付金」には、「健康保険法」第155条の2の規定による保険料等の全国健康保険協会への交付金を計上している。
 - ・「病床転換支援金」には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく支援金及び事務費拠出金を計上している。
 - ・「失業等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
 - ・「雇用安定等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき実施する雇用安定事業における雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
 - ・「保険料返還金」には、過誤納付による事業主への保険料返還金支出を計上している。
 - ・「石綿健康被害救済事業交付金」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構に交付した額等を計上している。
 - ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
 - ・「委託費等」には、分担金、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、補給金及び拠出金を計上している。
 - ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に基づき、独立行政法人に交付した運営費交付金を計上している。
 - ・「支払調整金繰入」には、年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
 - ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
 - ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
 - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
 - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
 - ・「責任準備金繰入額」には、労災保険における責任準備金の当年度末残高と前年度末残高との差額を計上している。
 - ・「支払利息」には、借入金及び政府短期証券等の資金調達に関して発生した利息を計上している。
 - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
 - ・「出資金評価損」には、出資金に係る資産売却による出資の減少を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
 - ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
 - ・「主管の財源」には、厚生労働省主管の財源となる診療収入等を計上している。
 - ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
 - ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入額、返納金等収入額等を計上している。
 - ・「他会計からの受入」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づく一般拠出金の徴収に係る経費負担の目的のため、一般会計からの石綿健康被害拠出金徴収経費財源の受入額を

計上している。

- ・「無償所管換等」には、一般会計への土地、建物等の所管換等に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額等を計上している。
- ・「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金の本年度増減額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、年金特別会計における年金保険事業資金の財政融資資金への預託に係る受取利息額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、厚生労働省主管一般会計の歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額の差額を計上している。
- ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入額、返納金等収入額等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づく一般拠出金の徴収に係る経費負担の目的のため、一般会計からの石綿健康被害拠出金徴収経費財源の受入額を計上している。
- ・「年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入」には、独立行政法人福祉医療機構からの納付金を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、特別会計における前年度決算の剰余金額を計上している。
- ・「資金からの受入（予算上措置されたもの）」には、予算上措置された資金からの受入額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災援護給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金のため支出した額を計上している。
- ・「疾病保険給付費及保険者納付金」には、「船員保険法」の規定による疾病保険給付のため支出した額並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 83 号）の規定による保険者納付金を計上している。
- ・「年金保険給付費」には、「船員保険法」の規定による年金保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「失業保険給付費」には、「船員保険法」の規定による失業保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉事業給付金」には、「船員保険法」の規定による福祉事業のため支出した額を計上している。
- ・「介護納付金」には、「介護保険法」の規定による介護納付金の支出額を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、「国民年金法」の規定による基礎年金給付のため支出した額を計上している。

- ・「国民年金給付費」には、「国民年金法」の規定による国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「厚生年金給付費」には、「厚生年金保険法」の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、「国民年金法」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の規定による年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「保険給付費及保険者納付金」には、「健康保険法」に基づく被保険者・被保険者であった者等に対する保険給付のために支出した額及び、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「健康保険法」に基づく保険者納付金を計上している。
- ・「保険料等交付金」には、「健康保険法」第155条の2の規定による保険料等の全国健康保険協会への交付金を計上している。
- ・「病床転換支援金」には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく支援金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「失業等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、「雇用保険法」の規定に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金額を計上している。
- ・「保険料返還金」には、過誤納付による事業主への保険料返還金支出を計上している。
- ・「石綿健康被害救済事業交付金」には、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構に交付した額等を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、補給金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条で規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金の支出額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、母子寡婦福祉貸付等の貸付に係る支出額を計上している。
- ・「出資による支出」には、株式会社日本政策金融公庫に対する出資のために財務省へ支出した額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機等借料等の物件費等の支出額を計上している。
- ・「その他の業務支出」には、旅費等の支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地取得に要した支出額を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹取得に要した支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物取得に要した支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物取得に要した支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、複数の会計年度に係る工事に要した支出額を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、当年度の借入金による収入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、当年度の借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金に係る利息の支払額を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「資金からの受入（決算処理によるもの）」には、決算整理による財政法第 44 条の資金からの受入を計上している。
- ・「資金への繰入（決算処理によるもの）」には、決算整理による財政法第 44 条の資金への繰入を計上している。
- ・「全国健康保険協会への承継による支出」には、歳入歳出外にて全国健康保険協会へ承継した金額を計上している。
- ・「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 2 条各号に規定する独立行政法人に承継する額」には、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」附則第 8 条第 1 項の規定により国立高度専門医療研究センターに承継する額を計上している。
- ・「翌年度一般会計への繰入」には、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」附則第 10 条第 3 項の規定により一般会計に帰属することとして平成 22 年度の一般会計の歳入に繰り入れる額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」に「資金からの受入」（決算整理によるもの）、「資金への繰入」（決算整理によるもの）を加減したものを計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金の本年度末残高を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金以外の歳計外現金・預金の残高を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」及び「その他歳計外現金・預金本年度末残高」加減した金額を計上している。

(7) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 船員保険特別会計の廃止

本特別会計は「特別会計に関する法律」及び「日本年金機構法の施行期日を定める政令」（平成 20 年政令第 387 号）の規定により平成 21 年 12 月 31 日まで設置されたものである。

同日において本特別会計に所属していた権利義務は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 30 号）附則第 138 条第 4 項の規定により労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定並びに年金特別会計の健康勘定及び業務勘定に帰属させることとし、このうち、同条第 2 項の規定により平成 21 年度の歳入に繰り入れるべき金額は、労働保険特別会計の雇用勘定及び年金特別会計の健康勘定の歳入へ繰り入れた。

また、同条第 3 項の規定により本特別会計に所属していた積立金は、全国健康保険協会に承継し並びに労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定の積立金として積み立てられたものとされた。

④ 国立高度専門医療センター特別会計の廃止

本特別会計は平成 21 年度末をもって廃止した。なお、本特別会計に所属する権利及び義務は、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」附則第 8 条第 1 項及び第 10 条 3 項の規定により、各国立高度専門医療研究センターへ承継されるものを除き、一般会計に帰属した。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

| | 一般会計 | 年金特別会計 | 労働保険特別会計 | 国立高度専門医療センター特別会計 | 相殺消去 | 合算合計 |
|----------------|------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| <資産の部> | | | | | | |
| 現金・預金 | - | 8,397,895 | 14,410,652 | 41,084 | - | 22,849,632 |
| たな卸資産 | 27,785 | - | - | 435 | - | 28,221 |
| 未収金 | 6,980 | 519,866 | 104,021 | 14,004 | - | 644,873 |
| 未収収益 | - | 2,979 | 47,260 | - | - | 50,239 |
| 未収保険料 | - | 4,797,964 | - | - | - | 4,797,964 |
| 前払金 | 143,771 | - | - | - | △ 143,771 | - |
| 前払費用 | 11 | 0 | 19 | 0 | - | 31 |
| 運用寄託金 | - | 121,401,135 | - | - | - | 121,401,135 |
| 貸付金 | 160,223 | - | - | - | - | 160,223 |
| 他会計繰入未収金 | - | 5,646,565 | - | - | △ 5,646,565 | - |
| その他の債権等 | 485 | - | - | - | - | 485 |
| 貸倒引当金 | △ 289 | △ 2,255,862 | △ 51,485 | △ 9 | - | △ 2,307,646 |
| 有形固定資産 | 430,820 | 81,475 | 202,394 | 324,057 | - | 1,038,748 |
| 国有財産（公共用財産を除く） | 415,386 | 81,254 | 189,199 | 282,986 | - | 968,826 |
| 土地 | 251,540 | 54,881 | 75,165 | 137,692 | - | 519,279 |
| 立木竹 | 445 | 63 | 637 | 353 | - | 1,500 |
| 建物 | 98,319 | 16,257 | 84,677 | 76,244 | - | 275,498 |
| 工作物 | 57,199 | 10,051 | 27,735 | 45,674 | - | 140,661 |
| 船舶 | 184 | - | - | - | - | 184 |
| 建設仮勘定 | 7,697 | - | 984 | 23,021 | - | 31,703 |
| 物品 | 15,434 | 221 | 13,194 | 41,070 | - | 69,921 |
| 無形固定資産 | 1,950 | 22,990 | 40,149 | 92 | - | 65,183 |
| 出資金 | 740,300 | 2,806,567 | 835,728 | - | - | 4,382,596 |
| 資産合計 | 1,512,041 | 141,421,578 | 15,588,740 | 379,665 | △ 5,790,336 | 153,111,689 |
| <負債の部> | | | | | | |
| 未払金 | 320,446 | 6,877,605 | 2,484 | 249 | - | 7,200,785 |
| 支払備金 | - | - | 396,136 | - | - | 396,136 |
| 未経過保険料 | - | - | 15,960 | - | - | 15,960 |
| 賞与引当金 | 11,582 | 196 | 4,673 | 2,692 | - | 19,144 |
| 責任準備金 | - | - | 8,124,915 | - | - | 8,124,915 |
| 公的年金預り金 | - | 130,434,429 | - | - | - | 130,434,429 |
| 借入金 | - | 1,479,228 | - | 172,820 | - | 1,652,048 |
| 退職給付引当金 | 308,130 | 6,602 | 117,126 | 41,465 | - | 473,325 |
| 他会計繰入未済金 | 5,644,720 | - | 1,845 | - | △ 5,646,565 | - |
| その他の債務等 | 319 | 0 | 143,795 | 433 | △ 143,771 | 777 |
| 負債合計 | 6,285,198 | 138,798,062 | 8,806,938 | 217,661 | △ 5,790,336 | 148,317,524 |
| <資産・負債差額の部> | | | | | | |
| 資産・負債差額 | △ 4,773,156 | 2,623,515 | 6,781,802 | 162,003 | - | 4,794,164 |

勘定別の資産及び負債の明細

① 年金特別会計

(単位：百万円)

| | 基礎年金勘定 | 国民年金勘定 | 厚生年金勘定 | 福祉年金勘定 | 健康勘定 | 児童手当勘定 |
|----------------|-----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------|
| <資産の部> | | | | | | |
| 現金・預金 | 2,625,676 | 291,733 | 5,264,531 | 84 | 38,484 | 101,141 |
| 未収金 | 327,391 | 1,060 | 49,141 | 220 | - | 16,691 |
| 未収収益 | 2,833 | 10 | 124 | - | - | 11 |
| 未収保険料 | - | 1,965,857 | 2,052,182 | - | 779,923 | - |
| 他会計繰入未収金 | 3,087,164 | 1,003,946 | 4,982,073 | 1,854 | - | 37,499 |
| 前払費用 | - | - | - | - | - | - |
| 運用寄託金 | - | 7,175,159 | 114,225,976 | - | - | - |
| 貸倒引当金 | △ 1,339 | △ 1,740,274 | △ 298,558 | △ 110 | △ 152,879 | △ 214 |
| 有形固定資産 | - | 762 | 4,336 | - | 7,416 | 35,553 |
| 国有財産(公共用財産を除く) | - | 762 | 4,336 | - | 7,359 | 35,505 |
| 土地 | - | 118 | 3,472 | - | 5,505 | 28,646 |
| 立木竹 | - | - | 0 | - | 0 | 8 |
| 建物 | - | 466 | 495 | - | 1,242 | 4,893 |
| 工作物 | - | 178 | 368 | - | 611 | 1,956 |
| 物品 | - | - | 0 | - | 57 | 48 |
| 無形固定資産 | - | - | - | - | - | 88 |
| 出資金 | - | 158,756 | 2,481,957 | - | 113,557 | - |
| 資産合計 | 6,041,725 | 8,857,012 | 128,761,765 | 2,049 | 786,502 | 190,773 |
| <負債の部> | | | | | | |
| 未払金 | 2,785,370 | 225,144 | 3,801,613 | 1,603 | - | 63,824 |
| 前受金 | - | - | 0 | - | - | - |
| 他会計繰入未済金 | 378,808 | 565,789 | 2,521,374 | - | - | - |
| 賞与引当金 | - | - | - | - | - | 11 |
| 借入金 | - | - | - | - | 1,479,228 | - |
| 公的年金預り金 | - | 8,046,846 | 122,387,583 | - | - | - |
| 退職給付引当金 | - | - | - | - | - | 300 |
| 負債合計 | 3,164,179 | 8,837,780 | 128,710,572 | 1,603 | 1,479,228 | 64,136 |
| <資産・負債差額の部> | | | | | | |
| 資産・負債差額 | 2,877,546 | 19,232 | 51,193 | 446 | △ 692,725 | 126,636 |

(単位：百万円)

| | 業務勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|----------------|----------------|--------------------|--------------------|
| <資産の部> | | | |
| 現金・預金 | 76,243 | - | 8,397,895 |
| 未収金 | 125,360 | - | 519,866 |
| 未収収益 | - | - | 2,979 |
| 未収保険料 | - | - | 4,797,964 |
| 他会計繰入未収金 | - | △ 3,465,972 | 5,646,565 |
| 前払費用 | 0 | - | 0 |
| 運用寄託金 | - | - | 121,401,135 |
| 貸倒引当金 | △ 62,485 | - | △ 2,255,862 |
| 有形固定資産 | 33,405 | - | 81,475 |
| 国有財産(公共用財産を除く) | 33,290 | - | 81,254 |
| 土地 | 17,140 | - | 54,881 |
| 立木竹 | 54 | - | 63 |
| 建物 | 9,159 | - | 16,257 |
| 工作物 | 6,935 | - | 10,051 |
| 物品 | 115 | - | 221 |
| 無形固定資産 | 22,902 | - | 22,990 |
| 出資金 | 52,296 | - | 2,806,567 |
| 資産合計 | 247,722 | △ 3,465,972 | 141,421,578 |
| <負債の部> | | | |
| 未払金 | 48 | - | 6,877,605 |
| 前受金 | - | - | 0 |
| 他会計繰入未済金 | - | △ 3,465,972 | - |
| 賞与引当金 | 184 | - | 196 |
| 借入金 | - | - | 1,479,228 |
| 公的年金預り金 | - | - | 130,434,429 |
| 退職給付引当金 | 6,302 | - | 6,602 |
| 負債合計 | 6,535 | △ 3,465,972 | 138,798,062 |
| <資産・負債差額の部> | | | |
| 資産・負債差額 | 241,186 | - | 2,623,515 |

② 労働保険特別会計

(単位：百万円)

| | 労災勘定 | 雇用勘定 | 徴収勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|----------------|------------------|------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| <資産の部> | | | | | |
| 現金・預金 | 8,352,993 | 6,036,028 | 21,630 | - | 14,410,652 |
| 未収金 | 50,367 | 56,276 | 125 | △ 2,747 | 104,021 |
| 未収収益 | 33,134 | 14,123 | 1 | - | 47,260 |
| 前払金 | 6,246 | 11,038 | - | △ 17,285 | - |
| 前払費用 | 8 | 9 | 1 | - | 19 |
| 貸倒引当金 | △ 24,928 | △ 26,500 | △ 56 | - | △ 51,485 |
| 有形固定資産 | 85,374 | 116,222 | 798 | - | 202,394 |
| 国有財産（公共用財産を除く） | 82,159 | 107,040 | - | - | 189,199 |
| 土地 | 28,642 | 46,522 | - | - | 75,165 |
| 立木竹 | 317 | 320 | - | - | 637 |
| 建物 | 39,756 | 44,920 | - | - | 84,677 |
| 工作物 | 13,254 | 14,481 | - | - | 27,735 |
| 建設仮勘定 | 188 | 795 | - | - | 984 |
| 物品 | 3,215 | 9,181 | 798 | - | 13,194 |
| 無形固定資産 | 8,155 | 25,608 | 6,384 | - | 40,149 |
| 出資金 | 170,209 | 665,519 | - | - | 835,728 |
| 資産合計 | 8,681,562 | 6,898,326 | 28,884 | △ 20,032 | 15,588,740 |
| <負債の部> | | | | | |
| 未払金 | 27 | 29 | 5,175 | △ 2,747 | 2,484 |
| 支払備金 | 180,576 | 215,560 | - | - | 396,136 |
| 前受金 | - | 143,770 | 17,309 | △ 17,285 | 143,795 |
| 未経過保険料 | 15,960 | - | - | - | 15,960 |
| 他会計繰入未済金 | 1,845 | - | - | - | 1,845 |
| 賞与引当金 | 1,584 | 2,636 | 453 | - | 4,673 |
| 責任準備金 | 8,124,915 | - | - | - | 8,124,915 |
| 退職給付引当金 | 40,759 | 62,859 | 13,507 | - | 117,126 |
| 負債合計 | 8,365,669 | 424,856 | 36,445 | △ 20,032 | 8,806,938 |
| <資産・負債差額の部> | | | | | |
| 資産・負債差額 | 315,893 | 6,473,470 | △ 7,560 | - | 6,781,802 |

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 本年度末残高 |
|--------------|------------|
| 政府預金（日本銀行預金） | 7,993,761 |
| 財政融資資金預託金 | 14,855,871 |
| 合計 | 22,849,632 |

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

| 種類 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 評価差額 | 強制評価減 | 本年度末残高 |
|-----|--------|--------|--------|------|-------|--------|
| 医薬品 | 552 | 42,691 | 16,509 | - | - | 26,734 |
| 製品 | 1,169 | 397 | 163 | - | - | 1,404 |
| 食糧品 | 62 | 1,322 | 1,313 | - | - | 71 |
| その他 | 13 | 76 | 77 | - | - | 11 |
| 合計 | 1,797 | 44,488 | 18,064 | - | - | 28,221 |

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
|-------------|---------------|---------|
| 3 共済未収金 | NTT, JR, JT共済 | 324,712 |
| 児童手当拠出金 | 事業主 | 16,691 |
| 年金返済金 | 受給者等 | 15,567 |
| 診療収入 | 個人 | 13,965 |
| 不正受給等による返納金 | 不正受給者等 | 5,794 |
| 補助金等返納金債権 | 地方公共団体、個人等 | 6,804 |
| その他 | 個人等 | 261,336 |
| 合計 | | 644,873 |

④ 未収保険料の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
|---------|------|-----------|
| 健康保険料 | 事業主等 | 779,923 |
| 厚生年金保険料 | 被保険者 | 2,052,182 |
| 国民年金保険料 | 被保険者 | 1,965,857 |
| 合計 | | 4,797,964 |

⑤ 貸付金の明細

(単位：百万円)

| 貸付先 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末残高 | 貸付事由等 |
|--------|---------|--------|--------|---------|-------------------------------|
| 地方公共団体 | 139,428 | 4,376 | 918 | 142,886 | 「母子及び寡婦福祉法」に基づく貸付金 |
| 地方公共団体 | 18,946 | 29 | 1,651 | 17,325 | 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく貸付金 |
| 地方公共団体 | 16 | - | 4 | 11 | 「消費者生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく貸付金 |
| 個人 | 0 | - | 0 | - | 「公衆衛生修学資金貸与法」に基づく貸付金 |
| 合計 | 158,391 | 4,406 | 2,574 | 160,223 | |

⑥ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

| 債権の種類 | 相手先 | 本年度末残高 | 債権の内容等 |
|-----------------|--------------|--------|--------|
| 特別会計への前渡不動産 | 特定国有財産整備特別会計 | 472 | 注1 |
| 臨時軍事費特別会計整理収入関係 | 在外会社・閉鎖機関等 | 12 | 注2 |
| 合計 | | 485 | |

注1 新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引継いだもの

注2 臨時軍事費特別会計関係

⑦ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|---|
| | 前年度末残高 | 本年度増減額 | 本年度末残高 | 前年度末残高 | 本年度増減額 | 本年度末残高 | |
| 未収金 | 587,857 | 57,015 | 644,873 | 120,492 | △ 281 | 120,210 | 未収金、貸付金等のうち一般債権については、過去3年ないし5年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。履行期限到来済債権等の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。 |
| 徴収停止債権 | 268 | △ 38 | 229 | 268 | △ 38 | 229 | |
| 履行期限到来等債権 | 244,455 | 3,359 | 247,814 | 120,224 | △ 243 | 119,981 | |
| 上記以外の債権 | 343,133 | 53,694 | 396,828 | - | 0 | 0 | |
| 未収保険料 | 4,590,329 | 207,635 | 4,797,964 | 2,081,386 | 106,042 | 2,187,428 | |
| 徴収停止債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 履行期限到来等債権 | 2,455,542 | 162,006 | 2,617,549 | 2,081,386 | 106,040 | 2,187,427 | |
| 上記以外の債権 | 2,134,786 | 45,628 | 2,180,414 | - | 1 | 1 | |
| 貸付金 | 158,391 | 1,831 | 160,223 | - | - | - | |
| 徴収停止債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 履行期限到来等債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 上記以外の債権 | 158,391 | 1,831 | 160,223 | - | - | - | |
| その他の債権等 | 370 | 114 | 485 | 6 | - | 6 | |
| 徴収停止債権 | - | - | - | - | - | - | |
| 履行期限到来等債権 | 12 | - | 12 | 6 | - | 6 | |
| 上記以外の債権 | 358 | 114 | 472 | - | - | - | |
| 合計 | 5,336,949 | 266,597 | 5,603,546 | 2,201,885 | 105,761 | 2,307,646 | |

⑧ 固定資産の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度減価償却額 | 評価差額 (本年度発生分) | 本年度末残高 |
|----------------|-----------|---------|---------|----------|------------------|-----------|
| (有形固定資産) | | | | | | |
| 国有財産 (公共用財産除く) | 1,094,426 | 367,328 | 467,362 | 25,565 | - | 968,826 |
| 行政財産 | 1,076,723 | 58,665 | 177,620 | 25,373 | - | 932,394 |
| 土地 | 563,409 | 23,865 | 88,829 | - | - | 498,446 |
| 立木竹 | 1,610 | 106 | 236 | - | - | 1,480 |
| 建物 | 323,207 | 16,656 | 60,286 | 12,350 | - | 267,227 |
| 工作物 | 160,497 | 11,160 | 25,296 | 12,996 | - | 133,365 |
| 船舶 | 213 | - | 14 | 26 | - | 172 |
| 建設仮勘定 | 27,784 | 6,876 | 2,957 | - | - | 31,703 |
| 普通財産 | 17,702 | 308,662 | 289,741 | 191 | - | 36,432 |
| 土地 | 15,122 | 143,066 | 137,355 | - | - | 20,833 |
| 立木竹 | 9 | 228 | 218 | - | - | 19 |
| 建物 | 1,681 | 114,377 | 107,706 | 82 | - | 8,270 |
| 工作物 | 889 | 50,975 | 44,459 | 109 | - | 7,296 |
| 船舶 | - | 14 | 2 | - | - | 11 |
| 物品 | 57,313 | 35,344 | 11,941 | 10,795 | - | 69,921 |
| 小計 | 1,151,739 | 402,673 | 479,303 | 36,360 | - | 1,038,748 |
| (無形固定資産) | | | | | | |
| 国有財産 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| 行政財産 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| 著作権及び特許権等 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| ソフトウェア | 33,933 | 21,293 | 2,946 | 12,086 | - | 40,193 |
| ソフトウェア仮勘定 | 23,153 | 6,922 | 5,855 | - | - | 24,219 |
| 電話加入権 | 1,182 | 4 | 419 | - | - | 767 |
| 小計 | 58,270 | 28,220 | 9,221 | 12,086 | - | 65,183 |
| 合計 | 1,210,009 | 430,893 | 488,525 | 48,446 | - | 1,103,931 |

⑨ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

| 法人名等 | 前年度末残高 | 評価差額の戻入 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 評価差額(本年度発生分) | 強制評価減 | 本年度末残高 |
|--------------------|-----------|-----------|---------|---------|--------------|--------|-----------|
| 【市場価格のないもの】 | | | | | | | |
| ○独立行政法人 | | | | | | | |
| 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 13,538 | 1,650 | - | - | △ 1,886 | - | 13,302 |
| 福祉医療機構 | | | | | | | |
| (一般勘定) | 4,501 | 1,033 | - | - | △ 1,088 | - | 4,445 |
| (長寿・子育て・障害者基金勘定) | 280,560 | △ 1,850 | - | - | 10,502 | - | 289,212 |
| (労災年金担保貸付勘定) | 5,869 | △ 38 | - | - | 45 | - | 5,876 |
| (承継債権管理回収勘定) | 2,810,705 | △ 91,318 | - | 324,165 | 78,008 | - | 2,473,229 |
| 労働政策研究・研修機構 | | | | | | | |
| (一般勘定) | 596 | △ 106 | - | - | 155 | - | 646 |
| (労災勘定) | 1,633 | △ 29 | - | - | 95 | - | 1,698 |
| (雇用勘定) | 4,204 | 62 | - | - | △ 3 | - | 4,262 |
| 雇用・能力開発機構 | | | | | | | |
| (一般勘定) | 227,036 | 63,164 | - | - | - | 93,130 | 197,071 |
| (財形勘定) | - | 0 | - | - | 0 | - | - |
| (宿舍等勘定) | 468,434 | 8,313 | - | 20,454 | △ 5,847 | - | 450,446 |
| 労働安全衛生総合研究所 | | | | | | | |
| (一般勘定) | 32 | △ 28 | - | - | 42 | - | 46 |
| (社会復帰促進等事業勘定) | 10,935 | 846 | - | - | △ 1,103 | - | 10,678 |
| 高齢・障害者雇用支援機構 | | | | | | | |
| (高齢・障害者雇用支援勘定) | 10,886 | 607 | - | - | △ 652 | - | 10,841 |
| (障害者職業能力開発勘定) | 6 | △ 6 | - | - | 8 | - | 8 |
| (障害者雇用納付金勘定) | 637 | 65 | - | - | △ 71 | - | 631 |
| 情報処理推進機構 | | | | | | | |
| (地域事業出資業務勘定) | 2,942 | 1,057 | - | - | △ 1,087 | - | 2,912 |
| 医薬品医療機器総合機構 | | | | | | | |
| (審査等勘定) | 0 | - | - | - | 1,184 | - | 1,184 |
| 労働者健康福祉機構 | 151,009 | △ 1,150 | - | 1,578 | 3,674 | - | 151,955 |
| 国立病院機構 | 326,171 | △ 182,412 | 51,850 | - | 217,214 | - | 412,822 |
| 医薬基盤研究所 | | | | | | | |
| (開発振興機構) | 17,703 | 3,181 | - | - | △ 2,899 | - | 17,985 |
| 年金・健康保険福祉施設整理機構 | | | | | | | |
| (国民年金勘定) | 17,112 | △ 2,626 | - | 6,763 | 3,152 | - | 10,874 |
| (健康保険勘定) | 89,933 | △ 5,583 | 0 | 10,387 | △ 1,516 | - | 72,445 |
| (厚生年金勘定) | 107,885 | 232 | 16 | 46,534 | 32,592 | - | 94,192 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 100 | - | - | - | - | - | 100 |
| ○認可法人 | | | | | | | |
| 全国健康保険協会 | | | | | | | |
| (健康保険勘定) | 217,076 | △ 210,481 | - | - | - | 6,594 | - |
| (船員保険勘定) | - | - | 465 | - | 31,156 | - | 31,621 |
| ○特殊法人 | | | | | | | |
| 日本年金機構 | - | - | 103,111 | - | 20,991 | - | 124,102 |
| 合計 | 4,769,514 | △ 415,418 | 155,443 | 409,884 | 382,666 | 99,724 | 4,382,596 |

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

| 出資先 | 資産 (A) | 負債 (B) | 純資産額 (C=A-B) | 資本金 (D) | 国からの 出資累計額 (E) | 出資割合 (F=E/D) % | 純資産額に よる算出額 (G=C×F) | 貸借対照表計 上額 (国有財 産台帳価格) | 使用財務諸表 |
|--------------------|-------------|-------------|-----------------|------------|----------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------|--------|
| ○独立行政法人 | | | | | | | | | |
| 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 14,446 | 1,143 | 13,302 | 15,189 | 15,189 | 100.00% | 13,302 | 13,302 | 法定財務諸表 |
| 福祉医療機構 | | | | | | | | | |
| (一般勘定) | 3,107,950 | 3,103,504 | 4,445 | 5,534 | 5,534 | 100.00% | 4,445 | 4,445 | 法定財務諸表 |
| (長寿子育て・障害者基金勘定) | 289,305 | 93 | 289,212 | 278,710 | 278,710 | 100.00% | 289,212 | 289,212 | 法定財務諸表 |
| (労災年金担保貸付勘定) | 5,946 | 69 | 5,876 | 5,831 | 5,831 | 100.00% | 5,876 | 5,876 | 法定財務諸表 |
| (承継債権管理回収勘定) | 2,475,426 | 2,196 | 2,473,229 | 2,395,221 | 2,395,221 | 100.00% | 2,473,229 | 2,473,229 | 法定財務諸表 |
| 労働政策研究・研修機構 | | | | | | | | | |
| (一般勘定) | 951 | 305 | 646 | 490 | 490 | 100.00% | 646 | 646 | 法定財務諸表 |
| (労災勘定) | 1,912 | 213 | 1,698 | 1,603 | 1,603 | 100.00% | 1,698 | 1,698 | 法定財務諸表 |
| (雇用勘定) | 5,661 | 1,398 | 4,262 | 4,266 | 4,266 | 100.00% | 4,262 | 4,262 | 法定財務諸表 |
| 雇用・能力開発機構 | | | | | | | | | |
| (一般勘定) | 284,182 | 86,878 | 197,303 | 290,543 | 290,201 | 99.88% | 197,071 | 197,071 | 法定財務諸表 |
| (財形勘定) | 843,705 | 854,748 | △ 11,043 | 1,000 | 1,000 | 100.00% | △ 11,043 | - | 法定財務諸表 |
| (宿舍等勘定) | 457,686 | 7,240 | 450,446 | 456,293 | 456,293 | 100.00% | 450,446 | 450,446 | 法定財務諸表 |
| 労働安全衛生総合研究所 | | | | | | | | | |
| (一般勘定) | 399 | 353 | 46 | 3 | 3 | 100.00% | 46 | 46 | 法定財務諸表 |
| (社会復帰促進等事業勘定) | 12,251 | 1,572 | 10,678 | 11,781 | 11,781 | 100.00% | 10,678 | 10,678 | 法定財務諸表 |
| 高齢・障害者雇用支援機構 | | | | | | | | | |
| (高齢・障害者雇用支援勘定) | 15,630 | 4,789 | 10,841 | 11,494 | 11,494 | 100.00% | 10,841 | 10,841 | 法定財務諸表 |
| (障害者職業能力開発勘定) | 359 | 350 | 8 | 30 | 30 | 100.00% | 8 | 8 | 法定財務諸表 |
| (障害者雇用納付金勘定) | 28,115 | 27,483 | 631 | 703 | 703 | 100.00% | 631 | 631 | 法定財務諸表 |
| 情報処理推進機構 | | | | | | | | | |
| (地域事業出資業務勘定) | 5,824 | - | 5,824 | 8,000 | 4,000 | 50.00% | 2,912 | 2,912 | 法定財務諸表 |
| 医薬品医療機器総合機構 | | | | | | | | | |
| (審査等勘定) | 13,008 | 11,824 | 1,184 | 1,179 | 1,179 | 100.00% | 1,184 | 1,184 | 法定財務諸表 |
| 労働者健康福祉機構 | 447,442 | 295,487 | 151,955 | 148,280 | 148,280 | 100.00% | 151,955 | 151,955 | 法定財務諸表 |
| 国立病院機構 | 1,219,566 | 806,743 | 412,822 | 195,608 | 195,608 | 100.00% | 412,822 | 412,822 | 法定財務諸表 |
| 医薬基盤研究所 | | | | | | | | | |
| (開発振興機構) | 21,823 | 3,838 | 17,985 | 20,885 | 20,885 | 100.00% | 17,985 | 17,985 | 法定財務諸表 |
| 年金・健康保険福祉施設整理機構 | | | | | | | | | |
| (国民年金勘定) | 12,138 | 1,264 | 10,874 | 7,722 | 7,722 | 100.00% | 10,874 | 10,874 | 法定財務諸表 |
| (健康保険勘定) | 72,770 | 325 | 72,445 | 73,961 | 73,961 | 100.00% | 72,445 | 72,445 | 法定財務諸表 |
| (厚生年金勘定) | 98,720 | 4,527 | 94,192 | 61,600 | 61,600 | 100.00% | 94,192 | 94,192 | 法定財務諸表 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 150,115,126 | 150,115,026 | 100 | 100 | 100 | 100.00% | 100 | 100 | 法定財務諸表 |
| ○認可法人 | | | | | | | | | |
| 全国健康保険協会 | | | | | | | | | |
| (健康保険勘定) | 514,103 | 769,355 | △ 255,251 | 6,594 | 6,594 | 100.00% | △ 255,251 | - | 法定財務諸表 |
| (船員保険勘定) | 35,362 | 3,740 | 31,621 | 465 | 465 | 100.00% | 31,621 | 31,621 | 法定財務諸表 |
| ○特殊法人 | | | | | | | | | |
| 日本年金機構 | 150,694 | 26,591 | 124,102 | 103,111 | 103,111 | 100.00% | 124,094 | 124,102 | 法定財務諸表 |
| 合計 | 160,250,513 | 156,131,066 | 4,119,446 | 4,106,207 | 4,101,865 | | 4,116,292 | 4,382,596 | |

(注) 以下の出資金については、本年度もしくは過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

| 出資先 | 国からの 出資累計額 | 貸借対照表 計上額 | 強制評価減 実施累計額 | 強制評価減実施年度 |
|-------------------------------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| ○独立行政法人 | | | | |
| 雇用・能力開発機構 (財形勘定) | 1,000 | - | 1,000 | 平成15年度 |
| 高齢・障害者雇用支援機構 (障害者職業能力開発勘定) | 30 | 9 | 30 | 平成16年度 |
| 医薬品医療機器総合機構 (審査等勘定) | 1,180 | 1,184 | 1,180 | 平成16年度及び平成17年度 |
| 雇用・能力開発機構 (一般勘定) | 290,202 | 197,071 | 93,130 | 平成21年度 |
| ○認可法人 | | | | |
| 全国健康保険協会 (健康保険勘定) | 6,594 | - | 6,594 | 平成21年度 |
| 合計 | 299,005 | 198,264 | 101,934 | |

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
|---------------|----------------|-----------|
| 2・3月分年金給付 | 受給者等 | 6,812,128 |
| 保険給付費 | 保険者 | 1,603 |
| 福祉年金給付 | 受給者等 | 2,421 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 63,962 |
| 児童扶養手当 | 地方公共団体等 | 320,670 |
| 合計 | | 7,200,785 |

② 支払備金の明細

(単位：百万円)

| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 |
|------------|-------|---------|
| 失業給付金支給見込額 | 受給資格者 | 396,136 |
| 合計 | | 396,136 |

③ 責任準備金の明細

(単位：百万円)

| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 | 債務の内容等 |
|--------|----------|-----------|---------------|
| 労災年金債務 | 被災労働者 | 213,905 | 傷病年金債務(じん肺) |
| 労災年金債務 | 被災労働者 | 138,256 | 傷病年金債務(せき損) |
| 労災年金債務 | 被災労働者 | 108,460 | 傷病年金債務(その他) |
| 労災年金債務 | 被災労働者 | 890,092 | 傷病年金債務(1級～3級) |
| 労災年金債務 | 被災労働者 | 2,117,539 | 傷病年金債務(4級～7級) |
| 労災年金債務 | 被災労働者の親族 | 4,610,899 | 遺族年金債務 |
| 労災年金債務 | 被災労働者の親族 | 45,762 | 特別遺族年金債務 |
| 合計 | | 8,124,915 | |

④ 借入金の明細

(単位：百万円)

| 借入先 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末残高 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政融資資金 | 1,655,768 | 1,488,613 | 1,492,332 | 1,652,048 |
| 合計 | 1,655,768 | 1,488,613 | 1,492,332 | 1,652,048 |

(注) 「昭和48年度未歳入不足補てん債務借入金」及び「旧日雇健康勘定に係る歳入不足補てん債務借入金」

⑤ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 前年度末残高 | 本年度取崩額 | 本年度増加額 | 本年度末残高 |
|-------------|---------|--------|----------|---------|
| 退職手当に係る引当金 | 402,137 | 43,468 | △ 52,588 | 306,080 |
| 整理資源に係る引当金 | 213,323 | 16,795 | △ 32,404 | 164,123 |
| 恩給給付費に係る引当金 | 542 | 83 | △ 36 | 423 |
| 遺族補償年金等の支払額 | 3,067 | 118 | △ 251 | 2,697 |
| 合計 | 619,071 | 60,465 | △ 85,280 | 473,325 |

⑥ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 |
|---------------------|------------|--------|
| 特別会計への未渡不動産 | 特定財産整備特別会計 | 319 |
| 一般拠出金の徴収に係る経費の受入超過額 | 環境省 | 24 |
| 借入利息 | 財務省 | 433 |
| 合計 | | 777 |

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1)会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

| | 一般会計 | 年金特別会計 | 労働保険特別会計 | 船員保険特別会計 | 国立高度専門医療センター特別会計 | 相殺消去 |
|----------------|------------|------------|-----------|----------|------------------|--------------|
| 人件費 | 169,801 | 71,623 | 67,311 | 695 | 47,526 | - |
| 賞与引当金繰入額 | 11,582 | 196 | 4,673 | 14 | 2,692 | - |
| 退職給付引当金繰入額 | 19,488 | - | 3,897 | 58 | 3,168 | △ 26,612 |
| 退職給付引当金戻入額 | - | △ 117,377 | - | - | - | 26,612 |
| 労災保険給付費 | - | - | 745,928 | - | - | - |
| 労災援護給付費 | - | - | 111,635 | - | - | - |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | - | - | - | 29,996 | - | - |
| 年金保険給付費 | - | - | - | 3,445 | - | - |
| 失業保険給付費 | - | - | - | 1,757 | - | - |
| 福祉事業給付金 | - | - | - | 2,018 | - | - |
| 介護納付金 | - | - | - | 2,399 | - | - |
| 基礎年金給付費 | - | 16,559,692 | - | - | - | - |
| 国民年金給付費 | - | 1,446,802 | - | - | - | - |
| 厚生年金給付費 | - | 23,712,404 | - | - | - | - |
| 福祉年金給付費 | - | 7,204 | - | - | - | - |
| 保険料等交付金 | - | 6,352,125 | - | - | - | - |
| 病床転換支援金 | - | - | - | 4 | - | - |
| 失業等給付費 | - | - | 2,001,969 | - | - | - |
| 雇用安定等給付費 | - | - | 714,780 | - | - | - |
| 保険料返還金 | - | - | 49,325 | - | - | - |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | - | - | 9,436 | - | - | - |
| 補助金等 | 17,196,339 | 556,245 | 140,427 | 164 | 1,903 | - |
| 委託費等 | 145,393 | 445,424 | 72,537 | 313 | 4,219 | - |
| 独立行政法人運営費交付金 | 70,407 | 74,805 | 104,698 | - | - | - |
| 他会計への繰入 | 11,590,384 | 26,435 | 4,101 | 8,681 | 1 | △ 11,629,604 |
| 支払調整金繰入 | - | 1,894 | - | - | - | - |
| 庁費等 | 185,312 | 208,473 | 111,515 | 426 | 38,720 | - |
| その他の経費 | 149,186 | 49,333 | 50,714 | 222 | 23,542 | - |
| 減価償却費 | 11,911 | 9,656 | 13,508 | 491 | 12,877 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | △ 23 | 1,026,372 | 12,465 | 1,499 | 543 | - |
| 責任準備金繰入額 | - | - | 147,394 | - | - | - |
| 支払利息 | - | 10,899 | - | - | 4,183 | - |
| 資産処分損益 | 1,189 | △ 3,142 | △ 1,744 | 1,916 | 7,926 | - |
| 出資金評価損 | - | 70,280 | 113,971 | - | - | - |
| 本年度業務費用合計 | 29,550,971 | 50,509,352 | 4,478,549 | 54,106 | 147,307 | △ 11,629,604 |

(単位：百万円)

| | 合算合計 |
|------------------|-------------------|
| 人件費 | 356,959 |
| 賞与引当金繰入額 | 19,159 |
| 退職給付引当金繰入額 | - |
| 退職給付引当金戻入額 | △ 90,765 |
| 労災保険給付費 | 745,928 |
| 労災援護給付費 | 111,635 |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | 29,996 |
| 年金保険給付費 | 3,445 |
| 失業保険給付費 | 1,757 |
| 福祉事業給付金 | 2,018 |
| 介護納付金 | 2,399 |
| 基礎年金給付費 | 16,559,692 |
| 国民年金給付費 | 1,446,802 |
| 厚生年金給付費 | 23,712,404 |
| 福祉年金給付費 | 7,204 |
| 保険料等交付金 | 6,352,125 |
| 病床転換支援金 | 4 |
| 失業等給付費 | 2,001,969 |
| 雇用安定等給付費 | 714,780 |
| 保険料返還金 | 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | 9,436 |
| 補助金等 | 17,895,080 |
| 委託費等 | 667,889 |
| 独立行政法人運営費交付金 | 249,910 |
| 他会計への繰入 | - |
| 支払調整金繰入 | 1,894 |
| 庁費等 | 544,448 |
| その他の経費 | 272,999 |
| 減価償却費 | 48,446 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,040,857 |
| 責任準備金繰入額 | 147,394 |
| 支払利息 | 15,083 |
| 資産処分損益 | 6,144 |
| 出資金評価損 | 184,251 |
| 本年度業務費用合計 | 73,110,682 |

勘定別の業務費用の明細

① 年金特別会計

(単位：百万円)

| | 基礎年金勘定 | 国民年金勘定 | 厚生年金勘定 | 福祉年金勘定 | 健康勘定 | 児童手当勘定 |
|--------------|------------|-----------|------------|--------|-----------|---------|
| 人件費 | - | - | - | - | - | 168 |
| 賞与引当金繰入額 | - | - | - | - | - | 11 |
| 退職給付引当金繰入額 | - | - | - | - | - | 98 |
| 退職給付引当金戻入額 | - | - | - | - | - | - |
| 基礎年金給付費 | 16,559,692 | - | - | - | - | - |
| 国民年金給付費 | - | 1,446,802 | - | - | - | - |
| 厚生年金給付費 | - | - | 23,712,404 | - | - | - |
| 福祉年金給付費 | - | - | - | 7,204 | - | - |
| 保険料等交付金 | - | - | - | - | 6,352,125 | - |
| 補助金等 | - | - | 96,725 | - | - | 459,519 |
| 委託費等 | 408,218 | - | - | - | - | - |
| 独立行政法人運営費交付金 | - | - | - | - | - | - |
| 他会計への繰入 | 3,361,933 | 3,728,859 | 15,164,470 | 0 | 19,733 | 1,548 |
| 支払調整金繰入 | 149 | - | 1,745 | - | - | - |
| 庁費等 | - | - | - | - | - | 845 |
| その他の経費 | 1 | 35,883 | 3,580 | 0 | 1,151 | 30 |
| 減価償却費 | - | 38 | 50 | - | 12 | 449 |
| 貸倒引当金繰入額 | 266 | 914,695 | 63,220 | 15 | 35,762 | 157 |
| 支払利息 | - | - | - | - | 10,899 | - |
| 資産処分損益 | - | △ 1,549 | △ 1,796 | - | 68 | - |
| 出資金等評価損 | - | 6,763 | 46,534 | - | 16,982 | - |
| 本年度業務費用合計 | 20,330,262 | 6,131,493 | 39,086,936 | 7,220 | 6,436,737 | 462,829 |

(単位：百万円)

| | 業務勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|--------------|------------|--------------|------------|
| 人件費 | 71,455 | - | 71,623 |
| 賞与引当金繰入額 | 184 | - | 196 |
| 退職給付引当金繰入額 | - | △ 98 | - |
| 退職給付引当金戻入額 | △ 117,476 | 98 | △ 117,377 |
| 基礎年金給付費 | - | - | 16,559,692 |
| 国民年金給付費 | - | - | 1,446,802 |
| 厚生年金給付費 | - | - | 23,712,404 |
| 福祉年金給付費 | - | - | 7,204 |
| 保険料等交付金 | - | - | 6,352,125 |
| 補助金等 | - | - | 556,245 |
| 委託費等 | 37,206 | - | 445,424 |
| 独立行政法人運営費交付金 | 74,805 | - | 74,805 |
| 他会計への繰入 | 22,341,823 | △ 22,315,387 | 26,435 |
| 支払調整金繰入 | - | - | 1,894 |
| 庁費等 | 207,628 | - | 208,473 |
| その他の経費 | 8,685 | - | 49,333 |
| 減価償却費 | 9,105 | - | 9,656 |
| 貸倒引当金繰入額 | 12,253 | - | 1,026,372 |
| 支払利息 | - | - | 10,899 |
| 資産処分損益 | 134 | - | △ 3,142 |
| 出資金等評価損 | - | - | 70,280 |
| 本年度業務費用合計 | 369,260 | △ 22,315,387 | 50,509,352 |

② 労働保険特別会計

(単位：百万円)

| | 労災勘定 | 雇用勘定 | 徴収勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|------------------|------------------|------------------|---------------|-----------------|------------------|
| 人件費 | 23,431 | 37,521 | 6,358 | - | 67,311 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,584 | 2,636 | 453 | - | 4,673 |
| 退職給付引当金繰入額 | 1,460 | 2,298 | 138 | - | 3,897 |
| 労災保険給付費 | 745,928 | - | - | - | 745,928 |
| 労災援護給付費 | 111,635 | - | - | - | 111,635 |
| 失業等給付費 | - | 2,001,969 | - | - | 2,001,969 |
| 雇用安定等給付費 | - | 714,780 | - | - | 714,780 |
| 保険料返還金 | - | - | 49,325 | - | 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | - | - | 9,436 | - | 9,436 |
| 補助金等 | 44,873 | 95,554 | - | - | 140,427 |
| 委託費等 | 22,120 | 49,536 | 869 | - | 72,526 |
| 分担金 | 11 | - | - | - | 11 |
| 独立行政法人運営費交付金 | 12,577 | 92,121 | - | - | 104,698 |
| 他会計への繰入 | 60,283 | 27,651 | 0 | △ 83,832 | 4,101 |
| 庁費等 | 16,825 | 84,178 | 10,511 | - | 111,515 |
| その他の経費 | 8,802 | 29,265 | 12,646 | - | 50,714 |
| 減価償却費 | 5,334 | 7,838 | 335 | - | 13,508 |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,897 | 6,552 | 15 | - | 12,465 |
| 責任準備金繰入額 | 147,394 | - | - | - | 147,394 |
| 資産処分損益 | 747 | △ 2,509 | 18 | - | △ 1,744 |
| 出資金等評価損 | 1,412 | 112,559 | - | - | 113,971 |
| 本年度業務費用合計 | 1,210,321 | 3,261,952 | 90,109 | △ 83,832 | 4,478,549 |

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------------|-------------------------|---------|---|
| <補助金> | | | |
| 全国健康保険協会保険給付費補助金 | 全国健康保険協会 | 679,075 | 「健康保険法」第151条、第153条及び第154条に基づき、保険給付費の一部等を補助するため |
| 全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金 | 全国健康保険協会 | 269,724 | 「健康保険法」第153条及び第154条に基づき、後期高齢者支援金等の納付に要する費用の一部を補助するため |
| 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 国民健康保険組合 | 217,822 | 「国民健康保険法」第73条等に基づき、医療給付費の一部を補助するため。 |
| セーフティネット支援対策等事業費補助金 | 都道府県、市町村 | 131,513 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るため |
| 全国健康保険協会介護納付金補助金 | 全国健康保険協会 | 102,291 | 「健康保険法」第153条及び第154条に基づき、介護納付金の納付に要する費用の一部を補助するため |
| 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金 | 国民健康保険組合 | 69,467 | 「国民健康保険法」第73条に基づき、後期高齢者医療費支援金の納付に要する費用の一部を補助するため。 |
| 水道施設整備費補助 | 地方公共団体 | 63,552 | 安全で良質な水道水の安定供給、地震・濁水に強い水道づくり等を推進するための水道施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 厚生労働科学研究費補助金 | 研究者（大学等）、地方公共団体等 | 47,410 | 厚生労働科学研究費補助金取扱規程に基づき、厚生労働科学研究に要する経費を補助するため |
| 児童育成事業費補助金 | 地方公共団体等（都道府県、市町村、公益法人等） | 44,610 | 「児童手当法」第29条の2の規定に基づく「児童育成事業費」に必要な経費を補助したため |
| 地域生活支援事業費補助金 | 地方公共団体 | 44,000 | 障害者の地域生活を支援するための事業に要する費用の一部を補助するため |
| 雇用開発支援事業等補助金 | (独)雇用・能力開発機構 | 38,317 | 中小企業基盤人材確保助成金、キャリア形成促進助成金等の原資部分及び雇用促進融資業務(支払利息不足分、債権管理、回収業務、特別償却等)等に要する経費の補助 |
| 国民健康保険組合介護納付金補助金 | 国民健康保険組合 | 28,582 | 「国民健康保険法」第73条に基づき、介護納付金の納付に要する費用の一部を補助するため。 |
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 地方公共団体、がん診療連携拠点病院 | 28,379 | 市町村において、住民の健康増進に資することを目的とする健康増進事業を実施するための経費を補助及び、がん医療水準の「均てん化」を図るためにがん診療連携拠点病院の機能強化に資する補助等のため |
| 厚生労働科学研究費補助金 | 都道府県 | 26,063 | 都道府県が実施する「特定疾患治療研究事業」に必要な経費の一部を補助するため。 |
| 未払賃金立替払事業費補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 26,001 | 企業の倒産等のために賃金が支払われない労働者に対して行う未払賃金立替払事業のため |
| 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 | 独立行政法人福祉医療機構 | 25,922 | 「社会福祉施設職員等退職手当共済法」(昭和36年法律第155号)第18条に基づく、社会福祉施設職員等の退職手当共済事業を行うために要する費用の一部を補助するため |
| 高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金 | (独)高齢・障害者雇用支援機構 | 25,551 | 継続雇用定着促進助成金、在職者求職活動支援助成金及び障害者雇用継続助成金の原資部分の補助 |
| 高齢者医療運営円滑化等補助金 | 社会保険診療報酬支払基金 | 21,652 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)第139条第2項の規定に基づき行う事業に要した費用の一部を補助するため。 |
| 医療提供体制推進事業費補助金 | 地方公共団体 | 19,241 | 医療施設の運営・設備整備事業等に要する費用の一部を補助するため |
| 臨床研修費等補助金 | 公私立大学病院、臨床研修病院 | 19,158 | 医師・歯科医師の臨床研修において、研修医が適切な指導体制の下で研修を実施するための経費を補助するため |
| 水道施設整備費補助 | 地方公共団体 | 18,036 | 安全で良質な水道水の安定供給、地震・濁水に強い水道づくり等を推進するための沖縄の水道施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金 | 都道府県 | 14,184 | 地方公共団体が行う新型インフルエンザワクチン接種費用の助成に要する経費の一部を補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------|---|--------|---|
| 高齢者就業機会確保事業費等補助金 | 都道府県シルバー人材センター連合会 | 14,049 | 高齢者就業機会確保事業等を実施する法人に対して、事務等に要する費用の一部を補助する等のため。 |
| 国民健康保険団体連合会等補助金 | 国民健康保険団体連合会、社団法人国民健康保険中央会 | 12,269 | 「国民健康保険法」第74条に基づき、診療報酬の適正な審査と迅速な支払い等に必要な費用の一部を補助するため。 |
| 先端医療開発特区設備整備費補助金 | 研究者 | 11,328 | 先端的な医薬品開発等に必要の研究機器の整備等に要する費用を補助するため |
| 医療施設等設備整備費補助金 | 社会保険診療報酬支払基金 | 11,000 | レセプトオンライン化の推進を図ることを目的として、保険医療機関・保険薬局が行う設備整備に係る費用を補助するため。 |
| 科学試験研究費補助金 | 地方公共団体 | 10,933 | 「児童福祉法」第53条の2に基づき小児慢性特定疾患治療研究事業の実施に要する費用の一部を補助するため。 |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 10,594 | 「生活保護法」、「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助するため |
| 障害程度区分認定等事業費補助金 | 地方公共団体、社団法人国民健康保険中央会等 | 9,900 | 障害児(者)の福祉の向上に係る費用の一部を補助するため |
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 都道府県、政令市、特別区 | 9,848 | 地方公共団体等が行う各感染症対策事業に必要な経費の一部を補助するため |
| 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 | 地方公共団体 | 9,565 | 精神障害者社会復帰施設等の運営に係る費用の一部を補助するため |
| 国民健康保険組合特別対策費等補助金 | 国民健康保険組合 | 7,912 | 国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営に資するため、医療費適正化特別対策事業及び適用の適正化特別対策事業の実施に必要な費用を補助するため。 |
| 児童保護費等補助金 | 地方公共団体 | 7,828 | 障害児(者)の福祉の向上に係る費用の一部を補助するため |
| 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 | 地方公共団体、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 | 7,015 | 高齢者医療制度に係る事業の円滑な運営に資するために必要な経費を補助するため |
| 母子保健衛生費補助金 | 地方公共団体 | 6,773 | 妊産婦及び乳幼児に対する、各種相談・健康の保持・増進に関する事業の実施に要する費用の一部を補助するため。 |
| 水道水源開発施設整備費補助 | 独立行政法人水資源機構 | 6,581 | 安全で良質な水道水の安定供給、地震・濁水に強い水道づくり等を推進するための水道水源開発の施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 産業医学助成費補助金 | 財団法人産業医学振興財団 | 5,941 | 産業医の養成及び産業医学振興のため |
| 水道施設整備費補助 | 地方公共団体 | 5,844 | 安全で良質な水道水の安定供給、地震・濁水に強い水道づくり等を推進するための北海道の水道施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 身体障害者等福祉対策事業費補助金 | 財団法人労災保険情報センター | 5,541 | 診療費相当額の貸付業務等のため |
| 中小企業雇用安定事業費等補助金 | (独)勤労者退職金共済機構 都道府県 | 5,451 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済事業に要する経費の補助 |
| 後期高齢者医療制度事業費補助金 | 後期高齢者医療広域連合 | 5,072 | 後期高齢者医療制度の安定的な制度の運営に資するために必要な経費を補助するため |
| 地方改善事業費補助金 | 地方公共団体 | 4,755 | 隣保館の運営等に要する経費の一部を補助するため |
| 医療関係者養成確保対策費等補助金 | 都道府県 | 4,658 | 看護師等養成所の運営に要する経費の一部を補助するため |
| 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 | 都道府県、広島市、長崎市 | 4,248 | 「原子爆弾被爆者援護法」第37条、第38条、第39条等に基づき、原爆被爆者の福祉向上のための事業等に要する経費の一部を補助するため。 |
| 独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金 | 独立行政法人国立病院機構 | 4,105 | 独立行政法人国立病院機構が施行する研究施設等の施設整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| 介護保険事業費補助金 | 地方公共団体等 | 3,768 | 介護保険制度の円滑な施行に資するために必要な費用に対して補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|------------------------|------------------------------|-------|--|
| 母子家庭等対策費補助金 | 地方公共団体 | 3,430 | 就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業や看護師等経済的自立に効果的な資格を取得することを支援する高等技能訓練促進費等事業等を実施することにより、母子家庭等の自立支援の一層の推進を図るため。 |
| 産業雇用安定センター補助金 | (財)産業雇用安定センター | 2,969 | 産業雇用安定センターの運営に要する経費の補助 |
| 健康保険組合給付費等臨時補助金 | 健康保険組合 | 2,840 | 保険財政の基盤が脆弱な健康保険組合に対し、保険給付等に要する費用を補助するため |
| 在宅福祉事業費補助金 | 地方公共団体 | 2,817 | 高齢者等の在宅福祉の推進や地域福祉の推進等のため |
| 健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金 | 健康保険組合 | 2,783 | 「健康保険法」第154条の2に基づき、特定健診・特定保健指導の実施に要する費用の一部を補助するため。 |
| 職業能力開発校設備整備費等補助金 | 都道府県 | 2,742 | ・都道府県が設置する公共職業能力開発施設の設置の補助及び運営等に要する経費の補助金 ・中小企業事業主等の行う認定職業訓練の運営及び認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備に要する経費 |
| 保健衛生施設等設備整備費補助金 | 都道府県、市町村、認可法人、社会福祉、医療・学校法人等 | 2,722 | 都道府県等が行う感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、食肉衛生検査所及び市場衛生検査所等の設備整備に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進及び疾病の予防等、公衆衛生の向上を図るため |
| 老人保健事業推進費等補助金 | 地方公共団体等 | 2,663 | 老人保健健康増進等の事業を実施するための助成を行うため |
| 精神保健対策費補助金 | 地方公共団体等 | 2,631 | 精神保健福祉法第7条等に基づき支出した費用の一部を補助するため |
| 医療施設運営費等補助金 | 地方公共団体 | 2,579 | 医療施設の運営等に要する費用の一部を補助するため |
| 労働災害防止対策費補助金 | 労働災害防止団体 | 2,569 | 事業主による自主的な労働災害防止活動の促進及び指導援助業務のため |
| 全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金 | 全国健康保険協会 | 2,350 | 「健康保険法」第154条の2に基づき、特定健診・特定保健指導の実施に要する費用の一部を補助するため。 |
| 移植対策事業費補助金 | 日本赤十字社、社団法人日本臓器移植ネットワーク | 2,274 | 骨髄提供希望者のHLAの検査・登録及び臓器の移植を円滑に推進するための経費等の一部を補助するため |
| 水道施設整備費補助 | 地方公共団体 | 2,228 | 安全で良質な水道水の安定供給、地震・濁水に強い水道づくり等を推進するための離島の水道施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 放射線影響研究所補助金 | 財団法人放射線影響研究所 | 2,172 | 財団法人放射線影響研究所が行う原爆放射能影響調査研究等に要する経費の一部を補助するため。 |
| 技能向上対策費補助金 | 中央職業能力開発協会 都道府県職業能力開発協会等 | 1,992 | 法人、その他の団体が実施する職業訓練及び技能検定の振興並びに技能検定に要する経費の補助 |
| 老人保健事業推進費等補助金 | 広島県、広島市、坂町、長崎県、長崎市、長与町、時津町 | 1,886 | 高齢化が進み健康面等様々な不安を抱える原爆被爆者に対し、原爆被爆者特別事業を実施するための助成を行うとともに、原爆被爆者医療費に係る地方公共団体の負担増を緩和するため。 |
| 中小企業退職金共済事業費等補助金 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構等 | 1,770 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済事業の掛金助成に要する経費の補助金等のため |
| 国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金 | 国民健康保険組合 | 1,762 | 「国民健康保険法」第73条に基づき、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の一部を補助するため。 |
| 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金 | 社団法人国民健康保険中央会、国民健康保険団体連合会 | 1,737 | 後期高齢者医療制度に係る事業の円滑な運営に資するために必要な経費を補助するため |
| 児童福祉事業対策費等補助金 | 地方公共団体 | 1,649 | 児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及推進を図るため。 |
| 身体障害者福祉費補助金 | 地方公共団体、財団法人日本障害者リハビリテーション協会等 | 1,640 | 身体障害者の福祉事業に要する費用等の一部を補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------------|-----------------------------------|-------|---|
| 国民健康保険出産育児一時金補助金 | 地方公共団体 | 1,584 | 国民健康保険事業運営の安定化を図ること及び出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度と一体の緊急の少子化対策に資するために必要な経費を補助するため。 |
| (独)雇用・能力開発機構施設整備費補助金 | (独)雇用・能力開発機構 | 1,440 | 独立行政法人雇用・能力開発機構に対する能力開発事業を行う公共職業訓練施設等に係る施設整備のための経費の補助 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 1,438 | 独立行政法人労働者健康福祉機構の施設整備等に必要のため |
| 保育所施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 1,397 | 待機児童が多い市区町村を中心に、保育所の施設整備に要する費用の一部を補助するため |
| 子ども手当準備事業費補助金 | 市町村 | 1,334 | 平成22年4月から実施する子ども手当の創設に伴い、子ども手当の実施に向けた準備に要する経費を補助するため |
| 沖縄北部特別振興対策事業費補助金 | 医療施設等 | 1,210 | 沖縄県北部地域循環器系医療支援施設整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| 婦人保護事業費補助金 | 地方公共団体 | 1,161 | 「売春防止法」第40条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第28条第2項に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を補助するため。 |
| 国民年金基金連合会事務費補助金 | 国民年金基金連合会 | 1,150 | 国民年金法第137条の15の規定により国民年金基金連合会が実施する国民年金基金の中途脱退者に対する年金給付等の事業等に要する費用の一部を補助するため。 |
| 血液確保事業等補助金 | 日本赤十字社、財団法人友愛福祉財団 | 1,133 | 日本赤十字社の実施する血液事業に要する費用の一部を補助するため等 |
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 都道府県、政令市、特別区 | 1,111 | 地方公共団体等が行う各保健・疾病対策事業（保健事業、疾病予防事業、予防接種対策事業等）に必要な経費の一部を補助するため |
| 医療費施設等施設整備補助金 | 医療施設等 | 1,052 | 沖縄県の医療施設等の施設整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| ワクチン製造設備整備費補助金 | 学校法人北里研究所 | 1,046 | ワクチンの製造設備整備等に要する費用の一部を補助するため |
| 医療施設等設備整備費補助金 | 地方公共団体 | 1,046 | 医療施設等の設備整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| 全国健康保険協会老人保健医療費拠出金補助金 | 全国健康保険協会 | 1,003 | 「健康保険法」第153条及び第154条に基づき、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の一部を補助するため |
| 医療施設運営費等補助金 | 医療機関等 | 887 | 治験拠点病院の治験環境の充実を図るとともに関連病院への情報提供等の補助のため。 |
| 地方改善施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 783 | 生活環境等の改善を図るために必要な地区道路、下水排水路、隣保館等の施設整備に要する費用の一部を補助するため |
| 国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金 | 国民健康保険組合 | 755 | 「国民健康保険法」第74条に基づき、特定健診・特定保健指導の実施に要する費用の一部を補助するため。 |
| 精神障害者医療保護入院費補助金 | 沖縄県 | 707 | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第11項により沖縄県が支弁した費用の一部を補助するため |
| 医療施設運営費等補助金 | 都道府県 | 668 | 感染症指定医療機関の運営に要する費用の一部を補助するため |
| 保健衛生施設等施設整備費補助金 | 都道府県、市町村、社団、財団法人、社会福祉、医療・学校法人・組合等 | 560 | 都道府県等が行う感染症指定医療機関、エイズ治療個室等の施設、結核患者収容モデル病室、医薬分業推進支援センター及び精神科病院等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進及び疾病の予防等、公衆衛生の向上を図るため |
| 医薬品副作用等被害救済事務費補助金 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 | 478 | 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」に基づく、機構の副作用や感染等による健康被害に関する事務処理に必要な費用の一部を補助するため |
| 生活衛生営業指導費補助金 | 都道府県 | 472 | 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第63条第1項に基づき、生活衛生関係営業の振興及び衛生水準の維持向上に要する経費の一部を補助するため |
| 結核研究所補助金 | 財団法人結核予防会 | 461 | 結核に係る調査研究、人材育成、国際協力に要する経費を補助するため |
| 企業年金連合会事務費補助金 | 企業年金連合会 | 461 | 厚生年金保険法第159条第1項の規定により企業年金連合会が実施する厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金給付等の事業に要する費用の一部を補助するため。 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|---------------------------|--|-----|---|
| 社会福祉推進費補助金 | 都道府県、市町村（特別区・一部事務組合・広域連合を含む。）又は公益法人等関係団体 | 442 | 地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的、革新的な事業に対して助成を行うため |
| 医療施設等施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 424 | 医療施設等の施設整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| 医療施設運営費等補助金 | 財団法人日本医療機能評価機構、社団法人日本内科学会 | 423 | 医療安全対策等に要する費用の一部を補助するため |
| 生活衛生振興助成費等補助金 | 財団法人全国生活衛生営業指導センター | 412 | 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第63条第2項に基づき、生活衛生関係営業の振興及び衛生水準の維持向上に要する経費の一部を補助するため |
| 民間社会福祉事業助成費補助金 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会、社会福祉法人福利厚生センター等 | 376 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会等に対し社会福祉事業の育成、援助等に要する経費を補助するため |
| 地域診療情報連携推進費補助金 | 医療法人澄心会豊橋ハートセンター、財団法人慈愛会今村病院 他 | 363 | 医療機関のネットワーク化に関する事業の実施等に要する費用の一部を補助するため |
| 身体障害者体育等振興費補助金 | 財団法人日本障害者スポーツ協会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 | 340 | 障害者のスポーツ振興事業等に係る費用の一部を補助するため |
| 結核医療費補助金 | 都道府県、政令市、特別区 | 301 | 結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助するため |
| 独立行政法人医薬基盤研究助施設整備費補助金 | 独立行政法人医薬基盤研究所 | 261 | 独立行政法人医薬基盤研究所が施行する研究施設の整備に要する費用を補助するため |
| 水道施設災害復旧費補助 | 地方公共団体 | 251 | 災害により被害を受けた水道施設等の復旧事業に要する経費の一部を補助するため |
| 地域保健活動推進費補助金 | 財団法人日本公衆衛生協会 | 245 | 地域保健の推進のため、全国規模での地域保健サービスの客観的なニーズの把握や妥当性の検証、地域保健活動の成果の普及に必要な経費を補助するため |
| ハンセン病療養所費補助金 | 財団法人神山復生病院、社会福祉法人聖母会待労院診療所 | 240 | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第9条に基づき、国立の療養所における入所者の医療と福祉に係る措置と同様に、私立療養所の入所者の処遇の継続をはかるために必要な経費の一部を補助するため。 |
| 遺骨収集等派遣費補助金 | 財団法人日本遺族会、財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 | 236 | 戦没者の遺骨収集等に要する費用の一部を補助するため |
| 介護保険関係業務費補助金 | 社会保険診療報酬支払基金 | 232 | 介護保険制度の円滑な施行に資するために必要な費用に対して補助するため |
| 労働安全衛生融資資金利子補給等補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 228 | 労働安全衛生融資事業の債権回収等業務のため |
| 無医地区医師派遣費等補助金 | 地方公共団体 | 224 | 「沖縄振興特別措置法」第105条第3項に基づき、無医地区医師派遣事業に要する費用の一部を補助するため |
| 国民健康づくり運動推進事業費補助金 | 財団法人日本食生活協会、財団法人健康・体力づくり事業財団 | 224 | ・食生活改善推進員等の活動を支援し、健康で豊かな地域社会の実現に資するための経費等を補助するため ・「健康日本21」を推進するため、「健康日本21推進全国連絡協議会」の活動等を支援するための経費を補助したため |
| 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 | 223 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所において、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業病疾病の病因、診断、予防その他の職業病疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うための施設整備等のため |
| 全国健康保険協会病床転換支援金補助金 | 全国健康保険協会 | 215 | 「健康保険法」附則第4条の4により読み替えられた同法第153条及び第154条に基づき、病床転換支援金の納付に要する費用の一部を補助するため。 |
| 医療関係者研修費等補助金 | 社団法人日本看護協会等 | 215 | 中央ナースセンターの運営に要する経費の一部を補助するため |
| 介護保険事業費補助金 | 地方公共団体 | 211 | 介護保険制度の円滑な施行に資するために必要な費用に対して補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------------------|------------------------------|-----|--|
| 政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金 | 財団法人日本ILO協会、財団法人国際研修協力機構 | 176 | 開発途上国における経済発展及び我が国との相互理解等の増進に寄与する民間機関の労働分野における協力事業に要する経費の一部を助成するため |
| 医療関係者研修費等補助金 | 財団法人日本薬剤師研修センター等 | 160 | 医療関係者の研修、講習会等に要する費用の一部を補助するため |
| 日本赤十字社救護業務費等補助金 | 日本赤十字社 | 140 | 日本赤十字社が行う、災害救助に関する業務、旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事務等の実施に要する費用の一部を補助するため |
| (独)労働政策研究・研修機構施設整備費補助金 | (独)労働政策研究・研修機構 | 137 | 独立行政法人労働政策・研修機構に対する研究施設等に係る施設整備のための経費の補助 |
| レセプトオンライン代行請求業務費等補助金 | 社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険団体連合会 | 136 | レセプトオンライン化の推進を図ることを目的として、代行請求機関が保険薬局より委託を受けて行うレセプトの代行送信業務に係る委託費用を補助するため。 |
| 船員雇用促進対策事業費補助金 | (財)日本船員福利雇用促進センター | 130 | 船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資するため、これらの事業を行う日本船員福利雇用促進センターに対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。 |
| 保健衛生施設等災害復旧費補助金 | 地方公共団体等 | 115 | 都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神病院等の保健衛生施設等が災害により被害を受けた場合に、その復旧に要する経費の一部について補助するため |
| 水道水源開発施設整備費補助 | 地方公共団体 | 112 | 災害により被害を受けた地域の水道水源の確保のための事業に要する経費の一部を補助するため |
| 医療関係者研修費等補助金 | 社団法人日本看護協会等 | 99 | 医療関係者の研修に要する費用の一部を補助するため |
| 沖縄特別振興対策事業費補助金 | 地方公共団体 | 98 | 沖縄特別振興対策事業を実施する地方公共団体に対する事業費の一部を補助するため |
| 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | 98 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する総合的な調査及び研究、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うための施設整備等のため |
| 医薬品等健康被害対策事業費補助金 | 財団法人友愛福祉財団 | 94 | エイズ患者遺族等相談事業及びヤコブ病サポートネットワーク事業に要する費用を補助するため |
| 高齢者社会活動支援事業費補助金 | 財団法人長寿社会開発センター、財団法人テクノエイド協会等 | 80 | 長寿社会開発センター等が行う高齢者の生きがいと健康づくり等を推進するために必要な費用に対して補助するため |
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 都道府県、政令市、特別区 | 79 | 地域住民の健康保持及び増進を図るため、地域保健対策を総合的に推進することが必要であることから、保健指導技術の向上、地域保健と職場保健の連携の促進等、地域保健活動の一層の充実を図るために必要な経費を補助するため |
| 小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 76 | 小規模事業場において産業医を共同で選任させることにより産業保健活動を支援促進するため及び深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診を促進させ、労働者の健康確保を図るため、事業主に助成を行う事業のため |
| 予防接種対策費補助金 | 財団法人予防接種リサーチセンター | 74 | 予防接種健康被害者に対する相談指導や情報提供に必要な経費の一部を補助するため |
| 高齢者福祉推進事業費補助金 | 地方公共団体 | 70 | 高齢者の健康で生きがいのある生活を助長するため、地方公共団体が行う全国健康福祉祭に要する費用に対して補助するため |
| 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 68 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設整備に要する費用を補助するため |
| 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | 66 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設整備のため |
| 社会福祉施設等災害復旧費補助金 | 地方公共団体 | 64 | 平成20年に発生した豪雨等により災害を受けた社会福祉施設等の復旧事業費の一部を補助するため |
| (独)高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金 | (独)高齢・障害者雇用支援機構 | 60 | 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に対する障害者職業センターの設備整備のための経費の補助 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-----------------------------|-------------------------------|----|--|
| 国民健康保険組合病床転換支援金補助金 | 国民健康保険組合 | 58 | 「国民健康保険法」附則第22条により読み替えられた同法第73条に基づき、病床転換支援金の納付に要する費用の一部を補助するため。 |
| 介護老人福祉施設等整備転換事業費補助金 | 社会福祉法人等 | 56 | 社会福祉法人等が行う特別養護老人ホームの転換整備に要する費用の一部を補助するため。 |
| 心身喪失者等医療観察法指定入院医療機関共生事業費補助金 | 都道府県、市町村 | 55 | 「心神喪失者等医療観察法」に基づく対象者に対する継続的な医療提供の確保と円滑な社会復帰を図るため、指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生事業に要する経費を補助するため。 |
| 難病等情報提供事業費補助金 | 財団法人難病医学研究財団 財団法人日本アレルギー協会 | 54 | 事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、治療方針及び症例等の情報を収集・整理し、患者や家族、医療関係者等に対する情報の提供を行うために必要な経費を補助するため。 |
| 船員雇用促進対策事業費補助金 | (財)日本船員福利雇用促進センター | 47 | 船員雇用促進センターに対する船員雇用促進等事業に要する費用の一部を補助 |
| 医療施設運営費等補助金 | 財団法人日本医療機能評価機構 | 47 | 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集及び分析を委託したため |
| 子育て応援特別手当特別事務費補助金 | 市町村 | 43 | 子育て応援特別手当の事業の執行停止に伴う委託業者等への違約金等に係る経費を補助するため |
| 沖縄特別振興対策事業費補助金 | 地方公共団体 | 39 | 沖縄特別振興対策事業を実施する地方公共団体に対する事業費の一部を補助するため |
| 民間社会福祉事業助成費補助金 | 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 | 35 | 社会福祉事業の育成、援助等に要する経費を補助するため |
| 衛生組織振興強化費補助金 | 社団法人日本食品衛生協会 | 34 | 食品衛生指導員の資質の向上、食品衛生指導員による営業者への巡回指導など、食品衛生に関する指導及び情報提供を行い、食品の安全性確保に必要な費用を補助したため |
| 船員災害防止対策事業費補助金 | 船員災害防止協会 | 34 | 船員の災害及び疾病を予防するために船員災害防止協会に対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。 |
| 病院機能評価支援事業費補助金 | 財団法人日本医療機能評価機構 | 33 | 病院機能評価調査者の育成及び研究事業に要する費用の一部を補助するため |
| 在宅福祉事業費補助金 | 地方公共団体 | 29 | 在宅の小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する経費の一部を補助するため |
| 政府開発援助結核研究所補助金 | 財団法人結核予防会 | 19 | 結核に係る国際協力に必要な派遣職員に対する研修等に要する経費を補助するため |
| 中毒情報基盤整備事業費補助金 | 財団法人中毒情報センター | 18 | 中毒情報に関するデータベース整備に要する費用を補助するため |
| 認定こども園施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 12 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園の整備に要する経費の一部を補助するため。 |
| 社会福祉施設等災害復旧費補助金 | 地方公共団体 | 10 | 社会福祉法人等が整備した児童福祉施設等であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため。 |
| 民間社会福祉事業助成費補助金 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 | 9 | 児童委員が地域福祉活動を活発に展開できるよう、研修会等の開催、地域における児童委員の活動する分野についての知識や活動方法及び児童虐待防止のための指針となる資料を作成し配付、また、通信制による児童福祉司の人材育成を行うなど、児童福祉の増進に寄与することを目的としているため。 |
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 都道府県、政令市、特別区 | 8 | 健康危機事例発生の未然防止、あるいはその拡大の抑制など、有事のみならず平時からの備えと事後の迅速かつ的確な対応のため、保健所を中核とする体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応など地域における健康危機管理対策の強化を図るために必要な経費を補助するため |
| 社会福祉施設等災害復旧費補助金 | 地方公共団体 | 7 | 社会福祉法人等が整備した社会福祉施設等の災害復旧事業に要する費用の一部を補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------|--------------------|-----------|---|
| 医療施設等災害復旧費補助金 | 地方公共団体 | 6 | 平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震により災害を受けた医療施設の復旧事業に要する費用の一部を補助するため |
| 遺族及留守家族等援護活動費補助金 | 沖縄県 | 4 | 対馬丸戦没者遺族等の福祉の増進を図ることを目的とする遺族相談事業に必要な費用を補助するため |
| 日本赤十字社救護業務費等補助金 | 日本赤十字社 | 3 | 日本赤十字社が行う北朝鮮在住日本人配偶者故郷訪問事業等の実施に要する費用を補助するため |
| 勤労者財産形成促進事業費補助金 | (独)雇用・能力開発機構 | 2 | 勤労者財産形成促進事業等に要する経費の補助 |
| 勤労者財産形成促進事業費補助金 | 独立行政法人雇用・能力開発機構 | 2 | 勤労者の持家建設等のための財産形成支援業務のため |
| <負担金> | | | |
| 後期高齢者医療給付費等負担金 | 後期高齢者医療広域連合、地方公共団体 | 2,737,227 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づく医療等に要する費用の一部を負担するため |
| 生活保護費等負担金 | 都道府県、市町村 | 2,289,767 | 生活保護法に基づく保護の実施等のため |
| 国民健康保険療養給付費等負担金 | 地方公共団体 | 1,780,891 | 「国民健康保険法」第70条等に基づき、医療給付費の一部を負担するため。 |
| 介護給付費等負担金 | 地方公共団体 | 1,239,703 | 「介護保険法」第121条に基づき、市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の一部、及び都道府県が設置する財政安定化基金の造成に必要な経費の一部を負担するため |
| 障害者自立支援給付費負担金 | 地方公共団体 | 520,972 | 「障害者自立支援法」第95条第1項に基づき行う障害福祉サービスに要する費用の一部を負担するため |
| 国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金 | 地方公共団体 | 508,110 | 「国民健康保険法」第70条に基づき、後期高齢者医療費支援金の納付に要する費用の一部を負担するため。 |
| 児童保護費等負担金 | 地方公共団体 | 326,116 | 「児童福祉法」第53条に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため |
| 国民健康保険介護納付金負担金 | 地方公共団体 | 200,596 | 「国民健康保険法」第70条に基づき、介護納付金の納付に要する費用の一部を負担するため。 |
| 児童扶養手当給付費負担金 | 地方公共団体 | 154,741 | 「児童扶養手当法」第21条に基づき、手当の支給に要する費用の一部を負担するため |
| 障害者医療費負担金 | 地方公共団体 | 143,619 | 「障害者自立支援法」第58条に基づき支給した医療費の一部を負担するため |
| 厚生年金基金等給付費負担金 | 企業年金連合会厚生年金基金 | 96,725 | 「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)附則第84条及び第85条の規定に基づき、厚生年金基金等の支給する年金給付金の一部を負担 |
| 児童保護費等負担金 | 地方公共団体 | 78,640 | 「児童福祉法」第53条に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため。 |
| 児童保護費等負担金 | 地方公共団体 | 66,067 | 「児童福祉法」第53条に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため |
| 特別障害者手当等給付費負担金 | 地方公共団体 | 36,062 | 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、特別障害者手当等の支給に要する費用の一部を負担するため |
| 国民健康保険老人保健医療費拠出金負担金 | 地方公共団体 | 26,475 | 「国民健康保険法」第70条に基づき、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の一部を負担するため。 |
| 老人医療給付費負担金 | 地方公共団体 | 17,319 | 「老人保健法」(昭和57年法律第80号)に基づく医療等に要する費用の一部を負担するため |
| 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金 | 地方公共団体 | 13,016 | 「国民健康保険法」第72条の5に基づき、特定健診・特定保健指導の実施に要する費用のうち政令で定めるものの1/3を負担するため。 |
| 全国健康保険協会事務費負担金 | 全国健康保険協会 | 12,211 | 「健康保険法」第151条及び「船員保険法」第112条の規定により、健康保険事業及び船員保険事業の事務の執行に要する費用を負担するため |
| 精神障害者措置入院費負担金 | 地方公共団体 | 4,560 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者の入院に要する費用の一部を負担するため |
| 健康保険組合事務費負担金 | 健康保険組合連合会 | 3,962 | 「健康保険法」第151条の規定により、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-----------------------------|----------------------|-------|--|
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金 | 独立行政法人国立病院機構、地方公共団体等 | 3,509 | 「心神喪失者等医療観察法」第102条に基づき指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置に要する経費を負担するため |
| 結核医療費負担金 | 都道府県、政令市、特別区 | 3,452 | 入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担するため |
| 母子保健衛生費負担金 | 地方公共団体 | 3,132 | 「母子保健法」第21条の3に基づき未熟児に対する医療の給付等に要する費用の一部を負担するため。 |
| 国民健康保険組合事務費負担金 | 国民健康保険組合 | 2,755 | 「国民健康保険法」第69条に基づき、組合に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担するため。 |
| 職業転換訓練費負担金 | 地方公共団体 | 1,666 | 「雇用対策法」第20条に基づき、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担するため |
| 身体障害者保護費負担金 | 地方公共団体 | 1,442 | 「身体障害者福祉法」第37条の2に基づき、身体障害者更生援護施設の運営に要する費用等の一部を負担するため |
| 感染症予防事業費等負担金 | 都道府県、政令市、特別区 | 1,353 | 地方公共団体等が行う各感染症予防事業等に必要経費の一部を負担するため |
| 原爆被爆者介護手当等負担金 | 都道府県、広島市、長崎市 | 1,266 | 「原子爆弾被爆者援護法」第31条に基づき、介護手当の支給及び支給に係る事務等に要する費用の一部を負担するため。 |
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金 | 独立行政法人国立病院機構等 | 1,233 | 「心神喪失者等医療観察法」第102条に基づき指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の運営に要する経費を負担するため |
| 予防接種対策費負担金 | 都道府県 | 997 | 予防接種健康被害者に対する予防接種法に基づく救済措置として地方公共団体が支給する医療費等の一部を補助するため |
| 国民年金基金等給付費負担金 | 国民年金基金、国民年金基金連合会 | 939 | 国民年金法等の一部を改正する法律附則第34条第4項（昭和60年法律第34号）の規定に基づき、年金に要する費用を定率負担するため。 |
| 婦人保護事業費負担金 | 地方公共団体 | 847 | 「売春防止法」第40条第1項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第28条第1項に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため。 |
| 災害救助費等負担金 | 都道府県 | 407 | 1. 都道府県が行う応急救助に要する経費及び事務費の一部を負担することにより、応急救助の適正な実施を図るとともに都道府県の経費軽減を図るため 2. 国及び都道府県等が共同して行う国民保護訓練に係る費用の一部を負担することにより、都道府県等における武力攻撃事態等への対処の向上を図るとともに都道府県等の経費軽減を図るため |
| 国民健康保険病床転換支援金負担金 | 地方公共団体 | 329 | 「国民健康保険法」附則第22条により読み替えられた同法第70条に基づき、病床転換支援金の納付に要する費用の一部を負担するため。 |
| 職業転換訓練費負担金 | 地方公共団体 | 194 | 「雇用対策法」第20条に基づき、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担するため |
| 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金 | 独立行政法人国立病院機構等 | 152 | 「心神喪失者等医療観察法」第102条に基づき指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置に要する経費を負担するため |
| 災害弔慰金等負担金 | 都道府県 | 113 | 異常な自然現象による災害により死亡した者の遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、市町村が支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費の一部を都道府県に補助するため |
| 精神障害者措置入院移送費負担金 | 地方公共団体 | 102 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者の移送に要する費用の一部を負担するため |
| 婦人相談所運営費負担金 | 地方公共団体 | 16 | 「売春防止法」第40条第1項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第28条第1項に基づき、地方公共団体の支弁する経費の一部を負担するため。 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------|--|
| 結核児童日用品費等負担金 | 地方公共団体 | 1 | 「児童福祉法」第53条に基づき結核児童の学習用品の支給等に要する費用の一部を負担するため。 |
| 麻薬中毒者措置入院費負担金 | 地方公共団体 | 0 | 麻薬及び向精神薬取締法第59条に基づき支出した医療費の一部を負担するため |
| 麻薬中毒者護送費負担金 | 地方公共団体 | 0 | 麻薬及び向精神薬取締法第59条に基づき支出した護送費の一部を負担するため |
| <交付金> | | | |
| 後期高齢者医療財政調整交付金 | 後期高齢者医療広域連合 | 900,846 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づく医療等に要する費用の一部を負担するため |
| 国民健康保険財政調整交付金 | 地方公共団体 | 497,473 | 「国民健康保険法」第72条等に基づき、国民健康保険の財政調整を図るため、医療給付費の9/100を総額として交付するため。 |
| 介護職員処遇改善臨時特例交付金 | 地方公共団体等 | 477,338 | 21年度から23年度までの間、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付等を行うことにより、処遇改善を更に進めるとともに、介護関連施設を開設するにあたり必要となる開設前の訓練期間中の職員雇上費用や地域に対する説明会の開催費用等について補助を行い、開設時からの安定した質の高いサービス提供体制の整備を図るため |
| 緊急雇用創出事業臨時特例交付金 | 都道府県 | 447,490 | 地方公共団体において、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用・就業機会を創出する緊急雇用創出事業を実施するため |
| 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金 | 中央職業能力開発協会 | 346,646 | 雇用保険を受給できない者への職業訓練、再就職、生活への支援を目的とする緊急人材育成・就職支援基金を創設するため。 |
| 介護給付費財政調整交付金 | 地方公共団体 | 343,364 | 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として市町村間における介護保険の財政調整を行うため |
| 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 | 後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金 | 300,353 | 高齢者医療制度に係る事業の円滑な運営に資するために必要な経費を補助するため |
| 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 | 都道府県 | 249,470 | 都道府県が各地域において将来必要となる介護施設等の緊急整備等を支援するため、各都道府県に基金を造成すること。 |
| 地域医療再生臨時特例交付金 | 地方公共団体 | 234,997 | 地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が設置する基金の造成に要する費用の一部を補助するため |
| 被用者児童手当交付金 | 地方公共団体(市町村) | 188,927 | 「児童手当法」第19条に基づく交付金 |
| 子育て支援対策臨時特例交付金 | 地方公共団体 | 163,175 | 都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため |
| 障害者自立支援対策臨時特例交付金 | 地方公共団体 | 152,285 | 障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図り、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保するため |
| 被用者小学校修了前特例給付交付金 | 地方公共団体(市町村) | 138,507 | 「児童手当法」附則第7条第4項に基づく交付金 |
| 国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金 | 地方公共団体 | 134,499 | 「国民健康保険法」第72条等に基づき、国民健康保険の財政調整を図るため、後期高齢者医療費支援金の9/100を総額として交付するため。 |
| 医療施設耐震化臨時特例交付金 | 地方公共団体 | 122,210 | 災害拠点病院等の耐震化整備について、都道府県が設置する基金の造成に要する費用の一部を補助するため |
| 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金 | 一般社団法人未承認薬等開発支援センター | 118,964 | 新型インフルエンザワクチンの開発及び生産体制整備に要する費用を補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------------|---------------------|---------|--|
| 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金 | 都道府県 | 106,236 | 火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を行うことにより、入所者等の安全・安心を確保するために必要な費用を補助するため |
| 緊急雇用創出事業臨時特例交付金 | 都道府県 | 69,245 | 求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行うため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付するため |
| 地域支援事業交付金 | 地方公共団体 | 60,027 | 各市町村における介護予防事業に要する費用の25%、包括的な支援事業及び任意事業に要する費用の40.5%を交付し、地域支援事業の円滑な実施に資するため |
| 子育て応援特別手当交付金 | 地方公共団体 | 55,918 | 子育て応援特別手当の支給に要する経費を交付するため |
| 国民健康保険介護納付金財政調整交付金 | 地方公共団体 | 53,099 | 「国民健康保険法」第72条に基づき、国民健康保険の財政調整を図るため、介護納付金の9/100を総額として交付するため。 |
| 非被用者小学校修了前特例給付交付金 | 地方公共団体(市町村) | 52,505 | 「児童手当法」附則第7条第4項に基づく交付金 |
| 次世代育成支援対策交付金 | 市町村 | 37,734 | 「次世代育成支援対策推進法」第11条第1項に基づき、次世代育成支援対策の推進に必要な事業に要する経費を交付するため。 |
| 非被用者児童手当交付金 | 地方公共団体(市町村) | 25,163 | 「児童手当法」第19条に基づく交付金 |
| 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 地方公共団体 | 19,598 | 各地方公共団体が地域の実情に応じて、地域密着型サービス、介護予防拠点などのサービス基盤を日常生活圏域ごとに整備することを支援するため |
| 未承認薬等開発支援臨時特例交付金 | 一般社団法人未承認薬等開発支援センター | 10,000 | がん・小児等の疾患重点分野における国内未承認薬等が国民に迅速に供給されるよう、医薬品の試験等に対して助成を行うための基金を造成するため。 |
| 特例給付交付金 | 地方公共団体(市町村) | 9,805 | 「児童手当法」附則第6条第2項に基づく交付金 |
| 医療提供体制施設整備交付金 | 地方公共団体 | 9,596 | 医療施設等の施設整備事業に要する費用の一部を補助するため |
| 離職者等職業訓練費交付金 | 都道府県 | 8,339 | 都道府県が設置する公共職業能力開発施設の運営に要する経費の財源に充てるため交付する交付金 |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 地方公共団体 | 8,230 | 「次世代育成支援対策推進法」第11条第1項に基づき、児童福祉施設等の整備に要する経費を交付するため |
| 国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金 | 地方公共団体 | 6,986 | 「国民健康保険法」第72条等に基づき、国民健康保険の財政調整を図るため、老人保健医療費拠出金の9/100を総額として交付するため。 |
| 育児休業労働者等支援交付金 | (財)21世紀職業財団 | 4,463 | 育児休業労働者等に要する福祉関係業務に要する経費の交付金 |
| 職業転換訓練費交付金 | 地方公共団体 | 3,298 | 「職業能力開発促進法」第95条に基づき、都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に要する経費の一部を交付するため |
| 介護労働者雇用改善援助事業等交付金 | (財)介護労働安定センター | 3,045 | 介護労働者雇用改善援助事業等に要する経費の交付金 |
| 子育て応援特別手当事務取扱交付金 | 地方公共団体 | 2,371 | 子育て応援特別手当の支給に係る事務に要する経費を交付するため |
| 未承認薬等審査迅速化臨時特例交付金 | 一般社団法人未承認薬等開発支援センター | 1,661 | 医療上必要性の高い未承認薬・適応外薬の早期承認を図るため |
| 地域介護・福祉空間整備推進交付金 | 地方公共団体 | 1,039 | 各地方公共団体における地域密着型サービス等の整備に合わせ、必要と認められる設備やシステムに要する経費を助成し円滑な運営を支援するため |
| 短時間労働者雇用改善援助事業等交付金 | (財)21世紀職業財団 | 732 | 短時間労働者雇用改善援助事業等関係業務に要する経費の交付金 |
| 短時間労働者雇用管理改善等事業交付金 | 財団法人21世紀職業財団 | 323 | 短時間労働者を雇用する事業主に対する雇用管理改善等助成金の支給業務等のため |
| 港湾労働者派遣事業等交付金 | (財)港湾労働安定協会 | 259 | 港湾労働者派遣事業等に関する雇用福祉事業関係業務に要する経費の交付金 |
| 病床転換助成事業交付金 | 都道府県 | 124 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」附則第5条に基づき、病床転換助成事業に要する費用の10/27に相当する額を交付するもの。 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------------|--|-------|--|
| 国民健康保険病床転換支援金財政調整交付金 | 地方公共団体 | 86 | 「国民健康保険法」第72条に基づき、国民健康保険の財政調整を図るため、病床転換支援金の9/100を総額として交付するもの。 |
| 地域活性化・公共投資臨時交付金 | 長野県中川村 | 78 | 地方公共団体が経済危機対策に取り組み、地域の活性化を実現するために行う水道施設整備に要する経費の一部を補助するため |
| 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金 | 地方公共団体 | 40 | 待機児童の多い地域を中心に、民間保育所及び民間保育所の分園の施設整備に要する費用の一部を補助するため。 |
| <助成金> | | | |
| がん研究助成金 | 個人 | 1,903 | がんに関する研究助成 |
| 労働時間等設定改善推進助成金 | 都道府県経営者協会等 | 657 | 労働時間等の設定改善（計画年休制度の導入または連続休暇の取得等）を団体的取組として行う中小企業団体に対する助成のため |
| <補給金> | | | |
| 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 | 独立行政法人福祉医療機構 | 9,880 | 社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の一部に対する補給金 |
| <委託費> | | | |
| 生活保護指導監査委託費 | 地方公共団体 | 2,092 | 生活保護の指導監督体制を整備し制度の適正な実施を図ることを目的として、都道府県・指定都市本庁における生活保護の指導監督に当たる職員を設置する経費等を補助するため |
| 遺族及留守家族等援護事務委託費 | 財団法人日本遺族会、財団法人日本傷痍軍人会 | 777 | 昭和館及びびしょうけい館の運営事業等を委託したため |
| 身体障害者福祉促進事業委託費 | 財団法人日本障害者リハビリテーション協会、社会福祉法人日本ライトハウス、日本点字図書館、日本盲人会連合等 | 530 | 社会福祉法人日本点字図書館等に事業を委託したため |
| 社会事業学校等経営委託費 | 学校法人日本社会事業大学、社会福祉法人全国社会福祉協議会 | 500 | 社会福祉事業従事者の養成、確保及びその資質の向上を図るための事業を委託したため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 特定非営利活動法人日本緩和医療学会、財団法人がん集学的治療研究財団 | 358 | がん医療水準の向上を図るため、がん診療連携拠点病院における緩和ケアや相談支援業務の質の評価、緩和ケアについての一般医に対する研修及び一般国民に対する普及啓発などを行うため事業等を委託したため。 |
| 国連・障害者の十年記念施設運営委託費 | 財団法人大阪府地域福祉推進財団 | 303 | 国連・障害者の十年記念施設運営事業等を委託したため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人日本歯科医師会、社団法人国際厚生事業団、学校法人杏林学園等 | 275 | 歯科関係者講習会、経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者受入事業及び新人看護職員に対する研修事業を委託するため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人日本医師会 | 167 | 女性医師バンク事業及び再就業講習会事業を委託するため |
| 国民健康・栄養調査委託費 | 都道府県、政令市、特別区 | 124 | 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣等の状況を明らかにするための調査を委託したため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人日本看護協会 | 54 | 地域における保健活動の需要の多様化に対応するため新たな保健活動に関する調査研究、研修の開催等を行うとともに、保健指導技術の向上に関する研究等の保健指導実施者に対する支援を行うために必要な経費を補助するため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人国際厚生事業団 | 34 | 外国人看護師・介護福祉士受入事業を委託したため |
| 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費 | 都道府県 | 27 | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第19条に基づく入所者親族に対する援護を委託したため。 |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人国際厚生事業団 | 23 | 経済連携協定に基づき外国人介護福祉士候補者の受入れ事業を委託したため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 財団法人ウイルス肝炎研究財団、財団法人予防接種リサーチセンター、財団法人性の医学健康財団 | 22 | 予防接種従事者研修事業に必要な経費の一部を補助するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|---------------|--------------|------------|--|
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人日本病院会等 | 14 | 緊急臨時的医師派遣に関して、派遣に応じる退職医師等の公募、公募に応じた医師の登録、派遣の実施にあたり派遣先との条件の調整等の事務を委託するため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 社団法人日本食品衛生協会 | 11 | 消費者に食品衛生に関する情報を必要かつ適切に提供するなど、消費者の食品衛生に関する疑問又は不安を解消し、もって消費者への食品衛生思想の普及、啓発を図るために必要な事業を委託したため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 財団法人日本公衆衛生協会 | 10 | 健康危機管理における広域的な連携体制の構築及び、健康危機事例に関する情報の収集・整理・提供を行うために必要な経費を補助するため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 財団法人難病医学研究財団 | 5 | 特定疾患患者の看護・保健指導等に関する専門的・技術的な知識・技術の習得のための保健師等研修、難病に関する様々な相談に対応するための難病相談・支援センター職員研修を実施し、関係職員の質の向上を図るために必要な事業等を委託したため。 |
| 合計 | | 17,895,080 | |

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|-------------------|-------------------------------------|--------|--|
| <委託費> | | | |
| 生涯職業能力開発事業等委託費 | 民間団体等 | 20,536 | 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進事業の委託等 |
| 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 民間団体等 | 10,141 | 障害者就業・生活支援センター事業の委託等 |
| 地域雇用機会創出事業等委託費 | 民間団体等 | 7,948 | 地域雇用創造推進事業の委託等 |
| 社会復帰促進等事業委託費 | 財団法人労災サポートセンター | 3,896 | 労災年金受給者のための介護施設の運営、介護等に関する指導等のため |
| 労働災害防止対策事業委託費 | 中央労働災害防止協会等 | 3,781 | 労働災害の防止及び健康障害の防止を図るため |
| 職業能力開発支援事業委託費 | 独立行政法人雇用・能力開発機構、財団法人社会経済生産性本部、都道府県等 | 3,722 | 能力開発に関する支援事業を委託したため |
| 社会復帰促進等事業委託費 | 財団法人労災保険情報センター | 3,331 | 労災診療費請求書の点検のため |
| 社会復帰促進等事業委託費 | アフターケア等実施医療機関 | 3,154 | 外科後処置、アフターケア実施等のため |
| 障害者職業能力開発校運営委託費 | 都道府県 | 2,770 | 国が設置する障害者職業能力開発校の運営を委託したため |
| 労働災害防止対策事業委託費 | 郡市区医師会 | 2,328 | 小規模事業場労働者に対する健康相談の実施のため |
| 国民生活基礎調査等委託費 | 都道府県、政令指定都市、中核市 | 2,090 | 厚生労働行政の基礎資料を得るために実施する人口動態調査等の統計調査を委託したため |
| 職業講習等委託費 | 民間団体等 | 2,079 | 緊急地域共同就職支援事業の委託等 |
| 原爆症調査研究等委託費 | 都道府県、広島市、長崎市等 | 1,970 | 原子爆弾被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上に資するための調査・研究に要する経費を委託したため |
| 雇用保険活用援助事業委託費 | (社)全国労働保険事務組合連合会 | 1,954 | 中小企業に対する雇用保険制度の周知等制度の活用を援助・促進するための事業の委託等 |
| 若年者等職業能力開発支援事業委託費 | 民間団体等 | 1,823 | 職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業の委託等 |
| 仕事と家庭両立支援事業等委託費 | 民間団体等 | 1,680 | 一般事業主行動計画策定等支援事業の委託等 |
| 技能継承振興推進事業委託費 | 民間団体等 | 1,500 | ものづくり立国の推進を図るための委託等 |
| 遺族及留守家族等援護事務委託費 | 地方公共団体等 | 1,427 | 中国帰国者等に対する帰国受入・定着自立支援事業や引揚者及びその遺族等に対する特別給付金の支給に関する裁定事務等を委託したため |
| 障害者職業能力開発支援事業委託費 | 都道府県 | 1,351 | 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施の委託 |
| 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 株式会社インテリジェンス、東京ホームレス就業支援事業推進協議会等 | 1,223 | 高校生に対する就職ガイダンス事業等を委託したため |
| 職業能力開発支援事業委託費 | 地方公共団体 | 1,195 | 能力開発に関する支援事業を委託したため |
| 特定疾患調査委託費 | 広島県、福岡県、神奈川県 | 920 | 旧陸海軍の毒ガス製造所において毒ガス製造に従事していた動員学徒等に対する健康診断、医療、手当支給等に係る業務を委託したため |
| 毎月勤労統計調査委託費 | 都道府県 | 915 | 主要産業における雇用・給与・労働時間の変動を把握するための毎月勤労統計調査を委託したため |
| 労働保険加入促進業務委託費 | 社団法人全国労働保険事務組合連合会 | 869 | 労働保険の加入促進の業務を委託するため |
| 循環器病研究委託費 | 個人 | 856 | 循環器病に関する研究委託 |
| 精神・神経疾患研究委託費 | 個人 | 856 | 精神・神経疾患に関する研究委託 |
| 国際医療協力研究委託費 | 個人 | 856 | 国際医療協力に関する研究委託 |
| 成育医療研究委託費 | 個人 | 825 | 成育医療に関する研究委託 |
| 長寿医療研究委託費 | 個人 | 824 | 長寿医療に関する研究委託 |
| 仕事生活調和推進事業委託費 | 社団法人全国労働基準関係団体連合会等 | 780 | 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を促進するための事業を委託したため |
| 健康増進事業地方公共団体委託費 | 地方公共団体 | 719 | 女性特有の子宮がんや骨粗鬆症等疾患の予防に資する事業及び企業との連携によるがん検診受診率向上等に資する事業を委託したため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|----------------------|--|-----|--|
| 社会保険基礎調査委託費 | 株式会社健康保険医療情報総合研究所、みずほ情報総研株式会社 他 | 710 | 医療に関する調査研究事業を委託したため |
| 原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 | 財団法人広島平和文化センター等 | 536 | 国立原爆死没者追悼平和祈念館（広島、長崎）に係る運営事業を委託したため |
| 遺族及留守家族等援護事務委託費 | 都道府県 | 522 | 戦傷病者戦没者遺族等に障害年金等の支給及び戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給に関する審査・裁定事務等を都道府県知事に委任しているため |
| ハンセン病対策事業委託費 | 社会福祉法人ふれあい福祉協会 等 | 518 | ハンセン病に対する普及啓発事業、ハンセン病資料館の運営、社会復帰準備支援事業、沖縄県におけるハンセン病の各般の施策事業を委託したため |
| 医療情報システム開発普及等委託費 | 沖縄県浦添市、国立大学法人東京大学、有限責任中間法人日本IHE協会 等 | 500 | IT化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得るための検索や解析を容易にする医療知識基盤データベースの研究開発事業を委託したため |
| 要介護認定調査委託費 | 東芝ソリューション株式会社 株式会社三菱総合研究所 等 | 459 | 要介護認定の実態調査等を委託したため |
| 労使関係安定形成促進事業委託費 | 民間団体等 | 447 | 労働者の管理等について、その手法の開発・改善等に関する事業及び調査研究の委託 |
| 高齢者等雇用環境整備委託費 | 株式会社オプト、社団法人全国シルバー人材センター事業協会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会等 | 445 | 障害者の一般雇用への移行を促進するため、働く障害者を支援するネットワークを構築・強化する事業を委託した等のため。 |
| エイズ予防対策事業委託費 | 財団法人エイズ予防財団 等 | 418 | HIV感染者のための電話相談事業など、エイズ予防に関する事業を委託したため |
| 労働条件研究調査等委託費 | 全国社会保険労務士会連合会等 | 390 | 労働条件に関する調査研究等を委託したため |
| 政府開発援助外国人留学生受入事業等委託費 | 中央職業能力開発協会、独立行政法人雇用・能力開発機構 | 330 | 人材養成分野の国際協力事業を委託したため |
| 政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費 | 財団法人国際研修協力機構、財団法人海外職業訓練協会 | 329 | 人材養成分野の国際協力事業を委託したため |
| 保健事業等委託費 | ①(財)船員保険会 ②(財)都道府県社会保険協会 | 264 | 船員保険の被保険者等の健康保持増進のために行う健康診断等の事業の委託費 |
| 保健福祉調査委託費 | 株式会社三菱総合研究所、財団法人医療情報システム開発センター | 212 | 障害福祉サービス等経営実態調査事業、障害程度区分管理事業等を受託したため |
| 遺骨収集等委託費 | 地方公共団体等 | 197 | 戦没者の慰霊事業等を委託したため |
| 保健福祉調査地方公共団体委託費 | 都道府県 | 148 | 看護職員に対する専門分野研修を委託したため |
| 薬事経済調査委託費 | 都道府県 | 129 | 医療用医薬品等の価格調査に必要な事業及び後発医薬品安心使用促進事業を委託したため |
| 医薬品事故障害者対策事業委託費 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 | 101 | 重症スモン患者介護事業を委託したため |
| 公的扶助資料調査委託費 | 都道府県、市、みずほ情報総研株式会社 | 97 | 保護基準改定の影響の検証等のため |
| 衛生関係指導者養成等委託費 | 日本救急医療財団・災害医療センター | 88 | 救急医療関係の研修事業を委託するため |
| 保健福祉調査委託費 | 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター | 86 | 薬物乱用防止のための啓発活動等を委託したため |
| 保健福祉調査地方公共団体委託費 | 都道府県 | 80 | 潜在看護職員等に対する研修事業等を委託したため |
| 労働条件研究調査等委託費 | 財団法人日本生産性本部 特定非営利活動法人あごら等 | 76 | 在宅就業者に関する実態調査、課題の検討を行い、在宅就業者支援を進めていく事業等を委託したため |
| 検定検査事務等委託費 | 地方公共団体 | 72 | 薬事法及び麻薬関係法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法）等に基づく事務を委託したため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|---------------------------|--|----|--|
| 心神喪失者等医療観察法人 人材養成研修委託費 | 財団法人精神・神経科学 振興財団、社団法人 日本精神科病院協会 | 68 | 心神喪失者等医療観察法に基づく制度の円滑な実施のため、精神保健判定医、精神保健参与員等、人材の養成研修を委託したため |
| 養育費確保支援事業委託費 | 社団法人家庭問題情報 センター | 64 | 養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図るため |
| 政府開発援助衛生関係指導 者養成等委託費 | 社団法人国際厚生事業 団、パシフィックコン サルタンツ株式会社、 株式会社東京設計事務 所、株式会社間組 | 62 | 東南アジア諸国等の保健医療・社会福祉・水供給分野における国際協力事業を委託したため |
| 保健福祉調査委託費 | 民間団体等 | 61 | 保育施策等、今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと保護者の状況や子育て支援に関するニーズ、子育て支援サービス提供の実態などの把握、分析といった調査研究を行うため |
| 衛生関係指導者養成等委託 費 | 国立大学法人東京大 学、社団法人日本感染 症学会 | 51 | 医療安全支援センター総合支援事業等を委託したため |
| 職業能力開発支援事業委託 費 | 株式会社サーベイリ サーチセンター | 45 | 能力開発に関する支援事業を委託したため |
| 旧軍関係調査事務等委託費 | 都道府県 | 43 | 旧軍人軍属及びその遺族の恩給進達事務等を都道府県知事に委任しているため |
| 保健福祉調査委託費 | 民間団体等 | 38 | 現在施設内で行われているケアの状況を詳細に調査・分析し、その結果を踏まえたケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討するため |
| 中小企業勤労者総合福祉推 進事業委託費 | (社)全国中小企業勤 労者福祉サービスセン ター | 38 | 中小企業勤労者の福祉の向上を図るための中小企業勤労者総合福祉推進事業の委託 |
| 薬事工業生産動態統計調査 委託費 | 都道府県 | 37 | 指定統計である薬事工業生産動態統計調査に必要な事業を委託したため |
| 検定検査事務等委託費 | 地方公共団体 | 35 | 薬事法及び麻薬関係法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法）等に基づく事務を委託したため |
| 保養所等経営委託費 | (財)船員保険会 | 34 | 被保険者及びその家族の健康の保持増進を図るための施設の運営費等 |
| 厚生労働統計調査委託費 | 都道府県、政令指定都 市、中核市 | 32 | 厚生労働行政の基礎資料を得るために実施する衛生統計調査等の統計調査を委託したため |
| 地方元気再生推進調査委託 費 | 学校法人龍谷大学 | 31 | 持続可能な地方再生の取り組みを抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援するため |
| 保健福祉調査地方公共団体 委託費 | 地方公共団体 | 30 | 育児、医療、介護、年金などに関わる、公的サービスと私的サービスの利用状況の現状を調査するとともに、各々の機能のあり方や、望ましい役割分担のあり方についての意識を調査することにより、今後の厚生労働行政の企画・立案のための基礎資料を得るため |
| 労働条件研究調査等委託費 | 三菱UFJリサーチ&コン サルティング株式会社 | 30 | 労働条件に関する調査研究等を委託したため |
| 医薬品等試験調査委託費 | 独立行政法人医薬品医 療機器総合機構、財団 法人先端医療振興財団 | 30 | 大学発のベンチャー等に対して、開発に係る一般薬事相談等を提供する等業務を委託するため |
| 医療情報システム開発普及 等委託費 | 財団法人医療情報シス テム開発センター、財 団法人健康・体力づく り事業財団 | 25 | 科学的知見に基づく正しい情報の収集、分析、提供を行い、広く国民の健康の増進に資する事業の運営の委託等のため |
| 医薬品等試験調査委託費 | 独立行政法人製品評価 技術基盤機構 | 24 | 化学物質のより一層の安全対策の強化を図るため、経済産業省と環境省と厚生労働省の3省で連携して整備した化学物質の安全性情報を一元的に管理する化学物質情報基盤システムの保守管理、公開等を委託したため |
| 個別労働紛争対策事業委託 費 | 民間団体等 | 24 | 企業内で個別労働紛争を自主的かつ早期に解決できるよう、労使担当者を対象とした人材育成を行う研修事業の委託 |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|--------------------|---|-------------|---|
| 労働条件研究調査等委託費 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社インテージ | 17 | 労働条件に関する調査研究等を委託したため |
| 保健福祉調査委託費 | 都道府県、財団法人日本経済研究所、みずほ情報総研株式会社 | 17 | 洞爺湖サミット開催時における救急医療体制の確保を図ること等のため |
| 政府開発援助難民救済業務委託費 | 財団法人アジア福祉教育財団 | 17 | 政府開発援助難民救済業務を委託したため |
| 広域ブロック自立施策等推進調査委託費 | 新潟県長岡市、特定非営利活動法人地域交流センター 北海道釧路市、富士通総研 | 13 | 健康増進活動、福祉活動とセーフティー・コミュニティ形成活動の連携化方策の検討や健康、福祉という立場からの健康増進施設におけるセーフティー・コミュニティ交流や災害時の活用方策の検討を行う事業、又は市民協働による安心まちなか季節居住を実現する「ライフケアビレッジ」の展開方策調査及び釧路市におけるパイロットプラン策定等を委託したため。 |
| 医薬品等試験調査委託費 | 株式会社日本能率協会総合研究所等 | 13 | 血液製剤の安全性情報のデータベース化等を委託したため |
| 保健福祉調査地方公共団体委託費 | 都道府県 | 12 | 全国のホームレスの数を把握するための調査を委託するため |
| 広域ブロック自立施策等推進調査委託費 | みずほ情報総研株式会社 | 9 | 「『東北圏における救急医療体制の課題分析等』に関する調査」を実施するため |
| 試験研究調査委託費 | 武蔵野大学 | 9 | 非病原性細菌の感染症発症を誘導する要因としての内分泌かく乱物質の作用に関する研究について委託したため |
| 旧軍関係調査事務等委託費 | 都道府県 | 5 | 旧軍人軍属及びその遺族の戦没者慰霊事務等を都道府県知事に委任しているため |
| 保健福祉調査委託費 | みずほ情報総研株式会社 | 4 | 少子高齢化の原因や少子高齢化が社会経済に与える影響について分析を行うとともに、少子高齢化への対応としての政策の有効性の分析・評価、各国の少子高齢化対策の比較等を行い、少子高齢化の影響・要因への対応のあり方に関する検討に資するため |
| 原子力試験研究委託費 | 独立行政法人国立病院機構 香川小児病院 | 4 | 深部悪性脳腫瘍に対する熱外中性子・アルファ線を用いた治療法の開発研究を委託したため |
| 検定検査事務等委託費 | 地方公共団体 | 3 | 薬事法及び麻薬関係法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法）等に基づく事務を委託したため |
| 試験研究調査委託費 | 独立行政法人国立環境研究所 | 2 | バイオマーカーの開発及び臍帯血・胎盤バンクシステムを整備を委託したため |
| 職場適応訓練委託費 | 都道府県 | 2 | 雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、職場適応訓練事業を委託 |
| その他 ＜交付金＞ | | 12,899 | |
| 国家公務員共済組合連合会等交付金 | 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合 | 408,218 | 基礎年金相当部分の給付費に相当する費用が、各共済組合から支払われる仕組みとなっているため、基礎年金勘定から年金保険者たる共済組合等に対して交付する。 |
| 原爆被爆者手当交付金 | 都道府県、広島市、長崎市 | 97,634 | 「原子爆弾被爆者援護法」第24条等に基づき、医療特別手当等各種手当の支給及び各種手当の認定事務等に要する経費を交付するため |
| 国民年金事務取扱交付金 | 市町村 | 28,611 | 市町村の国民年金事務に要する経費について、市町村は負担する義務を負わないとされ、「国民年金法」第86条において市町村が法令の規定によって行う事務処理に必要な費用を交付する。 |
| 原爆被爆者健康診断費交付金 | 都道府県、広島市、長崎市 | 2,880 | 「原子爆弾被爆者援護法」第7条等に基づき、被爆者健康診断事業に要する経費、被爆者健康手帳等の交付、原爆被爆者一般疾病医療費の支給に要する事務等の経費を交付するため |
| 原爆被爆者葬祭料交付金 | 都道府県、広島市、長崎市 | 1,777 56 | 「原子爆弾被爆者援護法」第32条に基づき、葬祭料の支給及びその支給に要する費用を交付するため |

(単位：百万円)

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|------------------|--------------------------|---------|--|
| 職務上年金給付費等交付金 | 全国健康保険協会 | 1,304 | 船員保険の統合に伴う施行日前に支給事由の生じた職務上年金給付費等に係る交付金のため |
| 事務取扱交付金 | 地方公共団体 | 873 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条に基づき、都道府県及び市町村の特別児童扶養手当の支給に関する事務の費用を交付するため |
| 高額医療費貸付事業等交付金 | (社)全国社会保険協会連合会 | 11 | 高額な医療費の自己負担部分に対して、保険者から高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金の貸付を行い、家計の負担を軽減する。 |
| 国家公務員共済組合連合会等交付金 | 国家公務員共済組合連合会等 | 2 | 船員保険の被保険者期間を有する者が、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の船員組合員となった場合に、「特別会計に関する法律」による廃止前の船員保険法第15条の4の規定に基づき、船員保険の被保険者期間に係る積立金相当額を当該共済組合に移換する。 |
| 水道事業認可等事務取扱交付金 | 北海道 | 0 | 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第7条第1項に基づき、北海道が策定した北海道道州制特別区域計画において水道法に基づき北海道が行う事務として掲げられた事務を行うために必要な経費を交付するため |
| 健康保険事務指定市町村交付金 | 市町村 | 0 | 「健康保険法」第203条の規定に基づき、日雇特例被保険者に係る健康保険の事務の一部は政令で定めるところにより市町村長に行わせることができることになっており、「健康保険法」第151条の規定により事務の執行に要する費用を交付する。 |
| あへん取締事務費交付金 | 地方公共団体 | 0 | 「あへん法」の規定に基づく業務の円滑な運営を図るため |
| <補給金> | | | |
| 株式会社日本政策金融公庫補給金 | 株式会社日本政策金融公庫 | 881 | 生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るため |
| <分担金> | | | |
| 政府開発援助世界保健機関分担金 | 世界保健機関 | 5,566 | 世界保健機関憲章の規定による分担金の支払いのため(義務的経費) |
| 国際労働機関分担金 | 国際労働機関 | 5,100 | 国際労働機関憲章の規定による分担金の支払いのため(義務的経費) |
| 世界保健機関分担金 | 世界保健機関 | 2,385 | 世界保健機関憲章の規定による分担金の支払いのため(義務的経費) |
| 政府開発援助国際労働機関分担金 | 国際労働機関 | 900 | 国際労働機関憲章の規定による分担金の支払いのため(義務的経費) |
| 国際がん研究機関等分担金 | 国際がん研究機関等 | 298 | 国際がん研究機関規約による分担金の支払い等のため(義務的経費) |
| 国際社会保障協会分担金 | 国際社会保障協会 | 18 | 国際社会保障協会規約第14章に基づき管轄する被保険者の数に比例して協会の経費を分担しなければならない。 |
| 国際社会保障協会等分担金 | 国際社会保障協会 国際労働監督協会 | 11 | 国際社会保障協会及び国際労働監督協会の規約に基づく分担金 |
| 国際社会保障協会等分担金 | 国際社会保障協会 世界公共雇用サービス協会 | 7 | 国際社会保障協会及び世界公共雇用サービス協会の規約に基づく分担金 |
| <拠出金> | | | |
| 政府開発援助世界保健機関等拠出金 | 世界保健機関等 | 1,269 | 世界の保健政策上不可欠の重要課題等に対し任意拠出するため |
| 世界保健機関等拠出金 | 世界保健機関等 | 544 | 世界の保健政策上不可欠の重要課題等に対し任意拠出するため |
| 国際労働機関拠出金 | 国際労働機関 | 156 | ILOがアジア・太平洋地域において実施する労働分野の技術協力事業等に任意拠出するため |
| 経済協力開発機構等拠出金 | 経済協力開発機構 | 54 | 経済協力開発機構が実施する厚生労働分野における事業のうち我が国が特に重視するものに任意拠出するため |
| 政府開発援助国際労働機関等拠出金 | 国際労働機関 | 32 | ILOがアジア・太平洋地域において実施する労働分野の技術協力事業等に任意拠出するため |
| 合計 | | 667,889 | |

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

| 相手先 | 金額 | 支出目的 |
|--------------------|---------|---|
| 国立病院機構 | 45,972 | 「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付。 |
| 雇用・能力開発機構 | 72,955 | 同上 |
| 高齢・障害者雇用支援機構 | 17,756 | 同上 |
| 労働者健康福祉機構 | 10,694 | 同上 |
| 医薬基盤研究所 | 11,152 | 同上 |
| 福祉医療機構 | 4,137 | 同上 |
| 勤労者退職金共済機構 | 3,269 | 同上 |
| 労働政策研究・研修機構 | 2,891 | 同上 |
| 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 2,382 | 同上 |
| 労働安全衛生総合研究所 | 2,535 | 同上 |
| 国立健康・栄養研究所 | 788 | 同上 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 569 | 同上 |
| 日本年金機構 | 74,805 | 同上 |
| 合計 | 249,910 | |

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

| | 一般会計 | 年金特別会計 | 労働保険特別会計 | 船員保険特別会計 | 国立高度専門医療センター特別会計 | 相殺消去 |
|--------------------|--------------|--------------|-------------|----------|------------------|--------------|
| I 前年度末資産・負債差額 | △ 4,174,745 | 2,284,427 | 7,670,144 | 162,887 | 129,740 | - |
| II 本年度業務費用合計 | △ 29,550,971 | △ 50,509,352 | △ 4,478,549 | △ 54,106 | △ 147,307 | 11,629,604 |
| III 財源 | 28,899,818 | 45,142,524 | 3,424,594 | 47,015 | 182,157 | △ 11,609,582 |
| 主管の財源 | 282,807 | - | - | - | - | △ 326 |
| 配賦財源 | 28,617,011 | - | - | - | - | - |
| 自己収入 | - | 34,197,079 | 2,852,311 | 44,015 | 101,153 | △ 7,609 |
| 他会計からの受入 | - | 10,945,445 | 572,283 | 2,999 | 81,004 | △ 11,601,646 |
| IV 無償所管換等 | 8,251 | 28,651 | 97,660 | 255 | △ 2,586 | △ 176,074 |
| V 資産評価差額 | 44,687 | △ 172,353 | 67,952 | - | - | - |
| VI 公的年金預り金の変動に伴う増減 | - | 5,830,660 | - | - | - | - |
| VII その他資産・負債差額の増減 | △ 198 | 18,956 | - | - | - | - |
| VIII 本年度末資産・負債差額 | △ 4,773,156 | 2,623,515 | 6,781,802 | 156,051 | 162,003 | △ 156,051 |

(単位：百万円)

| | 合算合計 |
|--------------------|--------------|
| I 前年度末資産・負債差額 | 6,072,454 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 73,110,682 |
| III 財源 | 66,086,528 |
| 主管の財源 | 282,481 |
| 配賦財源 | 28,617,011 |
| 自己収入 | 37,186,950 |
| 他会計からの受入 | 85 |
| IV 無償所管換等 | △ 43,842 |
| V 資産評価差額 | △ 59,712 |
| VI 公的年金預り金の変動に伴う増減 | 5,830,660 |
| VII その他資産・負債差額の増減 | 18,758 |
| VIII 本年度末資産・負債差額 | 4,794,164 |

勘定別の資産・負債差額の増減の明細

① 年金特別会計

(単位：百万円)

| | 基礎年金勘定 | 国民年金勘定 | 厚生年金勘定 | 福祉年金勘定 | 健康勘定 | 児童手当勘定 |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|---------|-------------|-----------|
| I 前年度末資産・負債差額 | 2,566,052 | 17,138 | 52,458 | 635 | △ 569,090 | 149,213 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 20,330,262 | △ 6,131,493 | △ 39,086,936 | △ 7,220 | △ 6,436,737 | △ 462,829 |
| III 財源 | 20,641,756 | 6,049,363 | 33,321,590 | 7,031 | 6,499,711 | 440,052 |
| 自己収入 | 1,967,710 | 2,625,616 | 22,903,192 | 73 | 6,467,929 | 201,729 |
| 他会計（勘定）からの受入 | 18,674,045 | 3,423,746 | 10,418,398 | 6,957 | 31,782 | 238,322 |
| IV 無償所管換等 | △ 0 | 5 | 216 | - | 83 | 200 |
| V 資産評価差額 | - | 405 | 17,015 | - | △ 186,693 | - |
| VI 公的年金預り金の変動に伴う増減 | - | 83,812 | 5,746,848 | - | - | - |
| VII その他資産・負債差額の増減 | - | - | - | - | - | - |
| VIII 本年度末資産・負債差額 | 2,877,546 | 19,232 | 51,193 | 446 | △ 692,725 | 126,636 |

(単位：百万円)

| | 業務勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|--------------------|-----------|--------------|--------------|
| I 前年度末資産・負債差額 | 68,019 | - | 2,284,427 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 369,260 | 22,315,387 | △ 50,509,352 |
| III 財源 | 498,406 | △ 22,315,387 | 45,142,524 |
| 自己収入 | 30,827 | - | 34,197,079 |
| 他会計（勘定）からの受入 | 467,579 | △ 22,315,387 | 10,945,445 |
| IV 無償所管換等 | 28,144 | - | 28,651 |
| V 資産評価差額 | △ 3,080 | - | △ 172,353 |
| VI 公的年金預り金の変動に伴う増減 | - | - | 5,830,660 |
| VII その他資産・負債差額の増減 | 18,956 | - | 18,956 |
| VIII 本年度末資産・負債差額 | 241,186 | - | 2,623,515 |

② 労働保険特別会計

(単位：百万円)

| | 労災勘定 | 雇用勘定 | 徴収勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|----------------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|
| I 前年度末資産・負債差額 | 420,668 | 7,259,253 | △ 9,777 | △0 | 7,670,144 |
| II 本年度業務費用合計 | △ 1,210,321 | △ 3,261,952 | △ 90,109 | 83,832 | △ 4,478,549 |
| III 財源 | 1,005,029 | 2,410,672 | 92,725 | △ 83,832 | 3,424,594 |
| 自己収入 | 153,601 | 73,452 | 8,806 | 2,616,450 | 2,852,311 |
| 他会計からの受入 | 851,428 | 2,337,219 | 83,918 | △ 2,700,283 | 572,283 |
| IV 無償所管換等 | 98,176 | △ 116 | △ 399 | 0 | 97,660 |
| V 資産評価差額 | 2,339 | 65,613 | - | - | 67,952 |
| VI 本年度末資産・負債差額 | 315,893 | 6,473,470 | △ 7,560 | - | 6,781,802 |

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
|----------|-----------------|--------------|---------|
| 官業収入 | 病院収入 | | 1,080 |
| | 診療所収入 | | 11 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | | 475 |
| | 国有財産使用収入 | | 0 |
| | 利子収入 | | 2 |
| 納付金 | 独立行政法人国立病院機構納付金 | 独立行政法人国立病院機構 | 3,165 |
| 諸収入 | 授業料及び入学検定料 | | 98 |
| | 許可及手数料 | | 13 |
| | 受託調査試験及役務収入 | | 199 |
| | 弁償及返納金 | | 254,204 |
| | 物品売払収入 | | 21,743 |
| | 雑入 | | 1,490 |
| 合計 | | | 282,481 |

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

| 特別会計 | 区分 | 財源の内容 | 金額 |
|------------------|------------|-------------------------------|--------------|
| 年金特別会計 | 自己収入 | 保険料収入 | 31,393,345 |
| | | 拠出金収入 | 2,151,209 |
| | | 責任準備金相当額等徴収金収入 | 190,464 |
| | | 老齢年金給付現価相当額徴収金収入 | 4,955 |
| | | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入 | 48,580 |
| | | 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | 91,208 |
| | | 運用益 | 14,148 |
| | | その他の財源 | 303,165 |
| | | 小計 | 34,197,079 |
| | 他会計からの受入 | 一般会計からの受入 | 10,933,948 |
| | | 労働保険特別会計からの受入 | 3,788 |
| | | 船員保険特別会計からの受入 | 7,709 |
| | 小計 | 10,945,445 | |
| 合計 | 45,142,524 | | |
| 労働保険特別会計 | 自己収入 | 一般拠出金収入 | 8,657 |
| | | 保険料収入 | 2,611,159 |
| | | 運用益 | 183,535 |
| | | その他の財源 | 48,958 |
| | 小計 | 2,852,311 | |
| | 他会計からの受入 | 一般会計からの受入 | 572,283 |
| | | 小計 | 572,283 |
| 合計 | 3,424,594 | | |
| 船員保険特別会計 | 自己収入 | 保険料収入 | 41,934 |
| | | 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | 109 |
| | | 運用益 | 763 |
| | | その他の財源 | 1,208 |
| | 小計 | 44,015 | |
| | 他会計からの受入 | 一般会計からの受入 | 2,999 |
| 小計 | | 2,999 | |
| 合計 | 47,015 | | |
| 国立高度専門医療センター特別会計 | 自己収入 | 診療収入 | 91,278 |
| | | 医療技術開発等研究収入 | 8,613 |
| | | 運用益 | 1 |
| | | その他の財源 | 1,259 |
| | 小計 | 101,153 | |
| | 他会計からの受入 | 一般会計からの受入 | 81,004 |
| 小計 | | 81,004 | |
| 合計 | 182,157 | | |
| 相殺消去 | | | △ 11,609,256 |
| 合計 | | | 37,187,036 |

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 相手先 | 金額 | 資産等の内訳 | 所管換等の理由 | 備考 |
|---------------------------------|------------------------------|-----------|--|---------------------------------------|----|
| 財産の無償所管換等 (受) | 内閣府 | 2 | 工作物 | 所管換 | |
| | 法務省(一般会計) | 0 | 建物 | 所管換 | |
| | 財務省(一般会計) | 162 | 立木竹、建物、 工作物 | 所管換 | |
| | 厚生労働省(一般会計) | 79 | 工作物、病院等 の固定資産 | 所管換 | |
| | 農林水産省(一般会計) | 0 | 工作物 | 合庁による無償所管換等 | |
| | 国土交通省(一般会計) | 305 | 土地、建物、工 作物 | 合庁による無償所管換等 | |
| | 環境省(一般会計) | 6 | 工作物 | 合庁による無償所管換等 | |
| | 総務省(一般会計) | 0 | 工作物 | 合庁による無償所管換等 | |
| | 船員保険特別会計 | 26,984 | 未収金、土地、 建物、工作物、 物品、無形固定 資産(電話加入 権)、出資金 | 船員保険特別会計の廃止に伴う 権利義務等の承継 | |
| | 小計 | 27,540 | | | |
| 財産の無償所管換等 (渡) | 財務省(一般会計) | △ 1,155 | 土地、建物、工 作物、物品、出 資金 | 所管換 | |
| | 財務省(一般会計) | △ 704 | 土地、工作物 | 引継 | |
| | 国土交通省(一般会計) | △ 12 | 建物、工作物 | 所管換 | |
| | 財務省及び国土交通省(特定国有財産整 備特別会計) | △ 300 | 土地、その他の 債権等、その他 の債務等 | 所管換 | |
| | 小計 | △ 2,172 | | | |
| 報告洩れ | | 2,304 | 土地、立木竹、 建物、工作物等 | | |
| 誤謬訂正 | | 4,840 | 未収収益、たな 卸資産、土地、 立木竹、建物、 工作物、物品、 無形固定資産 (ソフトウェア)、 出資金、未払金、 貸倒引当金、退 職給付引当金 | | |
| 実測と帳簿の差額 | | △ 81 | 土地、立木竹、 建物、工作物 | | |
| 特別会計より所属替 | | 661 | 建物、工作物 | | |
| 特別会計から受入 | 船員保険特別会計 | 100,474 | 現金、預金 | | |
| 換地 | | 189 | 土地、建物 | | |
| 引渡 | | △ 261 | 土地 | | |
| 整理資源に係る退職給 付引当金の再計算に係 る差額 | | △ 1,256 | 退職給付引当金 | 退職給付引当金算定において適 用する割引率等の変更に伴う差 額 | |
| 船員保険特別会計の廃 止に伴う所属替 | 船員保険特別会計 | △ 176,074 | 現金、預金、前 受金 | | |
| その他 | | △ 8 | | | |
| | 合計 | △ 43,842 | | | |

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 評価差額の戻入 | 本年度発生額 | 本年度増減額 | 評価差額の発生原因 |
|---------------------------|-----------|----------|----------|-------------|
| 出資金 | | | | |
| (市場価格のないもの) | △ 415,418 | 382,773 | △ 32,644 | 国有財産台帳の価格改定 |
| 全国健康保険協会への現物出資 に係る評価差額 | - | 465 | 465 | 現物出資による |
| 日本年金機構への現物出資に係 る評価差額 | - | △ 24,228 | △ 24,228 | 現物出資による |
| 独立行政法人への現物出資に係 る評価差額 | - | △ 3,305 | △ 3,305 | 現物出資による |
| 合計 | △ 415,418 | 355,705 | △ 59,712 | |

(5) 公的年金預り金の変動に伴う増減の明細

(単位：百万円)

| 対応する資産項目 | 前年度末残高 | 本年度増減額 | 本年度末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 現金・預金 | 6,701,923 | △ 1,145,657 | 5,556,265 |
| 運用寄託金 | 124,983,924 | △ 3,582,788 | 121,401,135 |
| 未収金 | 24,146 | 26,055 | 50,201 |
| 未収収益 | 2,823 | △ 2,688 | 134 |
| 未収保険料 | 3,908,385 | 109,655 | 4,018,040 |
| 他会計繰入未収金 | 6,729,039 | △ 743,019 | 5,986,019 |
| 貸倒引当金 | △ 1,953,035 | △ 85,797 | △ 2,038,832 |
| 出資金 | 2,932,388 | △ 357,001 | 2,575,387 |
| (控除) | | | |
| 前受金 | - | 0 | 0 |
| 未払金 | 4,094,847 | △ 68,089 | 4,026,758 |
| 他会計繰入未済金 | 2,969,656 | 117,507 | 3,087,164 |
| 合計 | 136,265,089 | △ 5,830,660 | 130,434,429 |

(6) その他資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 相手先 | 金額 |
|--------------------|--------|--------|
| 特別保健福祉事業資金に係る預託金利息 | | 18,956 |
| 債権免除により生じた差額 | 地方公共団体 | △ 198 |
| 合計 | | 18,758 |

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

| | 一般会計 | 年金特別会計 | 労働保険特別会計 | 船員保険特別会計 | 国立高度専門医療センター特別会計 | 相殺消去 |
|-------------------------------|--------------|--------------|-------------|----------|------------------|--------------|
| I 業務収支 | | | | | | |
| 1 財源 | | | | | | |
| 主管の収納済歳入額 | 440,711 | - | - | - | - | △ 157,437 |
| 配賦財源 | 28,617,011 | - | - | - | - | - |
| 自己収入 | - | 32,877,490 | 2,839,650 | 42,715 | 99,897 | △ 7,609 |
| 他会計からの受入 | - | 10,359,349 | 589,977 | 3,194 | 81,004 | △ 11,033,463 |
| 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの給付金収入 | - | 48,580 | - | - | - | - |
| 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | - | 414,985 | - | 498 | - | - |
| 前年度剰余金受入 | - | 1,691,076 | 367,227 | 41 | 17,181 | - |
| 資金からの受入 | - | 5,286,168 | 764,817 | 8,991 | 655 | - |
| 財源合計 | 29,057,723 | 50,677,651 | 4,561,673 | 55,441 | 198,739 | △ 11,198,510 |
| 2 業務支出 | | | | | | |
| (1) 業務支出 (施設整備支出を除く) | | | | | | |
| 人件費 | △ 205,533 | △ 103,470 | △ 78,349 | △ 822 | △ 54,016 | - |
| 労災保険給付費 | - | - | △ 749,647 | - | - | - |
| 労災援護給付費 | - | - | △ 112,243 | - | - | - |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | - | - | - | △ 26,340 | - | - |
| 年金保険給付費 | - | - | - | △ 3,665 | - | - |
| 失業保険給付費 | - | - | - | △ 1,760 | - | - |
| 福祉事業給付金 | - | - | - | △ 1,869 | - | - |
| 介護納付金 | - | - | - | △ 2,133 | - | - |
| 基礎年金給付費 | - | △ 16,426,879 | - | - | - | - |
| 国民年金給付費 | - | △ 1,477,278 | - | - | - | - |
| 厚生年金給付費 | - | △ 23,750,018 | - | - | - | - |
| 福祉年金給付費 | - | △ 7,646 | - | - | - | - |
| 保険料等交付金 | - | △ 6,352,125 | - | - | - | - |
| 病床転換支援金 | - | - | - | △ 3 | - | - |
| 失業等給付費 | - | - | △ 1,980,506 | - | - | - |
| 雇用安定等給付費 | - | - | △ 714,796 | - | - | - |
| 保険料返還金 | - | - | △ 49,325 | - | - | - |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | - | - | △ 9,124 | - | - | - |
| 補助金等 | △ 17,185,978 | △ 562,886 | △ 140,427 | △ 164 | △ 1,903 | - |
| 委託費等 | △ 145,393 | △ 450,964 | △ 72,537 | △ 313 | △ 4,219 | - |
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 70,407 | △ 74,805 | △ 104,698 | - | - | - |
| 他会計への繰入 | △ 11,021,798 | △ 157,090 | △ 2,281 | △ 9,722 | △ 8 | 11,190,901 |
| 支払調整金繰入 | - | △ 1,894 | - | - | - | - |
| 貸付けによる支出 | △ 4,406 | - | - | - | - | - |
| 出資による支出 | △ 52,805 | - | - | - | - | - |
| 庁費等の支出 | △ 214,002 | △ 215,580 | △ 126,861 | △ 897 | △ 60,529 | - |
| その他の支出 | △ 150,293 | △ 49,249 | △ 50,687 | △ 137 | △ 24,317 | - |
| 業務支出 (施設整備支出を除く) 合計 | △ 29,050,619 | △ 49,629,890 | △ 4,191,488 | △ 47,832 | △ 144,995 | 11,190,901 |
| (2) 施設整備支出 | | | | | | |
| 土地に係る支出 | △ 5 | - | △ 149 | - | △ 154 | - |
| 立木竹に係る支出 | △ 1 | - | - | - | - | - |
| 建物に係る支出 | △ 2,573 | - | △ 299 | - | △ 396 | - |
| 工作物に係る支出 | △ 1,798 | - | △ 449 | - | △ 1,066 | - |
| 建設仮勘定に係る支出 | △ 2,724 | - | △ 796 | - | △ 3,354 | - |
| 施設整備支出合計 | △ 7,104 | - | △ 1,695 | - | △ 4,972 | - |
| 業務支出合計 | △ 29,057,723 | △ 49,629,890 | △ 4,193,183 | △ 47,832 | △ 149,967 | 11,190,901 |
| 業務収支 | - | 1,047,761 | 368,489 | 7,609 | 48,772 | △ 7,609 |

(単位：百万円)

| | 合算合計 |
|-----------------------------------|--------------|
| I 業務収支 | |
| 1 財源 | |
| 主管の収納済歳入額 | 283,274 |
| 配賦財源 | 28,617,011 |
| 自己収入 | 35,852,145 |
| 他会計からの受入 | 62 |
| 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構からの給付金収入 | 48,580 |
| 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収 入 | 415,483 |
| 前年度剰余金受入 | 2,075,527 |
| 資金からの受入 | 6,060,633 |
| 財源合計 | 73,352,718 |
| 2 業務支出 | |
| (1) 業務支出（施設整備支出を除く） | |
| 人件費 | △ 442,192 |
| 労災保険給付費 | △ 749,647 |
| 労災援護給付費 | △ 112,243 |
| 疾病保険給付費及保険者納付金 | △ 26,340 |
| 年金保険給付費 | △ 3,665 |
| 失業保険給付費 | △ 1,760 |
| 福祉事業給付金 | △ 1,869 |
| 介護納付金 | △ 2,133 |
| 基礎年金給付費 | △ 16,426,879 |
| 国民年金給付費 | △ 1,477,278 |
| 厚生年金給付費 | △ 23,750,018 |
| 福祉年金給付費 | △ 7,646 |
| 保険料等交付金 | △ 6,352,125 |
| 病床転換支援金 | △ 3 |
| 失業等給付費 | △ 1,980,506 |
| 雇用安定等給付費 | △ 714,796 |
| 保険料返還金 | △ 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | △ 9,124 |
| 補助金等 | △ 17,891,360 |
| 委託費等 | △ 673,428 |
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 249,910 |
| 他会計への繰入 | - |
| 支払調整金繰入 | △ 1,894 |
| 貸付けによる支出 | △ 4,406 |
| 出資による支出 | △ 52,805 |
| 庁費等の支出 | △ 617,872 |
| その他の支出 | △ 274,685 |
| 業務支出（施設整備支出を除く）合計 | △ 71,873,923 |
| (2) 施設整備支出 | |
| 土地に係る支出 | △ 308 |
| 立木竹に係る支出 | △ 1 |
| 建物に係る支出 | △ 3,269 |
| 工作物に係る支出 | △ 3,314 |
| 建設仮勘定に係る支出 | △ 6,876 |
| 施設整備支出合計 | △ 13,771 |
| 業務支出合計 | △ 71,887,695 |
| 業務収支 | 1,465,023 |

(単位：百万円)

| | 一般会計 | 年金特別会計 | 労働保険特別会計 | 船員保険特別会計 | 国立高度専門医療センター特別会計 | 相殺消去 |
|--|------|---------------|------------|----------|------------------|-----------|
| II 財務収支 | | | | | | |
| 借入金による収入 | - | 1,479,228 | - | - | 9,384 | - |
| 借入金の返済による支出 | - | △ 1,479,228 | - | - | △ 13,104 | - |
| 利息の支払額 | - | △ 10,899 | - | - | △ 4,223 | - |
| 財務収支 | - | △ 10,899 | - | - | △ 7,943 | - |
| 本年度収支 | - | 1,036,861 | 368,489 | 7,609 | 40,829 | △ 7,609 |
| 資金からの受入 (決算処理によるもの) | - | 998,434 | 338,812 | - | - | - |
| 資金への繰入 (決算処理によるもの) | - | △ 34,526 | △ 341,626 | - | - | - |
| 全国健康保険協会への承継による支出 | - | △ 7,373 | - | - | - | △ 23,810 |
| 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第2条各号に規定する独立行政法人に承継する額 | - | - | - | - | △ 38,662 | - |
| 翌年度一般会計への繰入 | - | - | - | - | △ 2,166 | - |
| 翌年度歳入繰入 | - | 1,993,395 | 365,676 | 7,609 | - | △ 31,419 |
| 資金本年度末残高 | - | 127,805,635 | 14,044,976 | 124,284 | 255 | △ 100,474 |
| その他歳計外現金・預金本年度末残高 | - | △ 121,401,135 | - | - | 40,829 | - |
| 本年度末現金・預金残高 | - | 8,397,895 | 14,410,652 | 131,894 | 41,084 | △ 131,894 |

(単位：百万円)

| | 合算合計 |
|--|---------------|
| Ⅱ財務収支 | |
| 借入金による収入 | 1,488,613 |
| 借入金の返済による支出 | △ 1,492,332 |
| 利息の支払額 | △ 15,123 |
| 財務収支 | △ 18,843 |
| 本年度収支 | 1,446,179 |
| 資金からの受入 (決算処理によるもの) | 1,337,247 |
| 資金への繰入 (決算処理によるもの) | △ 376,152 |
| 全国健康保険協会への承継による支出 | △ 31,183 |
| 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第2条各号に規定する独立行政法人に承継する額 | △ 38,662 |
| 翌年度一般会計への繰入 | △ 2,166 |
| 翌年度歳入繰入 | 2,335,261 |
| 資金本年度末残高 | 141,874,677 |
| その他歳計外現金・預金本年度末残高 | △ 121,360,306 |
| 本年度末現金・預金残高 | 22,849,632 |

勘定別の区分別収支の明細

① 年金特別会計

(単位：百万円)

| | 基礎年金勘定 | 国民年金勘定 | 厚生年金勘定 | 福祉年金勘定 | 健康勘定 | 児童手当勘定 |
|-------------------------------|--------------|-------------|---------------|---------|-------------|-----------|
| I 業務収支 | | | | | | |
| 1 財源 | | | | | | |
| 自己収入 | 1,940,001 | 1,696,966 | 22,677,290 | 67 | 6,345,549 | 202,631 |
| 他会計からの受入 | 18,556,538 | 3,408,723 | 11,151,523 | 7,591 | 17,857 | 241,554 |
| 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入 | - | 7,264 | 30,937 | - | 10,378 | - |
| 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | - | 21,729 | 393,255 | - | - | - |
| 前年度剰余金受入 | 1,592,221 | - | - | 72 | 55,983 | 10,711 |
| 資金からの受入 | - | - | 3,754,929 | - | - | 26,200 |
| 財源合計 | 22,088,760 | 5,134,684 | 38,007,937 | 7,731 | 6,429,768 | 481,097 |
| 2 業務支出 | | | | | | |
| (1)業務支出 (施設整備支出を除く) | | | | | | |
| 人件費 | - | - | - | - | - | △ 184 |
| 基礎年金給付費 | △ 16,426,879 | - | - | - | - | - |
| 国民年金給付費 | - | △ 1,477,278 | - | - | - | - |
| 厚生年金給付費 | - | - | △ 23,750,018 | - | - | - |
| 福祉年金給付費 | - | - | - | △ 7,646 | - | - |
| 保険料等交付金 | - | - | - | - | △ 6,352,125 | - |
| 補助金等 | - | - | △ 96,725 | - | - | △ 466,160 |
| 委託費等 | △ 413,758 | - | - | - | - | - |
| 独立行政法人運営費交付金 | - | - | - | - | - | - |
| 他会計への繰入 | △ 3,346,903 | △ 3,846,588 | △ 14,929,235 | 0 | △ 19,733 | △ 1,548 |
| 支払調整金繰入 | △ 149 | - | △ 1,745 | - | - | - |
| 庁費等の支出 | - | - | - | - | - | △ 845 |
| その他の支出 | △ 1 | △ 35,883 | △ 3,580 | △ 0 | △ 1,151 | △ 20 |
| 業務支出(施設整備支出を除く)合計 | △ 20,187,692 | △ 5,359,750 | △ 38,781,305 | △ 7,647 | △ 6,373,010 | △ 468,759 |
| 業務支出合計 | △ 20,187,692 | △ 5,359,750 | △ 38,781,305 | △ 7,647 | △ 6,373,010 | △ 468,759 |
| 業務収支 | 1,901,068 | △ 225,066 | △ 773,368 | 84 | 56,757 | 12,338 |
| II 財務収支 | | | | | | |
| 借入による収入 | - | - | - | - | 1,479,228 | - |
| 借入金の返済による支出 | - | - | - | - | △ 1,479,228 | - |
| 利息の支払額 | - | - | - | - | △ 10,899 | - |
| 財務収支 | - | - | - | - | △ 10,899 | - |
| 本年度収支 | 1,901,068 | △ 225,066 | △ 773,368 | 84 | 45,857 | 12,338 |
| 資金からの受入(決算処理によるもの) | - | 225,066 | 773,368 | - | - | - |
| 資金への繰入(決算処理によるもの) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 4,265 |
| 全国健康保険協会への承継による支出 | - | - | - | - | △ 7,373 | - |
| 翌年度健康勘定への繰入 | - | - | - | - | - | - |
| 翌年度歳入繰入 | 1,901,068 | - | 0 | 84 | 38,484 | 8,072 |
| 資金本年度末残高 | 724,607 | 7,482,178 | 119,505,227 | - | - | 93,069 |
| その他歳計外現金・預金本年度末残高 | - | △ 7,190,444 | △ 114,240,696 | - | - | - |
| 本年度末現金・預金残高 | 2,625,676 | 291,733 | 5,264,531 | 84 | 38,484 | 101,141 |

(単位：百万円)

| | 業務勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|---------------------------------------|-------------|--------------|---------------|
| I 業務収支 | | | |
| 1 財源 | | | |
| 自己収入 | 14,984 | 0 | 32,877,490 |
| 他会計からの受入 | 467,580 | △ 23,492,020 | 10,359,349 |
| 独立行政法人年金・健康保険 福祉施設整理機構からの納付 金収入 | - | - | 48,580 |
| 独立行政法人福祉医療機構か らの納付金収入 | - | - | 414,985 |
| 前年度剰余金受入 | 32,088 | - | 1,691,076 |
| 資金からの受入 | 1,505,038 | - | 5,286,168 |
| 財源合計 | 2,019,692 | △ 23,492,020 | 50,677,651 |
| 2 業務支出 | | | |
| (1)業務支出 (施設整備支出を除く) | | | |
| 人件費 | △ 103,285 | - | △ 103,470 |
| 基礎年金給付費 | - | - | △ 16,426,879 |
| 国民年金給付費 | - | - | △ 1,477,278 |
| 厚生年金給付費 | - | - | △ 23,750,018 |
| 福祉年金給付費 | - | - | △ 7,646 |
| 保険料等交付金 | - | - | △ 6,352,125 |
| 補助金等 | - | - | △ 562,886 |
| 委託費等 | △ 37,206 | - | △ 450,964 |
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 74,805 | - | △ 74,805 |
| 他会計への繰入 | △ 1,505,102 | 23,492,020 | △ 157,090 |
| 支払調整金繰入 | - | - | △ 1,894 |
| 庁費等の支出 | △ 214,735 | - | △ 215,580 |
| その他の支出 | △ 8,610 | - | △ 49,249 |
| 業務支出(施設整備支出を除 く)合計 | △ 1,943,745 | 23,492,020 | △ 49,629,890 |
| 業務支出合計 | △ 1,943,745 | 23,492,020 | △ 49,629,890 |
| 業務収支 | 75,946 | - | 1,047,761 |
| II 財務収支 | | | |
| 借入による収入 | - | - | 1,479,228 |
| 借入金の返済による支出 | - | - | △ 1,479,228 |
| 利息の支払額 | - | - | △ 10,899 |
| 財務収支 | - | - | △ 10,899 |
| 本年度収支 | 75,946 | - | 1,036,861 |
| 資金からの受入(決算処理による もの) | - | - | 998,434 |
| 資金への繰入(決算処理によるも の) | △ 30,261 | 0 | △ 34,526 |
| 全国健康保険協会への承継による 支出 | - | - | △ 7,373 |
| 翌年度健康勘定への繰入 | △ 5,614 | 5,614 | - |
| 翌年度歳入繰入 | 40,071 | 5,614 | 1,993,395 |
| 資金本年度末残高 | 552 | - | 127,805,635 |
| その他歳計外現金・預金本年度末 残高 | 35,619 | △ 5,614 | △ 121,401,135 |
| 本年度末現金・預金残高 | 76,243 | - | 8,397,895 |

② 労働保険特別会計

(単位：百万円)

| | 労災勘定 | 雇用勘定 | 徴収勘定 | 相殺消去 | 合算合計 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| I 業務収支 | | | | | |
| 1 財源 | | | | | |
| 自己収入 | 151,681 | 76,218 | 2,611,750 | 0 | 2,839,650 |
| 他会計からの受入 | 842,891 | 2,350,007 | 72,475 | △ 2,675,397 | 589,977 |
| 前年度剰余金受入 | 206,862 | 126,831 | 33,533 | - | 367,227 |
| 資金からの受入 | - | 764,817 | - | - | 764,817 |
| 財源合計 | 1,201,435 | 3,317,875 | 2,717,759 | △ 2,675,397 | 4,561,673 |
| 2 業務支出 | | | | | |
| (1) 業務支出（施設整備支出を除く） | | | | | |
| 人件費 | △ 27,212 | △ 43,530 | △ 7,607 | - | △ 78,349 |
| 労災保険給付費 | △ 749,647 | - | - | - | △ 749,647 |
| 労災援護給付費 | △ 112,243 | - | - | - | △ 112,243 |
| 失業等給付費 | - | △ 1,980,506 | - | - | △ 1,980,506 |
| 雇用安定等給付費 | - | △ 714,796 | - | - | △ 714,796 |
| 保険料返還金 | - | - | △ 49,325 | - | △ 49,325 |
| 石綿健康被害救済事業交付金 | - | - | △ 9,124 | - | △ 9,124 |
| 補助金等 | △ 44,873 | △ 95,554 | - | - | △ 140,427 |
| 委託費等 | △ 22,132 | △ 49,536 | △ 869 | 0 | △ 72,537 |
| 独立行政法人運営費交付金 | △ 12,577 | △ 92,121 | - | - | △ 104,698 |
| 他会計への繰入 | △ 47,148 | △ 27,545 | △ 2,602,984 | 2,675,397 | △ 2,281 |
| 庁費等の支出 | △ 19,799 | △ 93,493 | △ 13,568 | - | △ 126,861 |
| その他の支出 | △ 8,774 | △ 29,265 | △ 12,648 | - | △ 50,687 |
| 業務支出（施設整備支出を除く）合計 | △ 1,044,407 | △ 3,126,349 | △ 2,696,128 | 2,675,397 | △ 4,191,488 |
| (2) 施設整備支出 | | | | | |
| 土地に係る支出 | △ 63 | △ 85 | - | - | △ 149 |
| 建物に係る支出 | △ 196 | △ 103 | - | - | △ 299 |
| 工作物に係る支出 | △ 297 | △ 151 | - | - | △ 449 |
| 建設仮勘定に係る支出 | △ 195 | △ 601 | - | - | △ 796 |
| 施設整備支出合計 | △ 753 | △ 942 | - | - | △ 1,695 |
| 業務支出合計 | △ 1,045,160 | △ 3,127,291 | △ 2,696,128 | 2,675,397 | △ 4,193,183 |
| 業務収支 | 156,275 | 190,583 | 21,630 | - | 368,489 |
| II 財務収支 | | | | | |
| 財務収支 | - | - | - | - | - |
| 本年度収支 | 156,275 | 190,583 | 21,630 | - | 368,489 |
| 資金からの受入（決算処理によるもの） | 43,504 | 295,308 | - | - | 338,812 |
| 資金への繰入（決算処理によるもの） | - | △ 341,626 | - | - | △ 341,626 |
| 翌年度歳入繰入 | 199,779 | 144,265 | 21,630 | - | 365,676 |
| 資金本年度末残高 | 8,153,213 | 5,891,763 | - | - | 14,044,976 |
| 本年度末現金・預金残高 | 8,352,993 | 6,036,028 | 21,630 | - | 14,410,652 |

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
|-----------|-----------------|--------------|---------|
| 官業収入 | 病院収入 | 個人等 | 1,077 |
| 官業収入 | 診療所収入 | 個人等 | 11 |
| 国有財産処分収入 | 国有財産売払収入 | | 0 |
| 貸付金等回収金収入 | 消費生活協同組合資金貸付金償還 | 地方公共団体 | 4 |
| 貸付金等回収金収入 | 公衆衛生修学資金貸付金償還金 | 地方公共団体 | 0 |
| 貸付金等回収金収入 | 災害援護資金貸付金償還金 | 地方公共団体 | 1,453 |
| 貸付金等回収金収入 | 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 | | 918 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | | 474 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産使用収入 | | 0 |
| 国有財産利用収入 | 利子収入 | | 0 |
| 納付金 | 独立行政法人国立病院機構納付金 | 独立行政法人国立病院機構 | 3,164 |
| 諸収入 | 授業料及び入学検定料 | | 98 |
| 諸収入 | 許可及手数料 | | 14 |
| 諸収入 | 受託調査試験及役務収入 | | 198 |
| 諸収入 | 弁償及返納金 | | 252,697 |
| 諸収入 | 物品売払収入 | | 21,742 |
| 諸収入 | 雑入 | | 1,414 |
| 合計 | | | 283,274 |

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

| 特別会計 | 区分 | 財源の内容 | 金額 |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------|
| 年金特別会計 | 自己収入 | 運用収入 | 18,239 |
| | | 厚生年金業務対価見合収入 | 22,469,281 |
| | | 責任準備金相当額徴収金収入 | 190,547 |
| | | 保険業務対価見合収入 | 6,539,128 |
| | | 基礎年金業務対価見合収入 | 1,922,171 |
| | | 国民年金業務対価見合収入 | 1,694,961 |
| | | 資産の売却による収入 | 1,771 |
| | | 高齢年金給付現価相当額徴収金収入 | 4,955 |
| | | その他の収入 | 36,434 |
| | | 小計 | 32,877,490 |
| | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入 | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入 | 48,580 |
| | | 小計 | 48,580 |
| | 独立行政法人福祉医療機構から納付金収入 | 独立行政法人福祉医療機構から納付金収入 | 414,985 |
| | | 小計 | 414,985 |
| | 前年度剰余金受入 | 前年度剰余金受入 | 1,691,076 |
| | | 小計 | 1,691,076 |
| | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 5,286,168 |
| | | 小計 | 5,286,168 |
| | 合計 | | |
| 労働保険特別会計 | 自己収入 | 運用収入 | 187,595 |
| | | 保険料収入 | 2,601,211 |
| | | 石綿健康被害救済拠出金収入 | 8,619 |
| | | その他の収入 | 42,225 |
| | | 小計 | 2,839,650 |
| | 前年度剰余金受入 | 前年度剰余金受入 | 367,227 |
| | | 小計 | 367,227 |
| | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 764,817 |
| | | 小計 | 764,817 |
| | 合計 | | |
| 船員保険特別会計 | 自己収入 | 運用収入 | 989 |
| | | 保険業務対価見合収入 | 39,552 |
| | | その他の収入 | 2,172 |
| | | 小計 | 42,715 |
| | 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | 独立行政法人福祉医療機構からの納付金収入 | 498 |
| | | 小計 | 498 |
| | 前年度剰余金受入 | 前年度剰余金受入 | 41 |
| | | 小計 | 41 |
| | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 8,991 |
| | | 小計 | 8,991 |
| 合計 | | | 52,246 |
| 国立高度専門医療センター特別会計 | 自己収入 | 運用収入 | 1 |
| | | 診療収入 | 90,052 |
| | | 看護師養成所収入 | 263 |
| | | 医療技術開発等研究収入 | 8,613 |
| | | その他の収入 | 966 |
| | | 小計 | 99,897 |
| | 前年度剰余金受入 | 前年度剰余金受入 | 17,181 |
| | | 小計 | 17,181 |
| | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 資金からの受入(予算上措置されたもの) | 655 |
| | | 小計 | 655 |
| 合計 | | | 117,735 |
| 合計 | | | 44,459,979 |

(3) 資金の明細

(単位：百万円)

| 資金名 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末残高 |
|------------|-------------|---------|-----------|-------------|
| 積立金 | 146,365,100 | 476,371 | 5,472,102 | 141,369,369 |
| 特別保険福祉事業資金 | 1,512,215 | 19,799 | 1,531,463 | 552 |
| 雇用安定資金 | 1,025,969 | - | 521,214 | 504,755 |
| 合計 | 148,903,285 | 496,171 | 7,524,780 | 141,874,677 |

(4) その他歳計外現金・預金の増減の明細

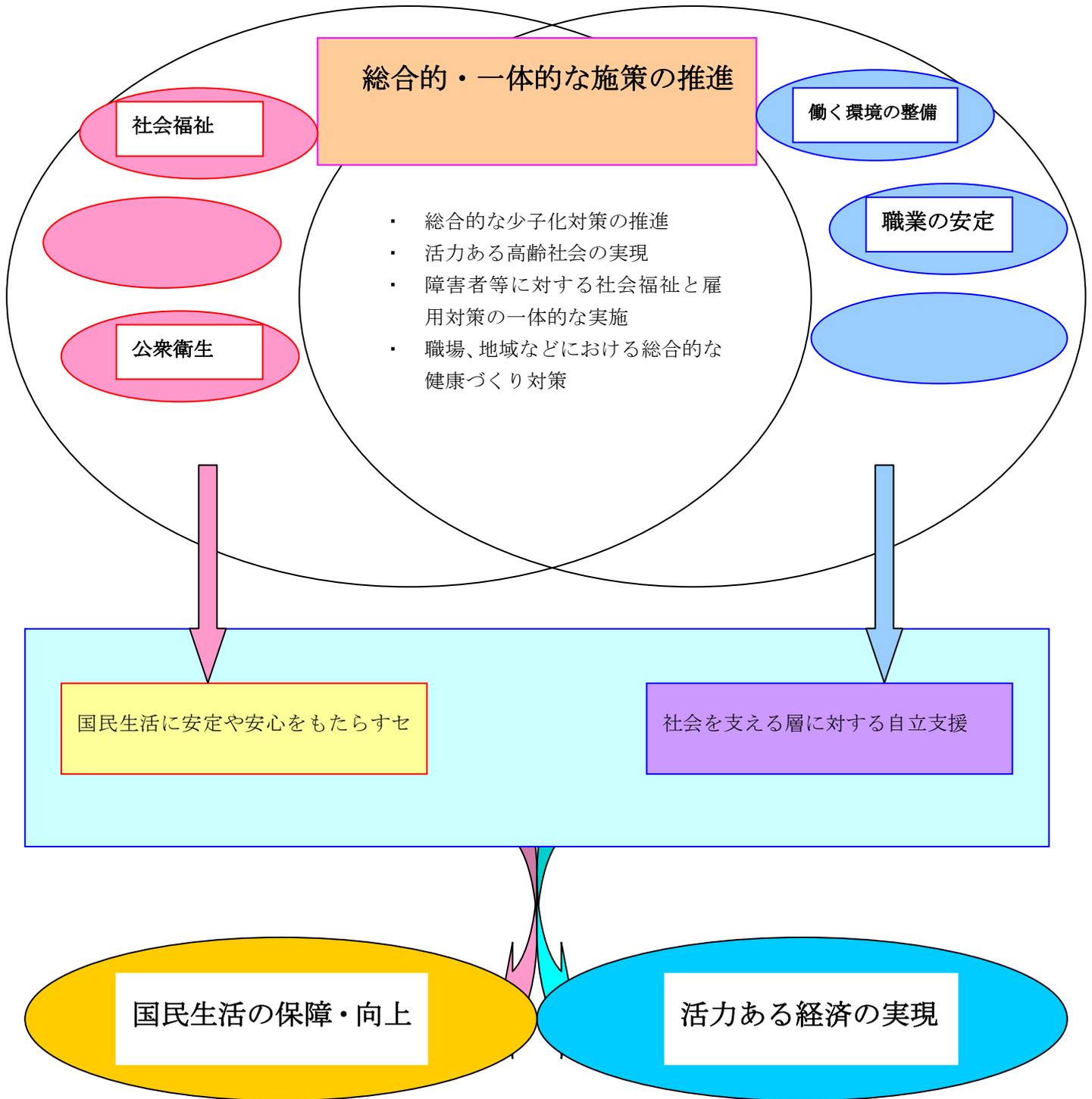
(単位：百万円)

| 内容 | 金額 |
|----------------------------|---------------|
| 前年度末残高 | △ 124,969,999 |
| 本年度受入 | |
| 運用寄託金の減少 | 3,582,788 |
| 翌年度一般会計への繰入未了 | 38,662 |
| 翌年度(独)国立高度専門医療研究センターへの承継未了 | 2,166 |
| 本年度払出 | |
| 健康勘定への繰入 | △ 13,924 |
| 本年度末残高 | △ 121,360,306 |

参考情報

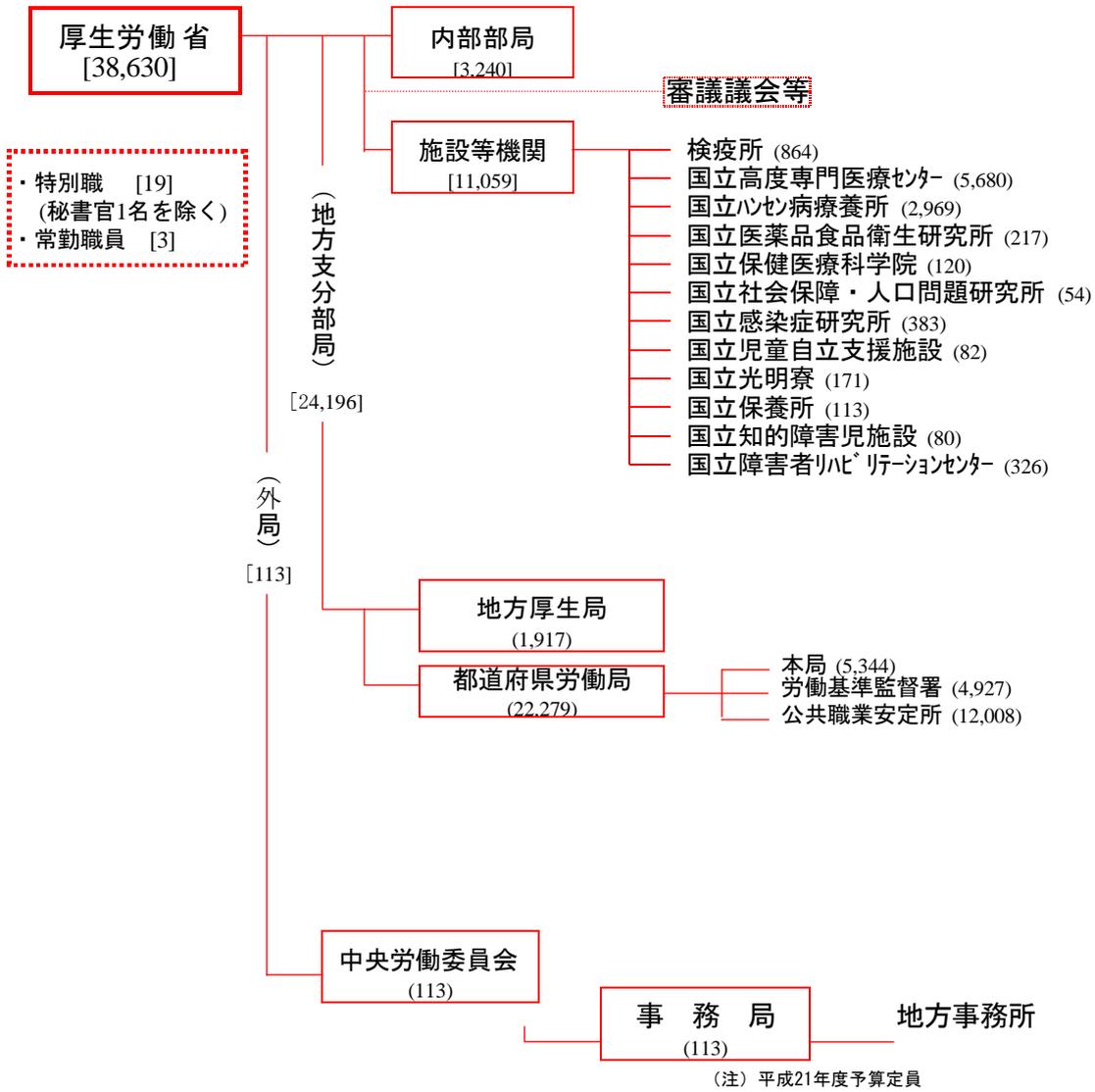
1. 厚生労働省の所掌する業務の概要

厚生労働省は、社会福祉、社会保障、公衆衛生、働く環境の整備、職業の安定、人材の育成等の施策を総合的・一体的に推進し、国民生活の保障・向上及び活力ある経済の実現を目指している。

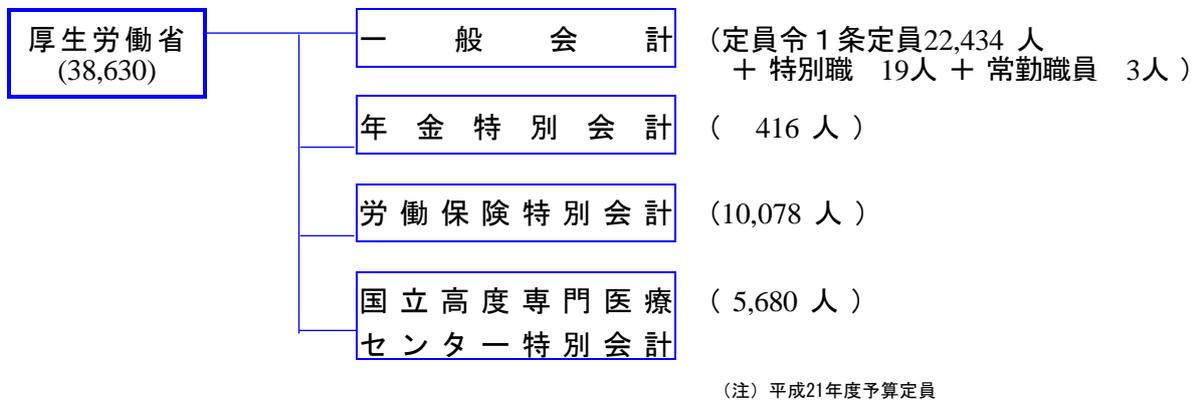


2. 厚生労働省の組織及び定員

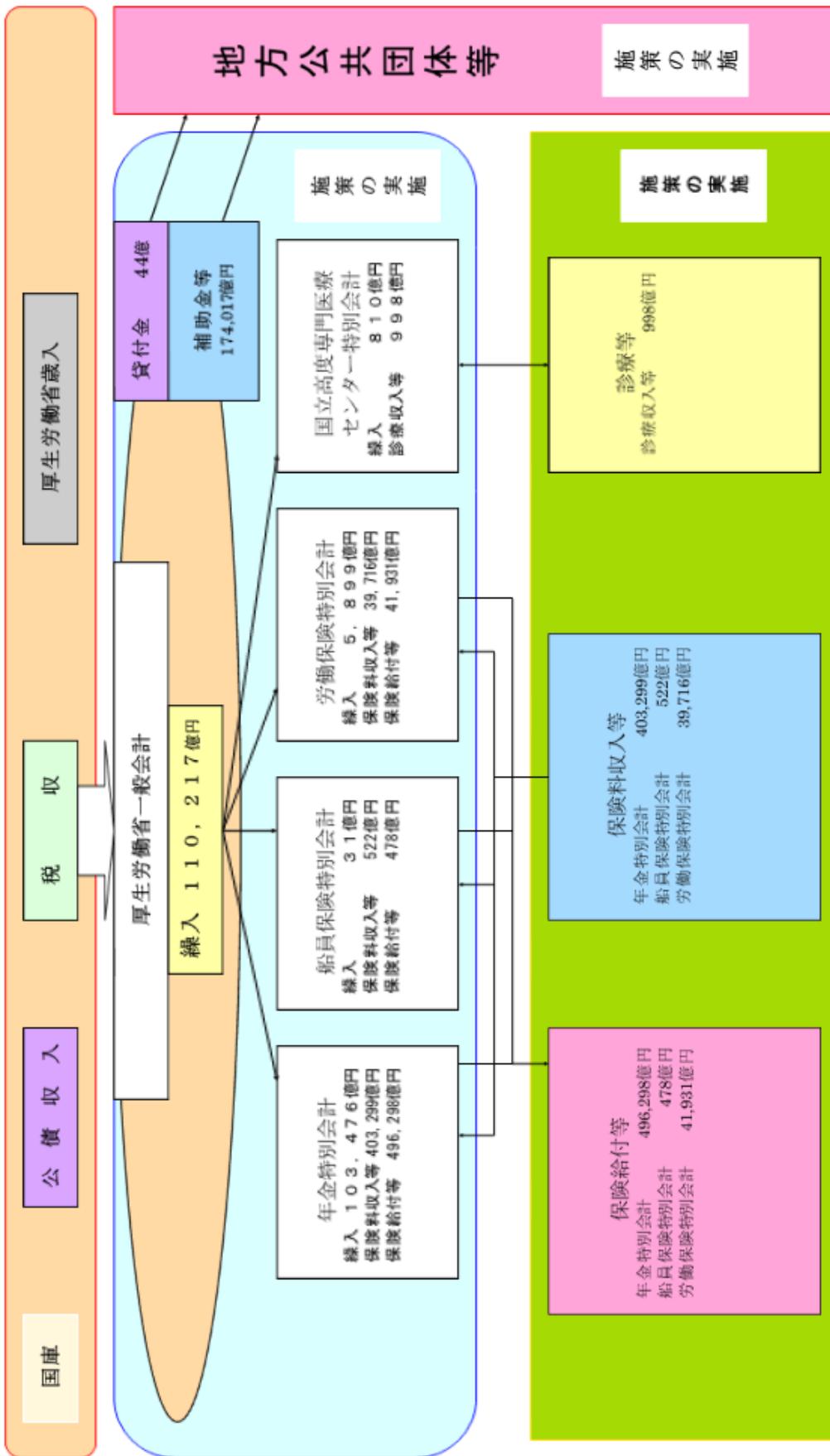
厚生労働省の組織



厚生労働省の職員数 (会計別)



3. 厚生労働省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ
 - (1) 厚生労働省における会計間の財政資金の流れ



(2) 厚生労働省における独立行政法人等への財政資金の流れ

厚生労働省所管一般会計
厚生労働省所管特別会計

| | |
|---------------------------------|--|
| 交付金・補助金・委託費 1,153百万円 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 |
| 交付金・補助金・委託費 827百万円 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。 |
| 交付金・補助金・委託費 39,948百万円 | 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。 |
| 交付金・補助金 2,475百万円 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| 交付金・補助金 9,746百万円 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営すること。 |
| 委託費 438,940百万円 | 年金積立金管理運用独立行政法人 厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。 |
| 交付金・補助金・委託費 39,418百万円 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 労働者災害補償保険の労働福祉事業を適切かつ能率的に行うとともに、労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 交付金・補助金・委託費 2,843百万円 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。 |
| 交付金・補助金 3,193百万円 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働者の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。 |
| 交付金・補助金 43,368百万円 | 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 |
| 出資金・交付金・補助金・委託費 113,145百万円 | 独立行政法人雇用・能力開発機構 労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与する。 |
| 交付金・補助金・委託費 105,242百万円 | 独立行政法人国立病院機構 医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 |
| 出資金 16百万円 | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。 |
| 出資金・交付金・補助金・委託費 7,411,448百万円 | 全国健康保険協会 健康保険の被保険者に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者及びその被扶養者の利益の実現を図ることを目的とする。 |
| 交付金・補助金 11,414百万円 | 独立行政法人医薬基盤研究所 医薬品技術及び医療用具等技術に関し、医薬品、医療用具等の開発に資することとなる共通的な研究及び開発、民間等において行われる研究及び開発の振興、試験研究の素材となる生物の個体等の研究及び開発等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療用具等の技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資する。 |
| 出資金・交付金 177,916百万円 | 日本年金機構 政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努める。 |

4. 平成 21 年度歳入歳出決算の概要

(1) 平成 21 年度厚生労働省の歳入決算

歳入予算額 85,036,695 百万円に対し、徴収決定済額は 84,049,331 百万円、収納済歳入額は 83,590,248 百万円、収納率は 99.4%であった。

(単位：百万円)

| 会 計 名 | 歳入予算額(A) | 徴収決定済額(B) | 収納済歳入額(C) | 収 納 率 (C)/(B)(%) |
|----------------------|------------|------------|------------|---------------------|
| 一般会計 | 359,664 | 440,953 | 440,711 | 99.9% |
| 年金特別会計 | 76,549,285 | 75,990,739 | 75,648,899 | 99.5% |
| 船員保険特別会計 | 54,193 | 58,606 | 55,441 | 94.6% |
| 労働保険特別会計 | 7,884,065 | 7,349,728 | 7,237,070 | 98.4% |
| 国立高度専門医療 センター特別会計 | 189,487 | 209,303 | 208,124 | 99.4% |
| 計 | 85,036,695 | 84,049,331 | 83,590,248 | 99.4% |

(※計数の単位未満は切捨て)

(2) 平成 21 年度厚生労働省の歳出決算

歳出予算現額 113,754,749 百万円に対し、支出済歳出額は 110,753,470 百万円、翌年度繰越額 145,350 百万円、不用額 2,855,958 百万円であった。

(単位：百万円)

| 会 計 名 | 歳出予算現額 | 支出済歳出額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|----------------------|-------------|-------------|---------|-----------|
| 一般会計 | 29,402,602 | 29,057,723 | 133,988 | 210,890 |
| 年金特別会計 | 76,430,836 | 74,612,038 | 7,477 | 1,811,320 |
| 船員保険特別会計 | 54,193 | 47,832 | — | 6,361 |
| 労働保険特別会計 | 7,659,792 | 6,868,580 | 3,885 | 787,355 |
| 国立高度専門医療 センター特別会計 | 207,325 | 167,295 | — | 40,029 |
| 計 | 113,754,749 | 110,753,470 | 145,350 | 2,855,958 |

(※計数の単位未満は切捨て)

5. 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

| | |
|---------------|---------------------|
| ・会計年度末の公債残高 | <u>5,724,047 億円</u> |
| ・当該年度に発行した公債額 | <u>519,549 億円</u> |
| ・当該年度の利払費 | <u>72,234 億円</u> |

② 財務省において計上されている①の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|---------------------|
| ・会計年度末の公債残高のうち当省配分額 | <u>1,337,363 億円</u> |
| ・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額 | <u>163,828 億円</u> |
| ・当該年度の利払費のうち当省配分額 | <u>16,243 億円</u> |

③ 財務省において計上されている①の計数を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|---------------------|
| ・会計年度末の公債残高のうち当省配分額 | <u>1,322,200 億円</u> |
| ・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額 | <u>163,828 億円</u> |
| ・当該年度の利払費のうち当省配分額 | <u>16,053 億円</u> |